

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 11 月 5 日

案件名	第3次相模原市住生活基本計画の策定について													
所管	都市建設	局区	まちづくり計画	部	建築・住まい政策	課	担当者		内線					
概要	平成22年3月に策定した「第2次相模原市住宅基本計画」の計画期間が本年度で終了するため、次期計画として「第3次相模原市住生活基本計画」を策定するもの。 なお、本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、「相模原市賃貸住宅供給促進計画」を一体的に策定する。													
審議内容(論点)	第3次相模原市住生活基本計画(案)について ○ 相模原市賃貸住宅供給促進計画(案)について													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策45 安全で快適な住環境の形成										
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	18	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	7	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整	なし		議会上程時期				報道への情報提供		資料提供				
	パブリックコメント	あり		時期		令和元年12月～令和2年1月		議会への情報提供		部会		令和元年12月		
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等				なし						
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況					
			企画政策課			指標とSDGsの設定について			調整済					
			都市計画課			都市計画マスタープランとの整合 立地適正化計画との整合			調整済					
			市営住宅課			市営住宅の供給目標			調整済					
	打合せ・会議の経過													
	月日		会議名等				内容							
	平成30年1月		関係課長会議、事務事業調整会議				相模原市住生活基本計画の策定体制について							
平成30年8月～令和元年8月		住生活基本計画作業部会				相模原市住生活基本計画の策定について(7回開催)								
平成30年8月～令和元年9月		住生活基本計画検討部会				相模原市住生活基本計画の策定について(6回開催)								
平成30年9月～令和元年10月		住生活基本計画策定委員会				相模原市住生活基本計画の策定について(6回開催) (第1回策定委員会においては諮問)								
令和元年10月9日		住生活基本計画策定委員会				第3次相模原市住生活基本計画答申								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策調整会議)							
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)		企画政策課(代)		財務課(代)			交通・地域安全課						
	地域福祉課		障害政策課(代)		高齢政策課			こども・若者政策課						
	産業政策課		環境政策課(代)		都市計画課(代)			市営住宅課						
	都市建設総務室(代)		建築・住まい政策課											
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>台風などの災害による、中山間地域の安全な地区への誘導などを表現に含めてはどうか。 基本方針7において、災害に対する施策を示しているが、総合計画の内容を確認し、表現を検討する。 第5章 相模原市賃貸住宅供給促進計画において、市営住宅については、計画的な供給に努めると記載されているが、このような表現で良いのか。 ○市営住宅長寿命化計画において、計画的な供給は、募集を行うことを意味しているので、表現はこのままで問題ない。 県との法定協議によっては、計画が変更されるのか。 協議によっては、変更もあり得る。ただし、策定委員会の委員には、県住宅計画課長もあり、これまでの経過は確認していたため、大きな変更はないと考えられる。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>セーフティネット住宅(登録住宅)の規模に係る基準について、なぜ16㎡としたのか。 昭和56年の住宅建設計画において、最低居住水準を16㎡としており、当時のストックを活用するため16㎡へ緩和した。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成22年3月に策定した「第2次 相模原市住宅基本計画」の計画期間が本年度で終了するため、「第3次相模原市住生活基本計画」を策定するもの。なお、この策定を機に、国・県と合わせて名称を「第3次相模原市住生活基本計画」とする。

(2) 計画の目的

国において平成28年3月に住生活基本計画（全国計画）が閣議決定され、新たな住宅政策の方向性が示されていることを踏まえ、少子高齢化や空き家の増加など、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する。

(3) 計画の位置付け

「相模原市総合計画」を上位計画とし、「相模原市都市計画マスタープラン」をはじめとする関連計画と連携・整合した住宅部門の基本計画で、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく国及び県の住生活基本計画を踏まえた計画とする。なお、今回の計画策定に当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第6条第1項の規定に基づく「市町村賃貸住宅供給促進計画」と一体的に策定する。

(4) 計画の期間

「次期相模原市総合計画」の計画期間と整合を図るため、令和2年度から令和9年度までの8年間とする。

(5) 計画の構成

- 第1章 はじめに
- 第2章 住生活の現状と課題
- 第3章 理念と基本目標・基本方針
- 第4章 基本方針別の施策の展開
- 第5章 相模原市賃貸住宅供給促進計画
- 第6章 計画の実現に向けて

(6) 市民等への周知、合意形成

- 平成30年 5月 住生活基本計画策定委員会の公募委員募集（募集人数2名、応募数2名）
- 平成30年 9月 子育て世帯転出入アンケート
（転出：1,000世帯・回答244世帯、転入：1,000世帯・回答373世帯）
- 平成30年 9月 マンション管理把握アンケート（対象マンション287件・回答38件）
- 平成30年10月 事業者ヒアリング（不動産事業者・関連主体等）
- 令和元年 12月 パブリックコメント（令和2年1月7日まで）

(7) 事業スケジュール

- 令和元年10月 庁議
- 令和元年12月 議会への情報提供（建設部会）
パブリックコメント実施（12月10日から1月7日）
- 令和2年 2月 県との法定協議（賃貸住宅供給促進計画）
- 3月 第7回住生活基本計画策定委員会
計画策定

(8) 事業実施の効果

- ・人口減少や世帯数の減少が見込まれ、住宅ストックの余剰が地域ごとに違いが生じることに對し、空き家を地域の状況に応じて活用することで地域コミュニティが活性化
- ・転出傾向にある子育て世帯や若年世帯に對し、中古住宅などを活用した移住・定住促進策により、転出を抑制
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録要件である、規模（面積）に係る登録基準を緩和し、民間の賃貸用の空き家・空き室を活用することによる登録戸数の増加を図るなど、住宅セーフティネットの構築を推進

第3次相模原市住生活基本計画（案）

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	2
4.	全国計画・神奈川県計画の概要	3
第2章	住生活の現状と課題	5
1.	住生活を取り巻く現状	5
2.	住生活を取り巻く課題	11
第3章	理念と基本目標、基本方針	24
1.	理念	24
2.	基本目標・基本方針	25
第4章	基本方針別の施策の展開	28
	相模原市住生活基本計画の体系	28
	【基本目標】誰もが安心して地域に住み続けられる住生活の実現	30
	基本方針1：若年・子育て世帯のニーズに応える住宅の供給促進・住環境の整備	30
	基本方針2：高齢者世帯等が地域の中で安心して住み続けられる住宅・住環境の整備	31
	基本方針3：住宅確保要配慮者の居住の安定確保	33
	【基本目標】多世代にわたり活用し続けられる良質な住宅ストックの形成	35
	基本方針4：良質な住宅ストックの整備	35
	基本方針5：空き家の適切な管理と地域の特性に応じた利活用の促進	36
	基本方針6：マンションの適正な維持管理と再生支援	38
	【基本目標】地域特性を生かした多様な主体との連携による住環境の形成	39
	基本方針7：安全で快適な住環境の形成	39
	基本方針8：地域の住宅需要を踏まえた住宅の規制・誘導	40
	基本方針9：地域の実情に応じた活動の支援・担い手の育成	41
	基本方針10：ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備	43

第5章	相模原市賃貸住宅供給促進計画	44
1.	計画策定に関する基本事項	44
2.	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	46
3.	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策	47
第6章	計画の実現に向けて	50
1.	重点施策	50
2.	計画の推進方策	54
3.	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)	56
資料編		
1.	用語解説	57
2.	相模原市住生活基本計画策定委員会	64

第1章 はじめに

1. 計画の目的

相模原市は、津久井地域との合併による生活圏・市勢の拡大、社会経済情勢の変化、国・県等の住宅政策の転換等を踏まえ、本市の住まい・まちづくりに係る多様な課題に対応するため、平成22年(2010年)3月に「第2次相模原市住宅基本計画」を策定し、重点施策として掲げた「住宅に困窮する世帯の安定した居住の確保」、「地域特性に応じた住まい・住環境づくりの促進」、「適切な分譲マンションの維持管理の促進」を中心に、多角的な取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

第3次相模原市住生活基本計画は、国において平成28年(2016年)3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において示されている新たな住宅政策の方向性を踏まえ、少子高齢化や空き家の増加など、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。



2 . 計画の位置付け

「相模原市総合計画」を上位計画とし、「相模原市都市計画マスタープラン」を始めとする関連計画と連携・整合した住宅部門の基本計画で、住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づく国及び県の住生活基本計画を踏まえた計画として、住まいや住環境についての基本的な方向性を示しています。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)第6条第1項の規定に基づく市町村賃貸住宅供給促進計画に当たる「相模原市賃貸住宅供給促進計画」と一体的に策定するものです。



3 . 計画期間

本計画の計画期間は、相模原市総合計画に合わせ、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間とします。

4 . 全国計画・神奈川県計画の概要

(1) 全国計画の概要

- ・平成 28 年（2016 年）3 月 18 日、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画が閣議決定されました(住生活基本計画(全国計画) 2016 年 3 月 18 日閣議決定)。
- ・全国計画は、少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止めた、新たな住宅政策の方向性を提示した内容となっています。

<p>視点、目標</p>	<p>居住者からの視点</p> <p>目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p> <p>目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>住宅ストックからの視点</p> <p>目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築</p> <p>目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p> <p>目標 6 急増する空き家の活用・除却の推進</p> <p>産業・地域からの視点</p> <p>目標 7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p> <p>目標 8 住宅地の魅力の維持・向上</p>
<p>新たな住生活基本計画のポイント</p>	<p>若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世同居・近居等を促進し、子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備 ・空き家を含めた民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネット機能を強化 ・高齢者の身体機能や認知機能に応じ、ソフトサービスとも連携した、新たな高齢者向け住宅のガイドラインを策定 <p>既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の質の向上と併せ、住みたい・買いたいと思う魅力の向上を図る。 ・既存住宅が流通し、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出 ・老朽化・空き家化が進むマンションの建替え・改修等を促進 ・既存住宅の流通促進等により空き家の増加を抑制 <p>住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の供給促進や生産体制整備（担い手の確保・育成、技術開発） ・住宅ストックビジネスの活性化（既存住宅流通・リフォーム市場を 20 兆円市場に） ・IoT 住宅などの住生活関連ビジネスの新市場を創出

(2) 神奈川県計画の概要

- ・少子高齢化、人口減少、空き家の増加など社会経済情勢の変化を背景に平成 29 年(2017 年) 3 月、「神奈川県住生活基本計画」が改定されました。

<p>基本目標</p>	<p>人生 100 歳時代に向けて、全ての県民が、安心して、安全で良質な住宅に住み、ともに支えあいながら、魅力あふれ、質の高い住生活が送れる住まいまちづくりの実現</p>
<p>視点、目標</p>	<p>「人(県民)からの視点」</p> <p>目標 1 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現 安心して結婚、子育てができる住環境を整備するとともに、安心していきいきと暮らせる住まいまちづくりを推進</p> <p>目標 2 高齢者の多様な住生活の実現 高齢者が住み慣れた住まいや地域で、健康でいきいきと暮らし続けるために、高齢者が暮らしやすい住まいの確保や居住福祉を含む住まいまちづくりを推進</p> <p>目標 3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 多様化する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が、安心して暮らせる住宅の確保</p> <p>「住宅からの視点」</p> <p>目標 4 住宅の資産価値が低下しない仕組みについてのムーブメントの創出 良質な住宅ストックを蓄積し活用していくためには、適切な修繕等を計画的に実施し、築年数等の要因で住宅の価値が下がらない仕組みの構築が重要なため、品質確保、評価方法などの情報提供等と併せて、住宅の資産価値が低下しない仕組みの必要性についてムーブメントを創出</p> <p>目標 5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用 安全で良質な住宅ストックを形成していくために、住宅の耐震対策や安心してリフォームできる環境整備、公営住宅の長寿命化などを推進</p> <p>目標 6 空き家の適切な管理と利活用の促進 空き家に関して今後様々な問題が生じないように、予防、適切な管理、利活用の観点から、総合的な施策を展開</p> <p>「まちづくりからの視点」</p> <p>目標 7 住生活に関連した地域経済の活性化 住生活産業の活性化と併せて、居住コミュニティビジネスなどの活性化により、地域が元気になるための取組を推進</p> <p>目標 8 まち・住宅地の魅力の維持・向上と大規模災害への備え 生活利便施設や福祉拠点の整備を促進することなどにより、その地域の魅力を維持・向上していくとともに、県民の命や財産を守ることができるように大規模災害発生時を想定した住まいまちづくりの推進</p> <p>「新しい住生活からの視点」</p> <p>目標 9 多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現 「多世代居住のまちづくり」による居住コミュニティの創出や空き家を活用した「かながわりノベーション住宅地エリアマネジメント」の仕組みの構築による地域価値の向上などを図りながら、多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現</p>

第2章 住生活の現状と課題

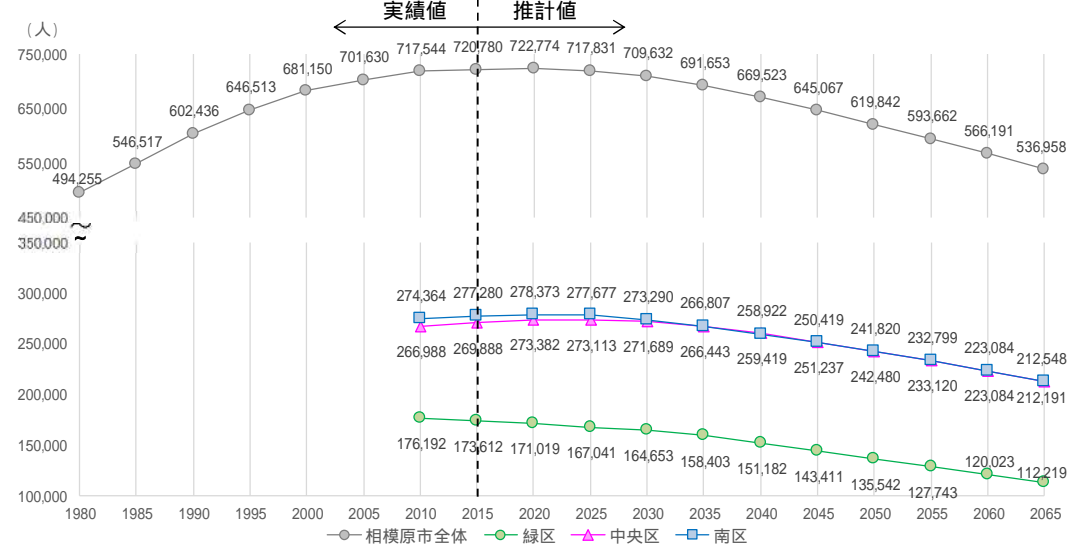
1. 住生活を取り巻く現状

(1) 人・世帯の状況

人口の推移

人口は、本市全体で増加傾向にありましたが、令和元年(2019年)の約72.3万人をピークに減少する見込みです。行政区別にみると、直近の5年間に於いて、南区、中央区では、増加していますが、緑区では、減少しています。

人口の推移

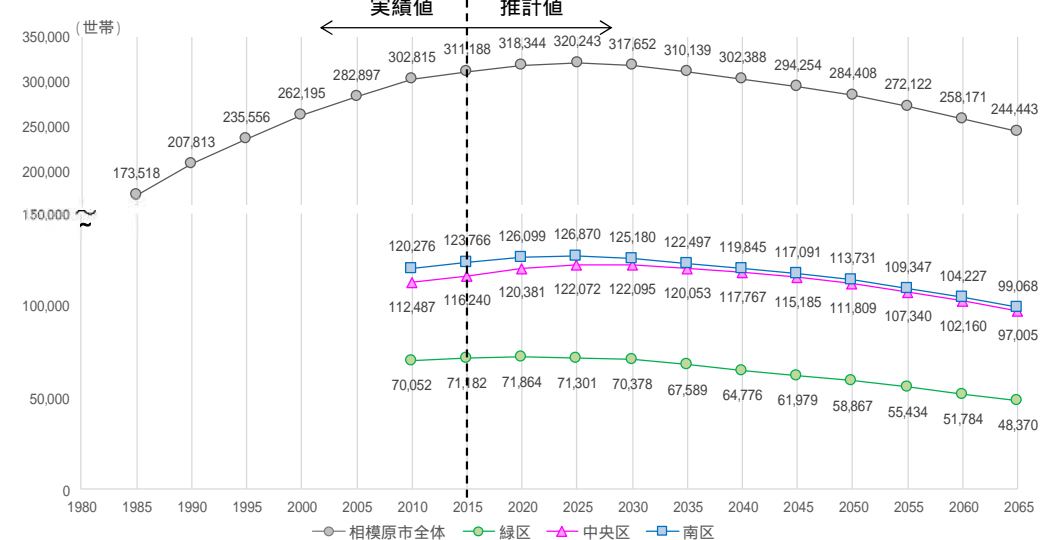


出典：1980年～2015年は国勢調査による実績値、2020年以降は2015年国勢調査を基準にした相模原市による推計結果

世帯数の推移

世帯数は、本市全体で増加傾向にありますが、令和7年(2025年)の約32万世帯をピークに減少する見込みです。行政区別にみると、直近の5年間に於いては、3区とも増加しています。

世帯数の推移



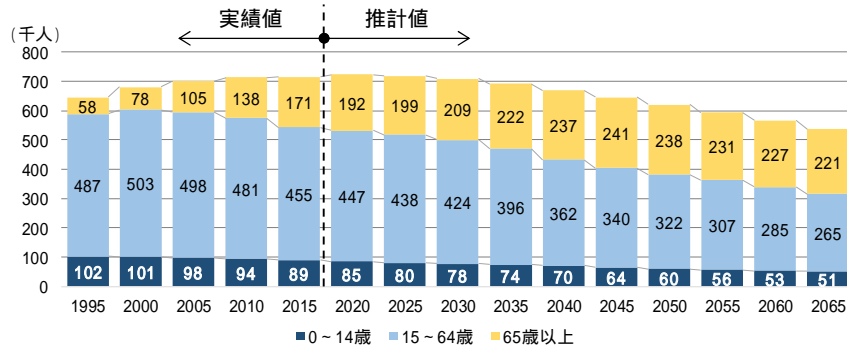
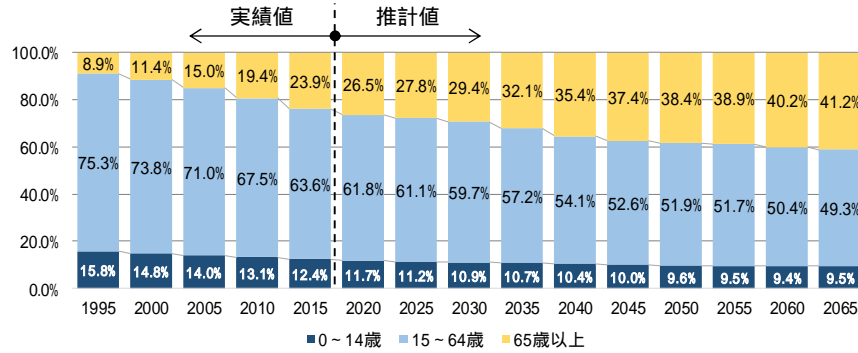
出典：1980年～2015年は国勢調査による実績値、2020年以降は2015年国勢調査を基準にした相模原市による推計結果

年齢区分別の人口構成比の推移

ア 実績・推計値の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳未満の割合が減少している一方で、65歳以上となる高齢者人口の割合は、増加しています。特に、15歳～64歳の生産年齢人口の割合が減少しています。

年齢3区分別人口構成比の推移

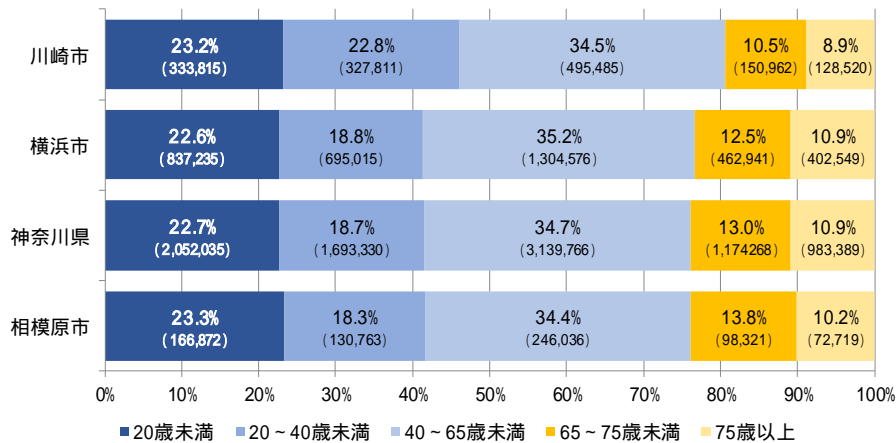


出典：国勢調査、2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

イ 神奈川県・県内指定都市との比較

神奈川県、横浜市、川崎市と比較して、若年の子育て世帯主を含むと考えられる20歳～40歳未満の人口比率が低い一方で、65歳～75歳未満の前期高齢者の人口比率は、高くなっています。

人口構成比の神奈川県・県内指定都市との比較 【2015年（平成27年）】

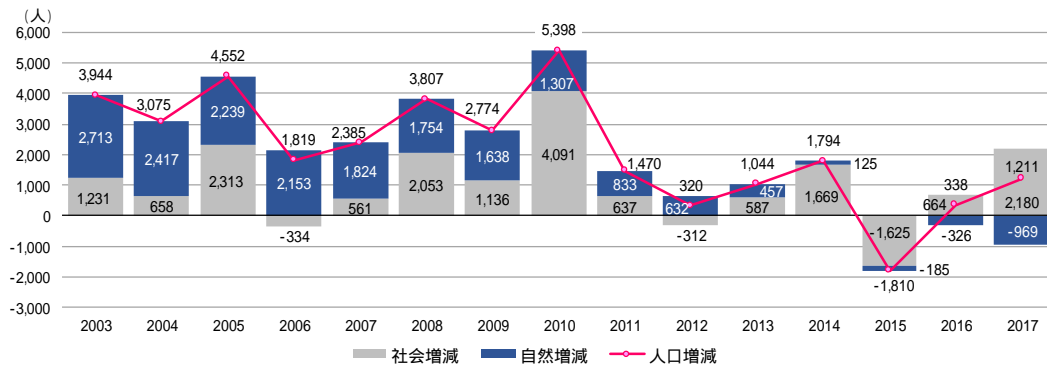


出典：国勢調査

社会増減・自然増減の状況

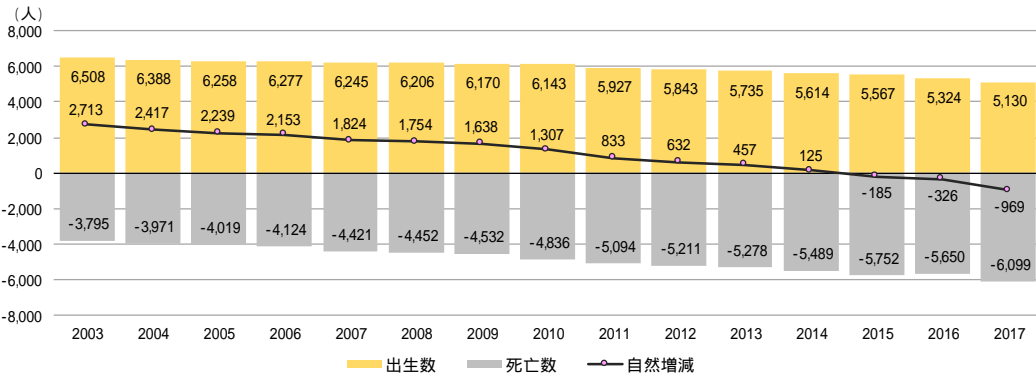
- ・人口増減について、社会増傾向は、継続しているものの、平成27年(2015年)以降、自然減に転じています。
- ・自然増減について、10年前(平成19年(2007年))と比較すると、出生数は、6,245人から5,130人と1,115人減少、死亡数は、4,421人から6,099人と1,678人増加しています。
- ・社会増減について、10年前(平成19年(2007年))と比較すると、市外からの転入数は、33,067人から29,835人と約10%(3,232人)減少しています。
- ・世代別の転出入状況に着目すると、平成7年(1995年)までは、転入超過であった30歳代が平成12年(2000年)以降には、転出超過へ転じています。

人口増減の状況



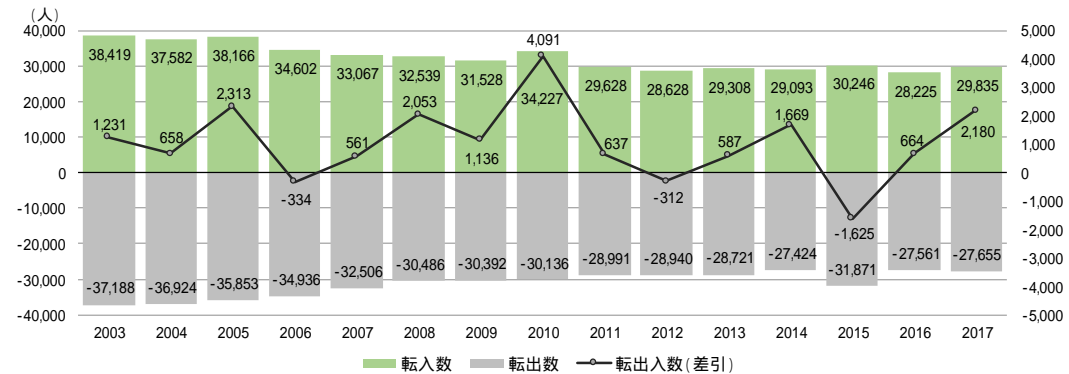
出典：相模原市統計書

自然増減の状況



出典：相模原市統計書

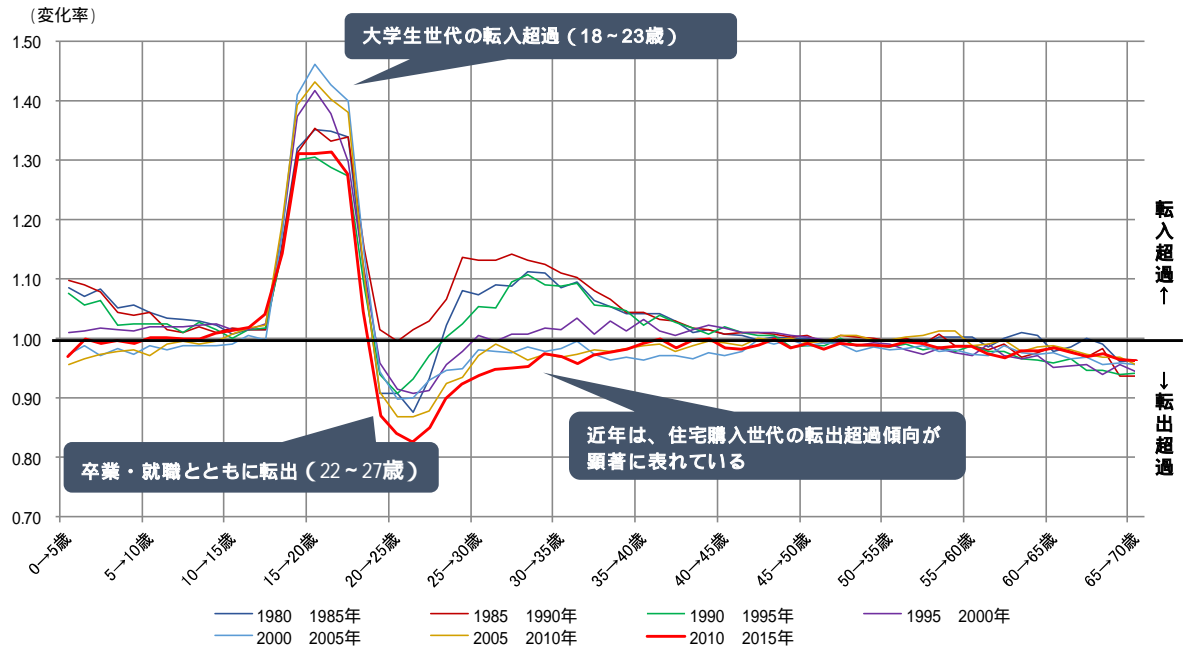
社会増減の状況



出典：相模原市統計書

上記図中の転入数及び転出数は、「県外」、「県内」、「その他」の合計であり、「市内他区」は含みません。

年齢別人口変化率の推移



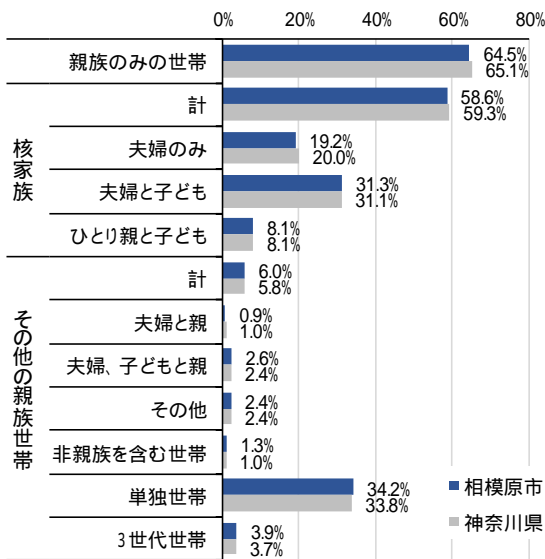
出典：国勢調査を基に作成

家族類型別の世帯の構成比の推移

- ・平成 27 年（2015 年）の家族類型別の世帯の構成比は、核家族が約 60%、単独世帯が約 36% となっています。
- ・単独世帯は、平成 22 年（2010 年）時点において既に最も多い家族類型でしたが、平成 27 年（2015 年）までの間に約 2% 増加しており、世帯の小規模化が進行しています。

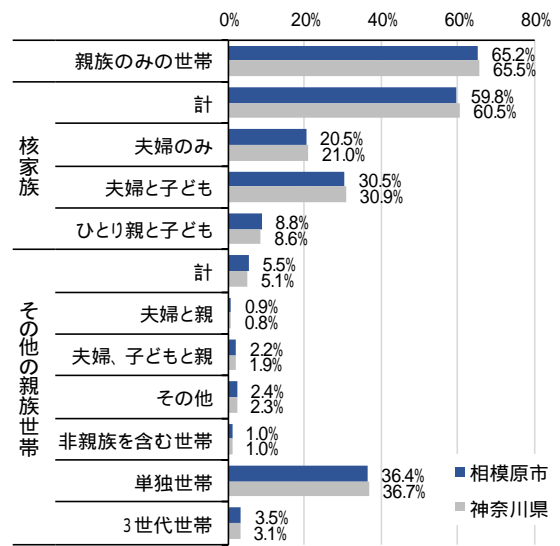
家族類型別の世帯の構成比の県との比較

【2010 年（平成 22 年）】



出典：国勢調査

【2015 年（平成 27 年）】



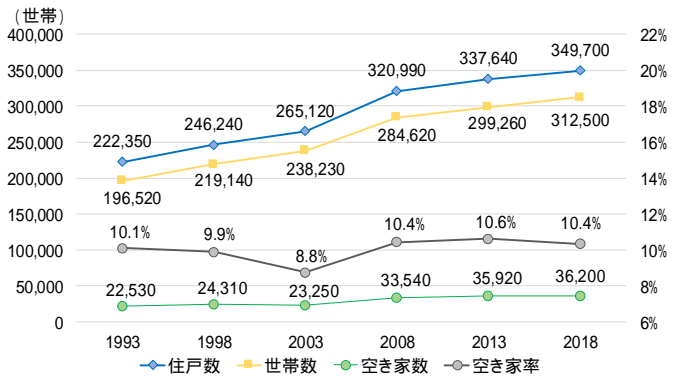
出典：国勢調査

(2) 住宅の状況

市全体の住戸・世帯・空き家等の推移

- 住戸数が世帯数を上回っている状況で、住戸数は平成20年(2008年)から10年間で約29,000戸増加しています。
- 平成20年(2008年)から10年間で、空き家は約2,600戸増加していますが、空き家率は、10.4%とおおむね横ばいとなっています。

住戸数等の推移 (2003年(平成15年)までの値は旧相模原市のもの)



出典：住宅・土地統計調査

参考：住宅・土地統計調査における住宅の定義及び住宅の区分

住宅：一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。また、住宅は、建て方、所有の関係に応じて次のとおり区分される。

【建て方】

区分	内容	
持ち家	居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅	
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの
	都市再生機構・公社の借家	都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でないもの
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅

【所有の関係】

区分	内容
一戸建	一つの建物が一つの住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建てたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの
その他	上記のどれにも当てはまらないもの

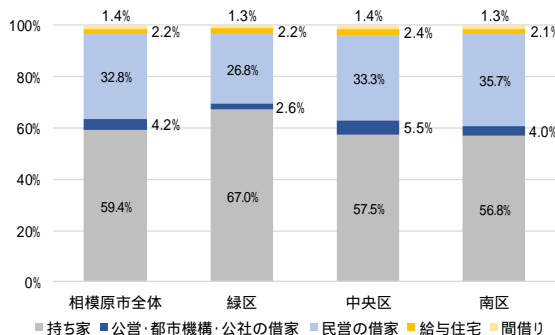
出典：総務省統計局 HP より抜粋

住宅の所有関係の状況

- 市全体及び各区では、持家が最も多くなっています。
- 持家世帯は、市全体で61%であり、特に緑区では、約69%と高くなっています。
- 平成22年(2010年)と平成27年(2015年)を比較すると、持家の割合が高くなり、公営・都市機構・公社の借家の割合が低くなっています。

行政区別・所有関係別の世帯数・構成比

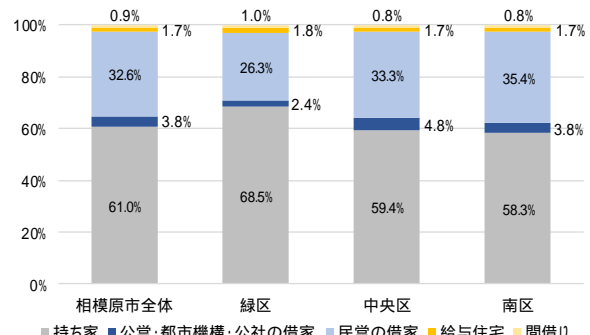
【2010年(平成22年)】



	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	計
相模原市	177,348	12,673	97,777	6,686	4,035	298,519
緑区	46,376	1,824	18,585	1,537	898	69,220
中央区	63,524	6,056	36,765	2,644	1,561	110,550
南区	67,448	4,793	42,427	2,505	1,576	118,749

出典：国勢調査

【2015年(平成27年)】



	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	計
相模原市	187,880	11,808	100,227	5,320	2,663	307,898
緑区	48,122	1,699	18,503	1,260	694	70,278
中央区	68,372	5,504	38,320	1,932	967	115,095
南区	71,386	4,605	43,404	2,128	1,002	122,525

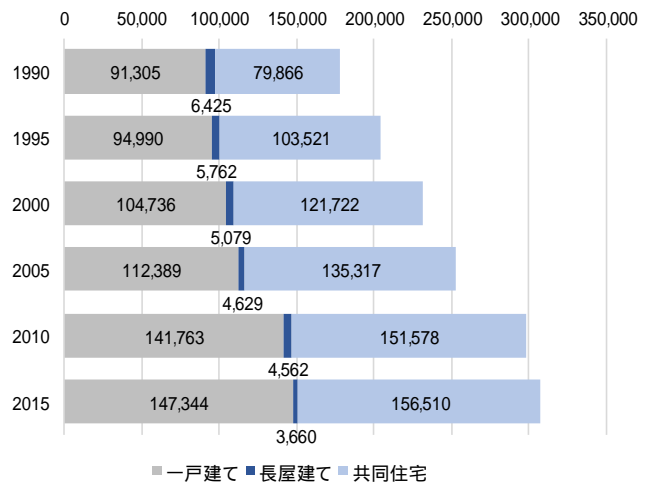
出典：国勢調査

上記図中の数値は四捨五入して表記しているため、数値を合計しても100%にはならないことがあります。

住宅の建て方の状況

平成7年(1995年)以降、共同住宅に住む世帯数が、一戸建てに住む世帯数を上回っています。

建て方別世帯数の推移

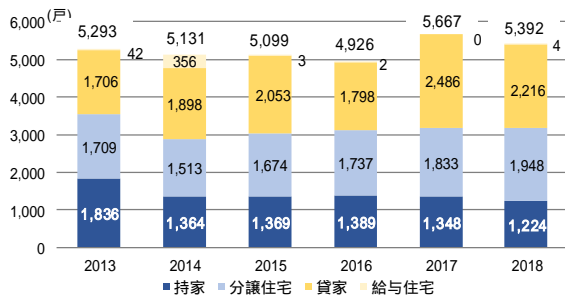


出典：国勢調査

新設住宅着工戸数の状況

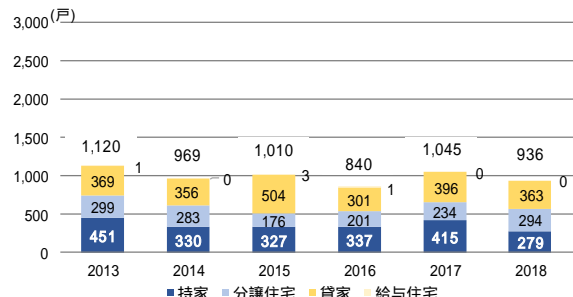
- ・新設住宅の着工戸数は、平成25年(2013年)以降、減少傾向でしたが、平成29年(2017年)は、増加し5,667戸です。利用関係別の推移をみると、平成26年(2014年)以降、「持家」は、おおむね横ばいですが、「分譲住宅」は、増加しています。
- ・行政区別にみると、緑区は、他区に比べると少なく、中央区は、直近3年間で増加傾向となっています。

新設住宅の着工戸数の推移【全市】



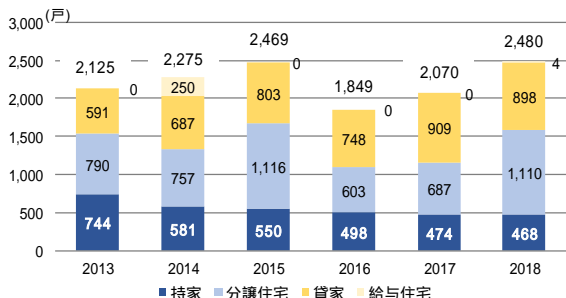
出典：建築着工統計調査

【緑区】



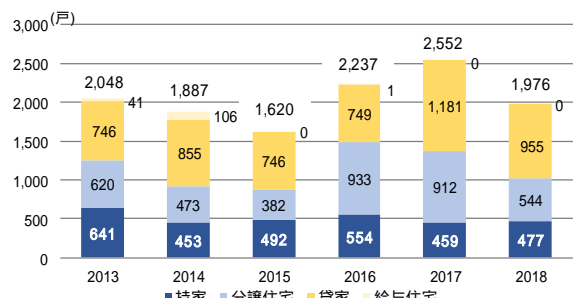
出典：建築着工統計調査

【中央区】



出典：建築着工統計調査

【南区】



出典：建築着工統計調査

参考：建築着工統計調査における利用関係の定義

持家：建築主(個人)が自分で居住する目的で建築するもの

分譲住宅：建て売り又は分譲の目的で建築するもの

貸家：建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅：会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

出典：国土交通省 HP

2. 住生活を取り巻く課題

(1) 人・世帯の視点

課題 1	若年・子育て世帯の市外転出の抑制
------	------------------

子育て世帯は、市全域で減少傾向にあり、また、長子の小学校入学前に新しい住まいに住み替える際、市外に転出している可能性があることから、現に子育てをしている世帯やこれから子育てをしようと考えている世帯に、本市を居住地として選択してもらい、長く住み続けてもらう必要があります。

子育て世帯数の推移

- 平成 17 年（2005 年）以降、子育て世帯数は、減少傾向にあります。

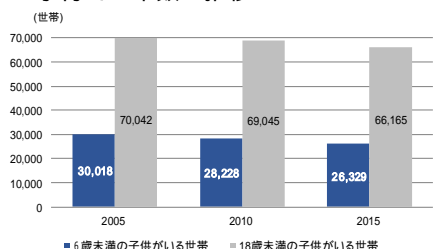
子育て世帯の主な転出のきっかけ

- 子育て世帯は、「持家の取得」、「子の誕生・成長」、「子の入園・入学」等のライフステージの変化等に伴い市外に転出しています。また、「親と同居・近居（子育てに支援を得るため）」が第 3 位の転出理由となっています。

地域別の子育て世帯の市外転出状況

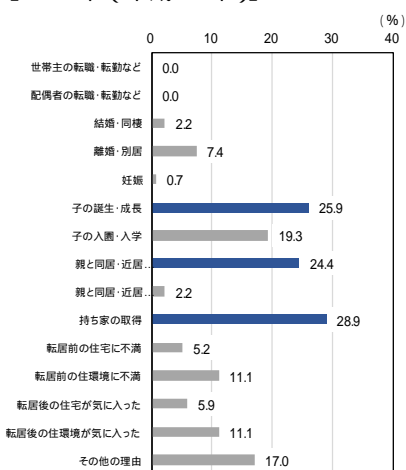
- 子育て世帯の市外への転出は、本市全体の約 26% が中央区から、約 52% が南区から発生しています。なお、緑区からは、約 22% が転出しており、その半数以上が橋本地域からの転出です。これらを勘案すると子育て世帯の転出の約 90% 以上が都市部から発生しています。

子育て世帯数の推移



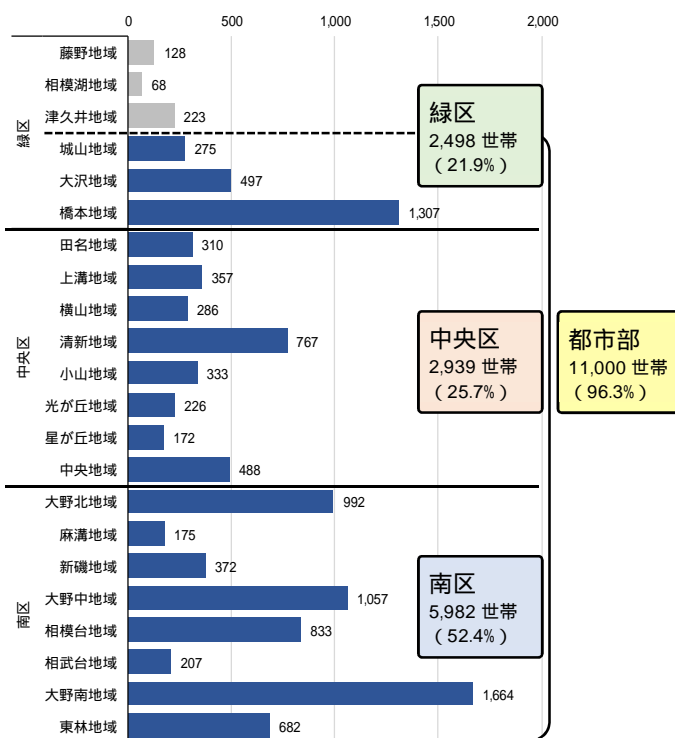
出典：国勢調査

子育て世帯の主な転出のきっかけ



出典：相模原市調査

地域別の子育て世帯の市外転出 【2017 年（平成 29 年）】



子の年齢によらず、世帯主との続柄が親子関係にある世帯員で構成される世帯を「子育て世帯」としています。

出典：相模原市調査

子育て世帯の求める広さ・部屋数等の条件を満たす住宅の供給を促進するとともに、共働き世帯が主流になりつつある現状なども考慮して、これらの世帯が安心して子育てができる住環境を整備する必要があります。

子育て世帯の居住状況

- ・ 6歳未満の世帯員のいる世帯の居住状況は、「持家」の7.6%に対し、「借家」が8.5%と多くなっています。

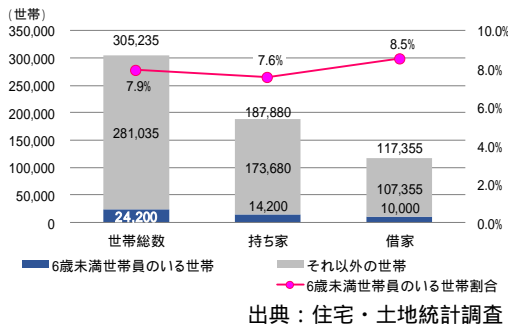
所有関係別の子育て世帯の住宅の面積

- ・ 持家に居住する子育て世帯に比べ、持家以外に居住する子育て世帯の方が狭い住宅に居住しています。
- ・ 特に借家では、「29㎡以下」の住宅に居住する世帯が5.0%を占めていることが大きな特徴であり、また、「30～49㎡」が21.8%、「50～69㎡」が48.5%と、70㎡未満が70%を超えています。

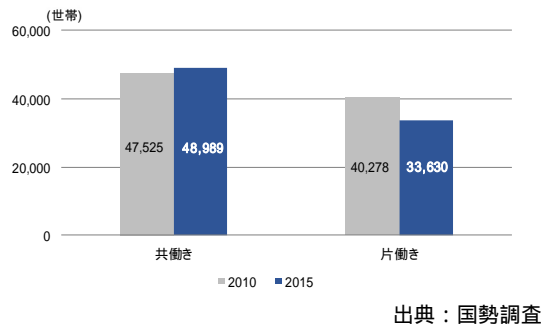
子育て世帯の就業状況

- ・ 子育て世帯の就業状況をみると、「片働き」は減少している一方で、「共働き」は増加しています。

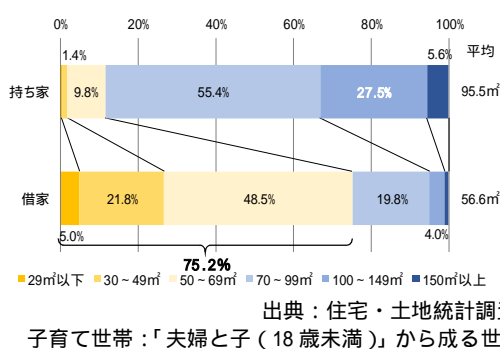
所有関係別の6歳未満の世帯員のいる世帯数
【2013年(平成25年)】



子育て世帯の就業状況



所有関係別の子育て世帯の住宅の面積
【2018年(平成30年)】



課題 3

高齢者の自宅や地域での継続居住意向への対応

本市の高齢化率は、今後、ますます上昇することが予測されています。また、現在居住している自宅や地域で住み続けたいという意向の高齢者が多くおり、その対応が求められています。

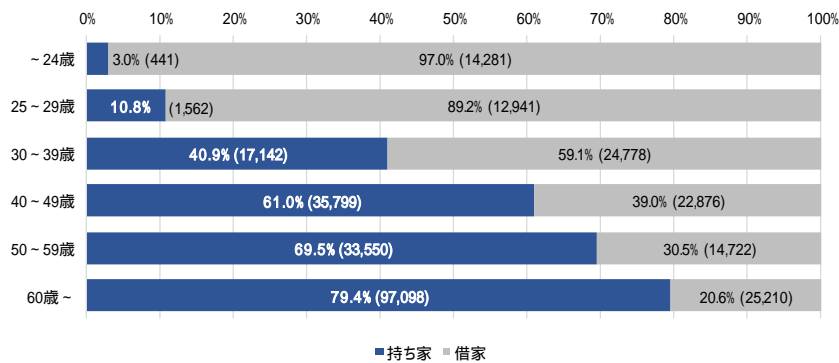
年齢階級・所有関係別世帯数

- ・年齢階級・所有関係別に世帯数は、60歳以上で「持家」が79.4%となっており、年齢階層が高くなるほど、持家の割合が高くなっています。

年齢階層別今後の居住意向

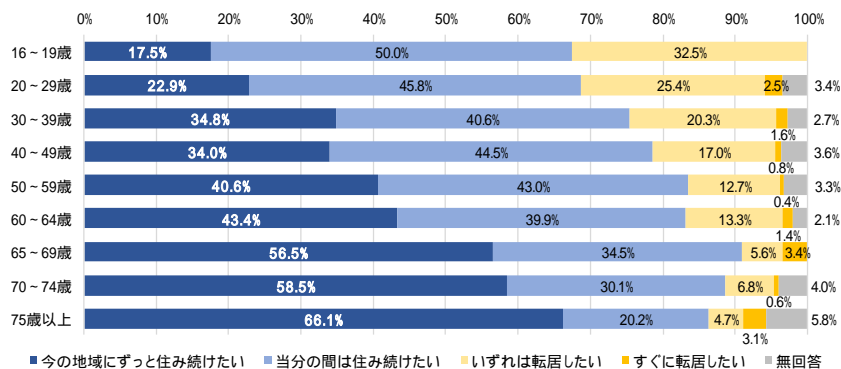
- ・年齢階層別に今後の居住意向は、75歳以上で「今の地域にずっと住み続けたい」が66.1%と最も高くなっています。
- ・年齢階層が低いほど、「当分の間は住み続けたい」、「いずれは転居したい」と考えている方が多い一方で、年齢階層が高くなるにつれて「今の地域にずっと住み続けたい」と考えている方が多く、定住の意向が強くなっています。

年齢階級・所有関係別世帯数 【2015年（平成27年）】



出典：国勢調査

年齢階層別今後の居住意向 【2017年（平成30年）1月】



出典：市民アンケート調査報告書

課題 4

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅に居住する高齢単身世帯が一定程度おり、高齢者は、令和 27 年（2045 年）まで増加する見込みであることから、高齢単身世帯も増加が見込まれます。また、外国人・障害者も増加傾向にあるほか、一部の高齢者や障害者が民間賃貸住宅への円滑な入居が難しい状況があり、その対応が求められています。

高齢者のいる世帯における住宅の所有関係

- ・高齢者のいる世帯の住宅の所有関係別割合は、市全世界帯と比べて、持家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家が高くなっています。一方で、民営の借家は、13.4%と低くなっています。高齢単身世帯では、民営の借家が 31.4%となっており、市全世界帯と同程度の割合となっています。

民営の借家世帯の収入の状況

- ・平成 20 年（2008 年）以降、年収 300 万円未満の借家世帯は、約 3.5 万世帯から約 3.8 万世帯の間で推移しており、民営借家総数に占める割合は、平成 30 年（2018 年）で約 46%と、全国や神奈川県と比べると高い状況となっています。

子育て世帯の状況

- ・6 歳未満又は 18 歳未満の世帯員のいる世帯の割合は、平成 22 年（2010 年）から減少し、平成 27 年（2015 年）は、6 歳未満世帯員のいる割合が 8.5%（2.6 万世帯）、18 歳未満世帯員のいる割合が 21.3%（6.6 万世帯）となっています。
- ・平成 27 年（2015 年）においては、全国や神奈川県と同程度の割合です。
- ・ひとり親世帯は、平成 22 年（2010 年）以降、約 4,300 世帯で推移しています。

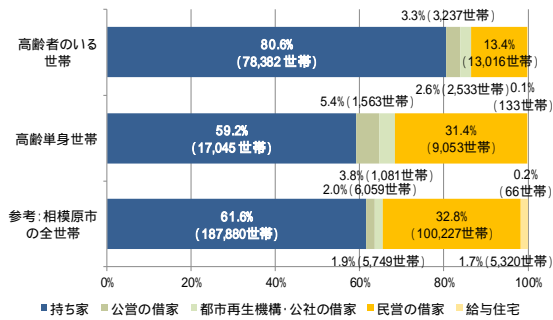
障害者・外国人の推移

- ・障害者は、平成 22 年（2010 年）度以降増加しており、平成 29 年（2017 年）度には、33,467 人となっています。
- ・外国人は、平成 24 年（2012 年）度以降増加しており、平成 29 年（2017 年）度には、13,812 人となっています。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居状況

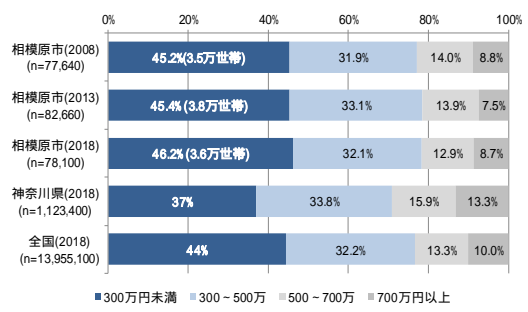
- ・民間賃貸住宅を賃貸することに拒否感を持っている賃貸人の割合を住宅確保要配慮者別にみると、「障害者のいる世帯」が 74.2%、「高齢者世帯」が 70.2%となっています。
- ・入居者を拒否している理由としては、「家賃の支払に対する不安」が 61.5%と最も高く、次いで「居室内の死亡事故等に対する不安」、「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」の 56.9%となっています。

所有関係別の割合 【2015年（平成27年）】



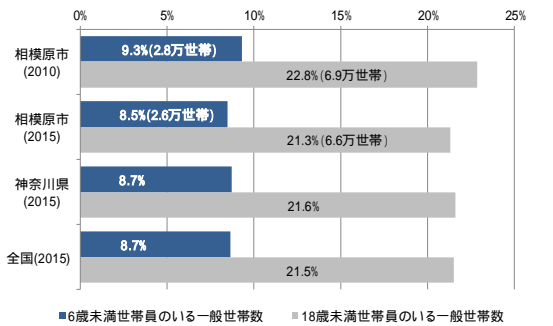
出典：国勢調査

民営の借家世帯の年間収入階級別割合



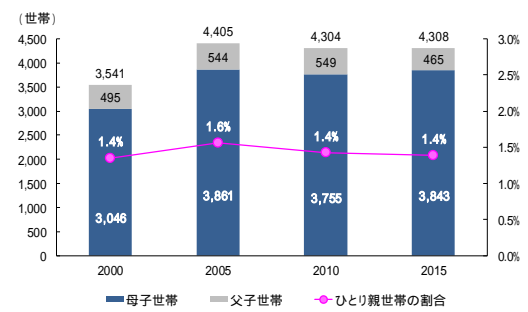
出典：住宅・土地統計調査

6歳未満及び18歳未満の世帯員のいる世帯の割合



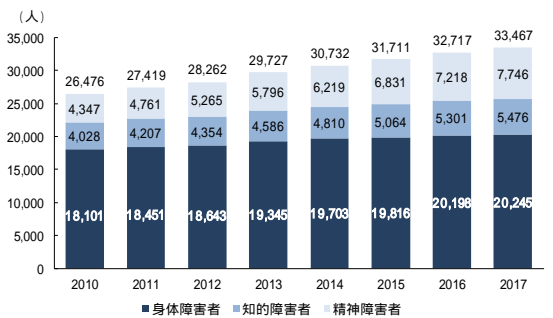
出典：国勢調査

ひとり親世帯の推移



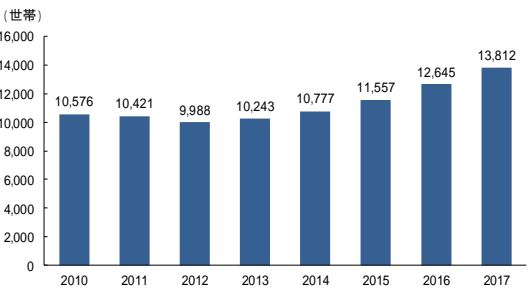
出典：国勢調査

障害者の推移



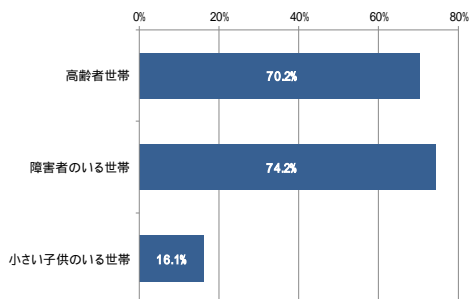
出典：相模原市統計書

外国人の推移



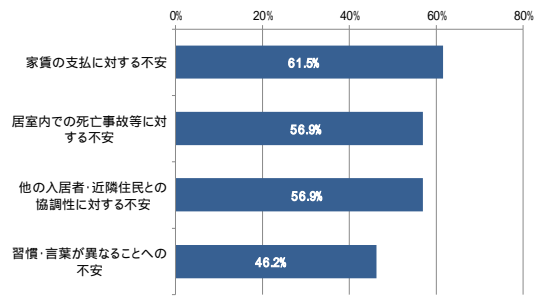
出典：相模原市統計書

入居に拒否感がある賃貸人の割合 【2015年（平成27年）12月】



出典：(公財)日本賃貸住宅管理協会による調査

入居者を拒否している理由 【2015年（平成27年）12月】



出典：(公財)日本賃貸住宅管理協会による調査

外国人の推移のグラフは、2011年（平成23年）までは、外国人登録人口を集計したものです。2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、2012年（平成24年）以降については、住民基本台帳上の外国人数を集計しています。

(2) 住宅の視点

課題5 既存住宅ストックの質の向上

省エネ設備やバリアフリー設備を有する住宅は少ない状況ですが、一方で、中古住宅の購入意向は、多くあります。既存住宅をリフォーム等により住宅の性能向上を図り、流通を促進していくことが求められています。

省エネ設備（二重サッシ又は複層ガラスの窓）の状況

- 省エネ設備(二重サッシ又は複層ガラスの窓)のある住宅は、23.2%であり、全国で29.0%、神奈川県24.1%、横浜市の23.9%よりも低いものの、川崎市の20.8%よりも高い状況となっています。

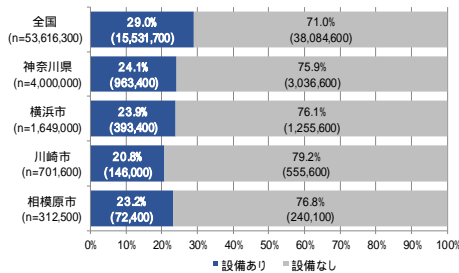
バリアフリー（高齢者等のための）設備の状況

- バリアフリー(高齢者等のための)設備は、全国で52.6%、神奈川県51.7%、横浜市52.4%、川崎市49.1%であるのに対し、本市は、47.8%とこれらを下回っている状況となっています。
「手すりがある」、「またぎやすい高さの浴槽」、「廊下などが車椅子で通行可能な幅」、「段差のない屋内」、「道路から玄関まで車椅子で通行可能」のいずれか1つ以上を満たす住宅を、高齢者等のための設備がある住宅としています。

リフォームの実施・中古住宅の購入意向

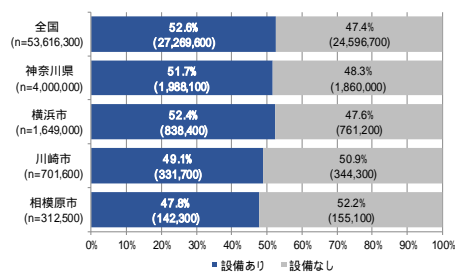
- リフォームの実施意向のある割合は、本市が含まれる「県央地域」で22.6%であり、神奈川県全体よりも高くなっています。
- 中古住宅の購入意向のある割合について、「県央地域」では、「中古住宅」、「新築か中古かにはこだわらない」を合わせて49.0%であり、神奈川県全体より高い状況となっています。

省エネ設備(二重サッシ又は複層ガラスの窓)のある住宅の全国・神奈川県・県内指定都市との比較
【2018年(平成30年)】



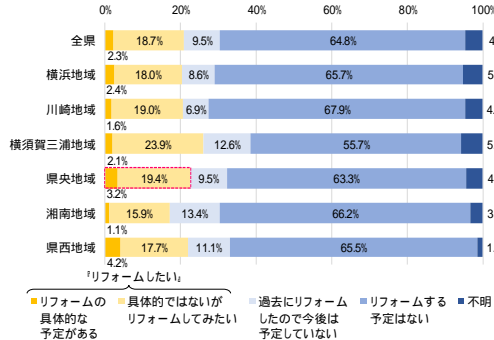
出典：住宅・土地統計調査

高齢者等のための設備のある住宅の全国・神奈川県・県内指定都市との比較【2018年(平成30年)】



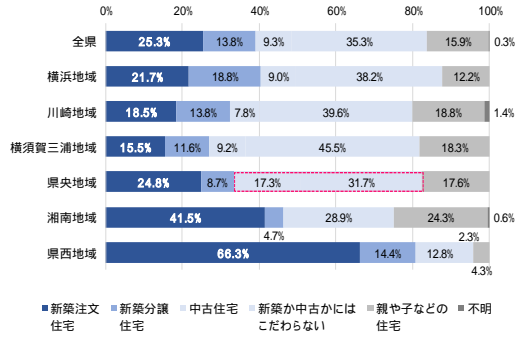
出典：住宅・土地統計調査

住宅リフォームの実施意向【2013年(平成25年)】



出典：神奈川県住生活総合調査付帯調査

中古住宅の購入意向【2013年(平成25年)】



出典：神奈川県住生活総合調査付帯調査

課題 6

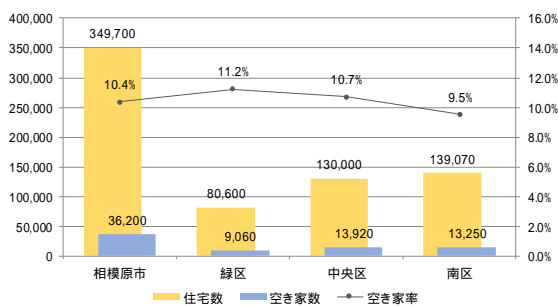
空き家の地域的な特徴に応じた活用

緑区では、「その他の住宅（空き家）」、中央区・南区では、「賃貸用の住宅（空き家）」が多く、また、鉄道駅周辺において築年の古いワンルームの空き家が増加しているなど、空き家の地域的な特徴に応じた活用が求められています。

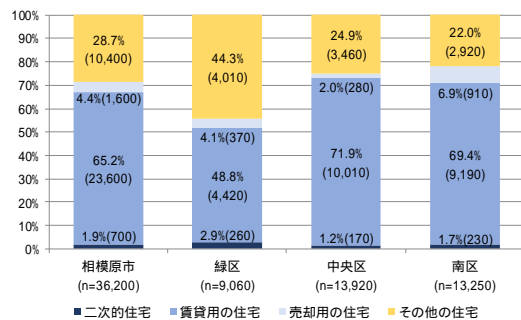
行政区別の空き家種別割合の状況

- ・本市全体では、住宅総数 349,700 戸に対し、空き家数 36,200 戸となっており、空き家率は 10.4% となっています。区別では、緑区が 11.2%、中央区が 10.7%、南区が 9.5% です。
- ・中央区、南区では、「賃貸用の住宅」が約 70% あり、緑区では、「その他の住宅」が 44.3% と市全体に比べて高くなっています。
- ・南区においては、腐朽・破損のあるその他の住宅が 36.3% と市全体に比べて高くなっています。

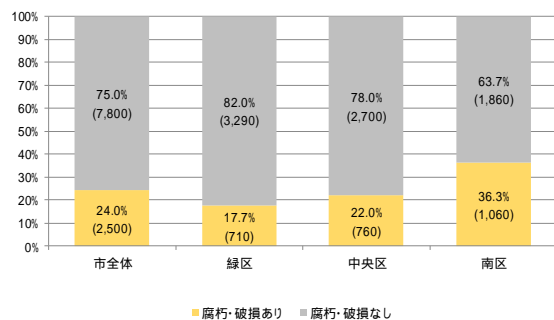
市及び行政区別の住宅数・空き家数・空き家率
【2018年（平成30年）】



市及び行政区別の空き家の内訳の割合
【2018年（平成30年）】



行政区別・その他の住宅の腐朽・破損の有無
【2018年（平成30年）】



出典：住宅・土地統計調査

出典：住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査では、政令市は10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章、市区町村は1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章しているため、行政区別の数値を合計しても市の数値に一致しないことがあります。

参考：住宅・土地統計調査における空き家の定義

二次的住宅：週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは、人が住んでいない住宅（別荘）及びふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅（その他）
賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅：上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が、長期にわたって不在の住宅や建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

出典：総務省統計局 HP

課題7 高経年のマンションが抱える諸課題への対応

本市の居住のある住宅のうち 15.1%がマンションであり、そのうち 29.0%が築 30 年を経過しています。一部の高経年のマンションにおいては、管理組合の担い手不足や高齢化、大規模修繕や耐震改修の未実施、建替え等の再生に向けた検討といった様々な課題への対応が求められています。

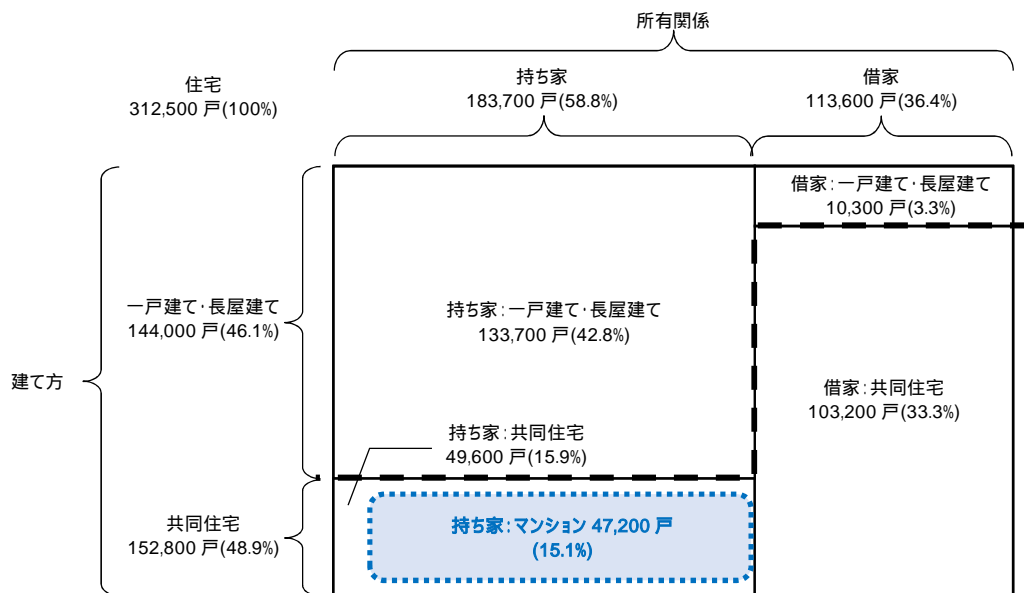
住宅に占めるマンションの割合

- 本市のマンションは、住宅の 15.1% (47,200 戸) を占めています。

建築の時期別マンション

- マンションの 29% (13,560 戸) が築 30 年を経過しています。

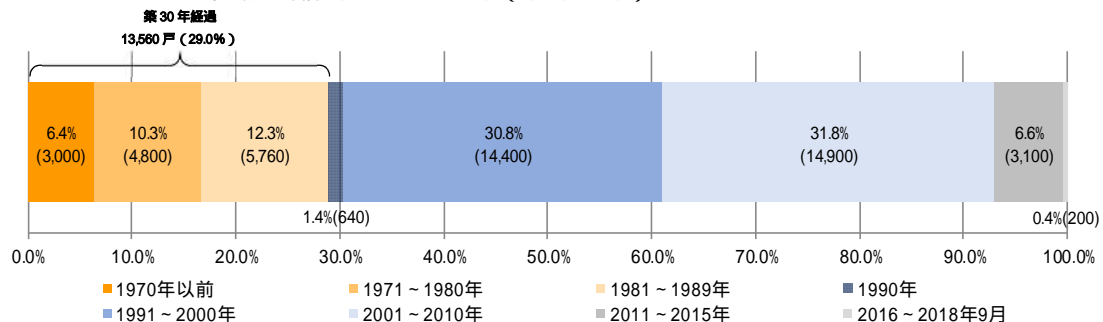
住宅に占めるマンションの割合 【2018 年 (平成 30 年)】



出典：住宅・土地統計調査

持ち家のマンションは、3 階以上の共同住宅、かつ鉄筋・鉄骨コンクリート造又は鉄骨造の住戸を集計しています。なお、住宅 (312,500 戸) の戸数は、建て方又は所有関係の不詳を含むため、合計が一致しない。

マンションの建築時期別構成比 【2018 年 (平成 30 年)】



出典：住宅・土地統計調査

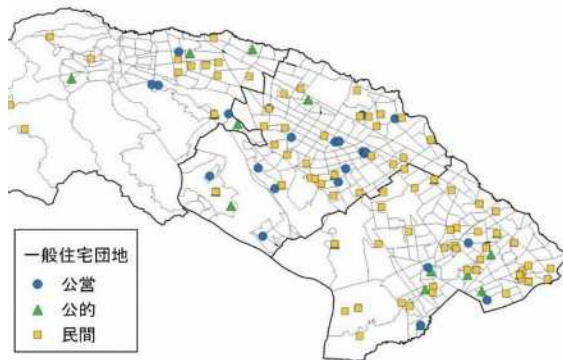
本市には、団地型マンション・公的賃貸住宅団地、あるいはそれらの複合型など、様々な形態の団地が建設されています。

例えば、多数の区分所有者がいる団地型マンションと公的主体（行政、都市再生機構、住宅供給公社）が管理する公的賃貸住宅団地では、再生の進め方が大きく異なることから、事業主体の違いに着目した取組の支援・連携が必要となります。

団地の状況

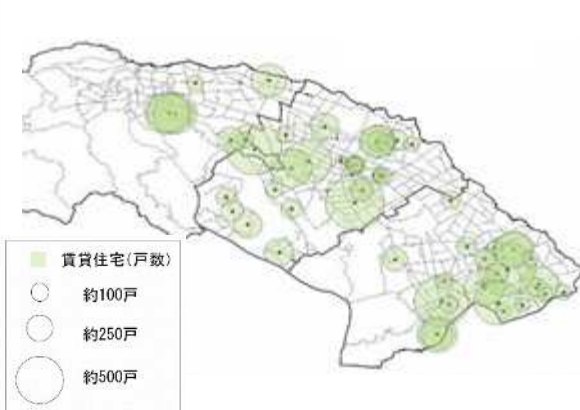
- ・本市には、都市部を中心に、戸建て住宅団地を除く住宅団地が 102 団地（30,274 戸）あり、本市の住宅（337,640 戸）の約 10% 近くが住宅団地となっています。
- ・団地の管理主体別の状況は、行政（市・県）が管理する住宅団地が 27 団地（6,138 戸）、公的主体（都市再生機構・住宅供給公社）が管理する住宅団地が 16 団地（10,784 戸）、民間が供給した住宅団地が 59 団地（13,225 戸）あります。
- ・民間が供給した住宅団地のうち、賃貸住宅団地が 19 団地（3,286 戸）、団地型マンションが 40 団地（9,939 戸）あります。
- ・賃貸住宅団地は、鉄道沿線に立地していることが多く、特に小田急線沿線には、規模の大きい団地が集中して立地している傾向があります。

管理主体別の住宅団地位置図

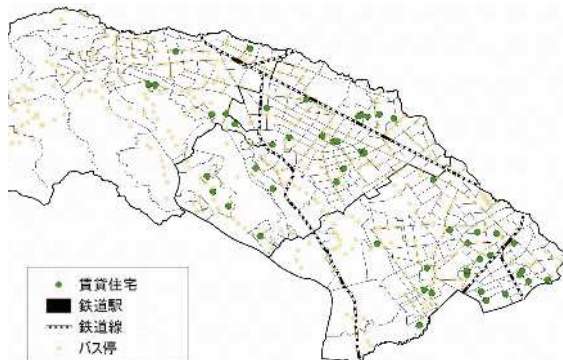


「民間」には、戸建て住宅団地を含む

賃貸住宅団地の戸数規模別位置図



賃貸住宅団地の公共交通機関へのアクセス状況



マンション・住宅団地等の定義

マンション

- ・本計画では、区分所有建物である住宅を「マンション」としています。
- ・一敷地に一棟のマンションが建つものを「単棟型マンション」、複数のマンションが建つものを「団地型マンション」としています。

住宅団地

- ・本計画では、一団地内に複数の建物があり、その建物が主として住宅であるものを「住宅団地」としています。
- ・「住宅団地」には、マンションからなる「団地型マンション」、賃貸住宅からなる「賃貸住宅団地」、戸建て住宅からなる「戸建て住宅団地」、あるいはこれらの複合型など、様々な形態が存在しています。
- ・賃貸住宅団地のうち、行政及び公的主体が管理するものを「公的賃貸住宅団地」としています。

(3) 地域の視点

課題9 安全で快適な住環境の形成

住宅の耐震化は、着実に進行しており、今後は、耐震性を有していない住宅所有者への支援を継続的に行うとともに、地域の防災力を向上させ、大規模災害の発生に向けた対応を図る必要があります。

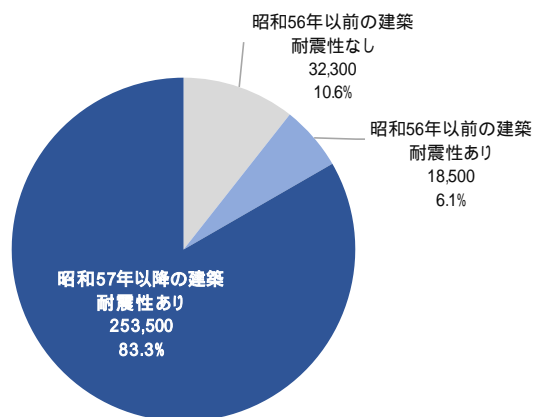
台風による土砂災害などの発生や空き家の増加などに伴い防災・防犯、景観、衛生などの様々な問題発生が懸念されているほか、子育て世帯を始めとして、身近な生活における道路や歩道等の危険性を指摘する意見が挙がっていることから、安全で快適な住環境を形成していくことが必要となっています。

耐震化の状況

- ・耐震性を有している住宅は、平成26年度（2014年度）が89.4%、平成30年度（2018年度）が91.2%であり、1.8%増加しています。
- ・また、昭和57年（1982年）以降に建築された耐震性を有している住宅は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）にかけて、3.2%増加しています。

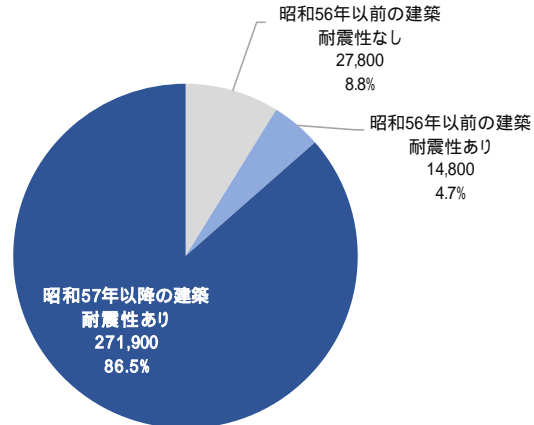
住宅の耐震化の推計

【2014年度（平成26年度）】



出典：新・相模原市耐震改修促進計画

【2018年度（平成30年度）】



出典：相模原市調査

参考：耐震化の基準について

旧耐震基準は、宮城県沖地震（昭和53年）等の経験から建築基準法施行令の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月1日に改正施行されました。改正された基準を「新耐震基準」と呼び、改正前の基準を「旧耐震基準」と呼んでいます。

課題 10 住宅立地の誘導による集約連携型のまちの形成

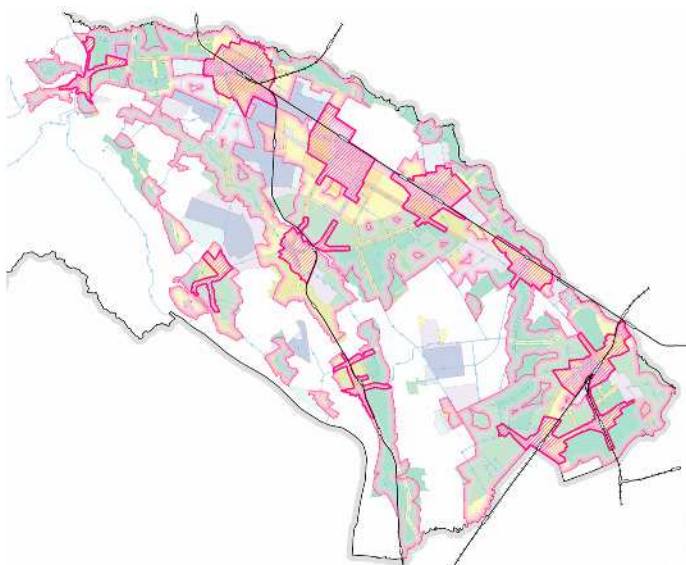
今後の人口減少・超高齢化の進行を踏まえ、地域の拠点周辺に都市機能を集積し、拠点間を公共交通等で結ぶことによる社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちづくりが求められており、それと連動した住宅立地の適正な誘導が必要となっています。

立地適正化計画における居住誘導区域の指定

- 立地適正化計画では、公共交通や都市機能、都市基盤などの居住環境が整っている「まちなかエリア」のうち、災害ハザードを除いた箇所を「まちなかエリア（災害ハザード外）＝居住誘導区域」として、居住を誘導する区域としています。

災害ハザードは、災害の発生のおそれがある区域のうち、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を対象としています。

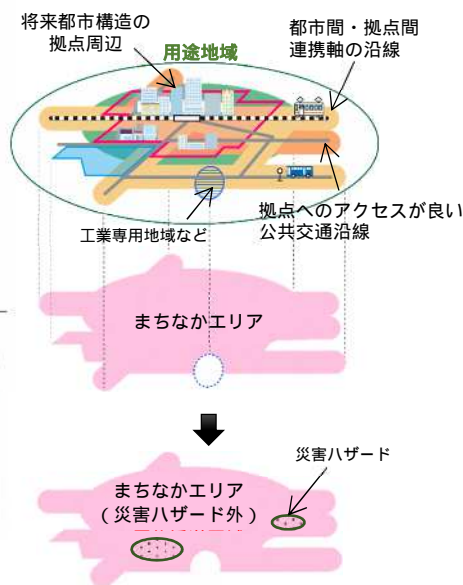
居住誘導区域 【2019年（令和元年）10月】
都市部



中山間地域



居住誘導区域設定のイメージ図



- 凡例
- 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域

- 【用途地域】
- 近隣商業地域
 - 工業専用地域
 - 工業地域
 - 準工業地域
 - 準住居地域
 - 商業地域
 - 第一種住居地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種住居地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域

出典：相模原市立地適正化計画

課題 11 地域活動の担い手不足への対応

地域活動を行っていない市民が半数を占めており、地域コミュニティの希薄化や自治会等の担い手不足を懸念する意見が挙げられています。一方で、地域や社会に役立つ活動への参加意欲のある市民は、少なくない状況です。

地域の課題を地域で解決する持続型の社会の実現に向け、地域活動の担い手不足への対応が求められています。

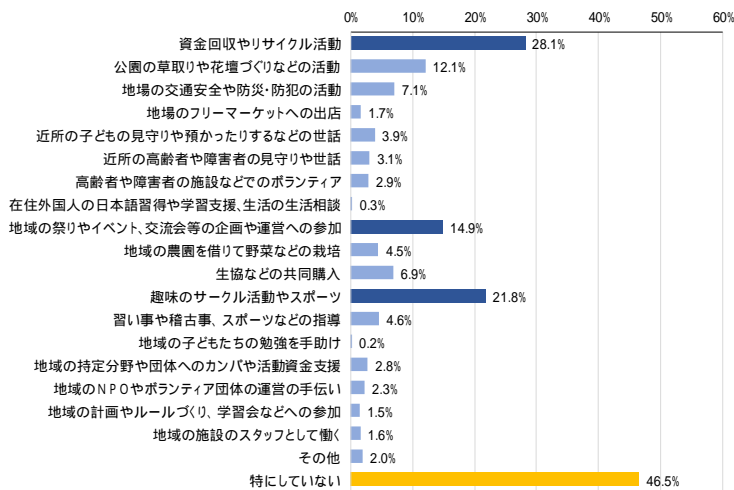
地域で行っている活動（個人的な活動を中心に）

- ・地域の中で個人的に行っている活動については、「特にしていない」が46.5%と最も多く、半数近くの人が活動に参加していない状況となっています。
- ・参加している人の活動の内訳は、「資源回収やリサイクル活動」が28.1%で最も多く、次いで「趣味のサークル活動やスポーツ」が21.8%、「地域の祭りやイベント、交流会等の企画や運営への参加」が14.9%となっています。

地域や社会に役立つ活動への参加意欲

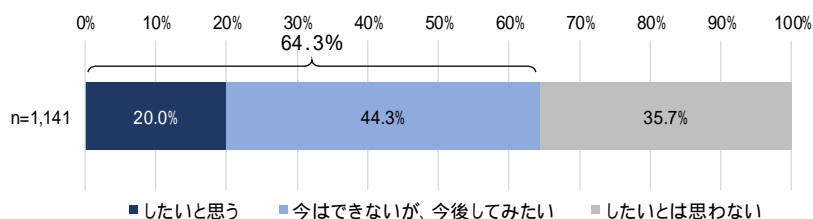
- ・地域や社会のための役立つ活動への参加意欲については、「したいと思う」が20.0%、「今はできないが、今後してみたい」が44.3%であり、回答者の約64%が参加意欲を持っています。

地域の中で個人的に行っている活動（複数回答） 【2015年（平成27年）6月】



出典：相模原市民の暮らしに関するアンケート調査

地域や社会に役立つ活動への参加意欲 【2015年（平成27年）6月】



出典：相模原市民の暮らしに関するアンケート調査

課題 12 地域特性を生かした多様な住み方の実現

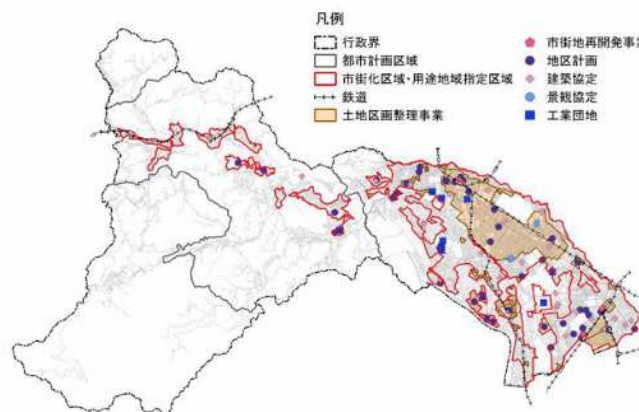
本市は、商業・企業・行政などの多様な都市機能が集積する都市部と、山林・渓谷・湖などの自然環境が広がる中山間地域が共存しているという特徴を持っています。また、中山間地域においては、空き家を活用した定住促進の活動が展開されています。

このような地域特性を生かした取組が市全域で起こり、多様な住み方を実現することができるよう誘導・支援していくことが、住宅や住環境に対する市民の満足度を高めていく上で重要です。

本市のエリアごとの特徴

- ・都市部においては、相模原都市建設区画整理事業等により道路などの基盤整備が進められ、高度経済成長期以降の急速な都市化を経て、市街地が拡大し、商業・企業・行政などの多様な都市機能が集積しています。
- ・中山間地域では、山林・渓谷・湖などの自然環境が広がっており、市内の山林は、市域全体の約 60%を占めています。

土地区画整理事業区域、地区計画、建築協定などの状況 【2019年（令和元年）10月】



出典：相模原市都市計画マスタープラン

傾斜地山林、平坦地山林、農地などの状況 【2019年（令和元年）10月】



出典：相模原市都市計画マスタープラン

1. 理念

誰もが安全で安心して暮らしやすい 住み続けたいまち さがみはら

第2次相模原市住宅基本計画では、“ゆとりと快適”、“安全・安心”、“市民主体”をキーワードとする3つの基本目標を基に『みんなではぐくむ ゆとりと安らぎの住まい・まちづくり』の実現を目指してきましたが、本市においては、少子高齢化や人口減少、就職・住宅購入世代の転出超過、世帯数の減少などに伴う空き家の増加、マンションの老朽化など大きな課題に直面しており、誰もが安全で安心して暮らせる住環境の形成が求められています。

こうした社会の変化と住生活に関する様々な課題に対応するため、“人・世帯の視点”、“住宅の視点”、“地域の視点”の3つの視点に基づく基本目標を掲げ、地域への愛着と誇りを持てる『誰もが安全で安心して暮らしやすい 住み続けたいまち さがみはら』を理念とし、市民や関係団体などの多様な主体との連携・協働により、その実現を目指します。

2 . 基本目標・基本方針

基本目標 : 人・世帯の視点「誰もが安心して地域に住み続けられる住生活の実現」

子育て世帯や高齢者などの人や世帯に着目し、誰もが安心して地域に住み続けられる住まい・まちづくりを推進します。

子育て世帯のニーズに応える住宅・住環境を整備し、子育て世帯の定住促進を目指します。

高齢期における自宅や地域での居住継続を支援し、高齢者の安全で健康的な住生活の実現を目指します。

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対しては、民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進します。

基本方針 1 : 若年・子育て世帯のニーズに応える住宅の供給促進・住環境の整備

子育て世帯の多様なニーズに応える住宅・住環境を創出します。

結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯向けの住宅として、空き家を活用した中古住宅流通・マッチングの促進、DIY賃貸住宅の推進などのハード面の取組のほか、親との同居・近居支援などのソフト面の取組を検討します。

基本方針 2 : 高齢者世帯等が地域の中で安心して住み続けられる住宅・住環境の整備

高齢期における自身の心身状況に応じた多様な住み方の実現を支援し、高齢者が安心して自宅や地域で住み続けることのできる住環境を創出します。

バリアフリー化や断熱性向上など高齢期に備えた改修の促進を行うほか、身近な地域における高齢者向け住宅や施設等の整備を行います。

基本方針 3 : 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

これまで市営住宅を始めとする公営住宅が、住宅セーフティネットの中心的役割を担ってきましたが、住宅確保要配慮者が多様化し、かつ、増加傾向にある状況に対応するため、民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットを構築します。

新たな住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅を活用するほか、居住支援団体と連携した居住支援の提供に向けた取組を検討します。

基本目標：住宅の視点「多世代にわたり活用し続けられる良質な住宅ストックの形成」

良質な新築住宅の供給を促進し、多世代にわたり活用し続けられる良質な住宅ストックの形成を目指すとともに、空き家を含めた中古住宅流通の活性化を促進します。

地域における課題の解決に結びつくよう空き家の適切な管理・活用を図り、良好な住環境の形成を目指します。

マンションの管理不全化への対応又はその予防措置を図ることにより、持続的な管理組合運営ができる環境を目指します。

基本方針4：良質な住宅ストックの整備

新築住宅だけでなく、既存住宅における性能向上に資する改修を推進し、良質な住宅ストックの整備を促進します。

高齢者が健康で快適に暮らせる住宅（断熱改修、バリアフリー化）や、子育て世帯等に対応した住宅（2戸1化や間取りの変更等）の供給誘導・改修支援等を行います。

基本方針5：空き家の適切な管理と地域の特性に応じた利活用の促進

地域における空き家の状況に応じて、地域課題の解決に結びつく取組を推進します。

空き家の適切な管理を促進するとともに、地域固有の問題や特性に応じた空き家の利活用を図るため、活用可能な空き家の発掘、登録、利用者とのマッチングなどが一体となった包括的な仕組みを検討します。

基本方針6：マンションの適正な維持管理と再生支援

マンションへの大規模修繕等の適切な実施や情報提供・技術的支援を行います。

マンションの管理組合の担い手不足解消などの管理不全の予防に向けた支援を行います。

高経年のマンションにおける、維持・改修や建て替え等の検討について、専門家派遣等を行い、再生の取組を支援します。

基本目標：地域の視点「地域特性を生かした多様な主体との連携による住環境の形成」

住宅・建築物の耐震化の促進や狭あい道路の解消など、防災・減災対策を推進し、安全で快適な住環境の形成を目指します。

住宅需要や立地適正化計画と連動した住宅立地の規制・誘導を行い、良質な住環境の創出を目指します。

住宅ストックや地域資源を活用し、民間事業者・NPO・地域住民等の関係者が主体的に地域課題に取り組むことができる環境を目指します。

本市の地域特性を生かし、ライフスタイルに応じた多様な住み方が選べるよう、本市の都市部や中山間地域の魅力を高めながら、人に選ばれる都市を目指します。

基本方針7：安全で快適な住環境の形成

住宅・建築物の耐震化の促進、狭あい道路の拡幅の推進などの整備を進めるほか、耐震相談の充実や地域の防災力の向上への取組を推進します。

基本方針8：地域の住宅需要を踏まえた住宅の規制・誘導

住宅需要や立地適正化計画と連動した住宅立地の規制・誘導を行います。

居住誘導区域内のワンルームマンションの空き室を活用したセーフティネット住宅の登録支援、地域需要を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅や施設の立地誘導等の検討を行います。

基本方針9：地域の実情に応じた活動の支援・担い手の育成

地域の住宅ストックや資源を活用した移住促進等、地域の特性に応じた住まい・まちづくりを推進します。

子育て支援、高齢者の見守りなど、地域で活動を展開する組織等の設立・活動支援を行います。高経年の団地型マンション・公的賃貸住宅団地においては、高齢化や空き室などの課題に対して、団地の再生へ向けた取組を支援する専門家の派遣や居住者のニーズに応じた地域での様々な活動について、事業者と連携し支援を促進します。

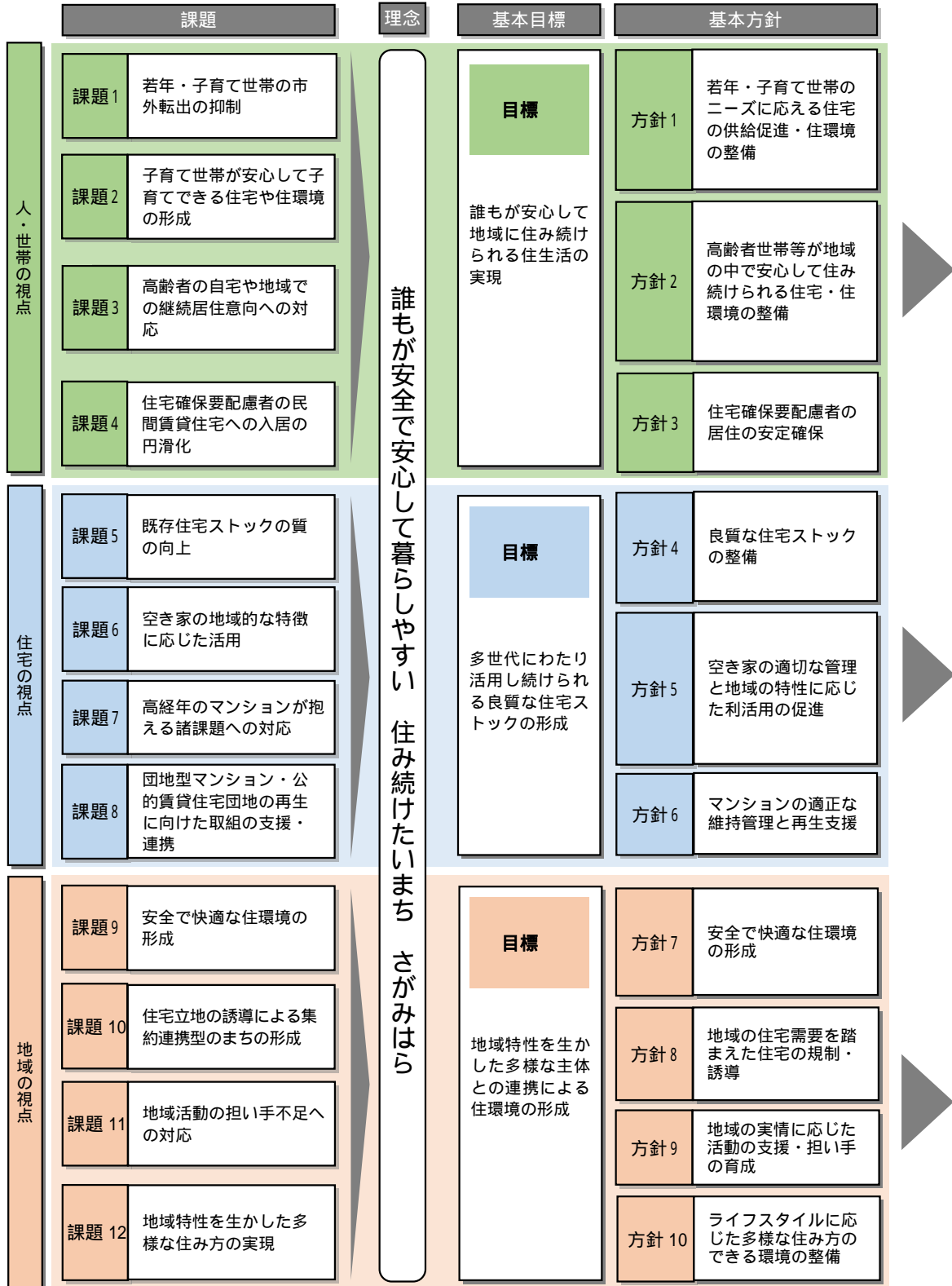
基本方針10：ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備

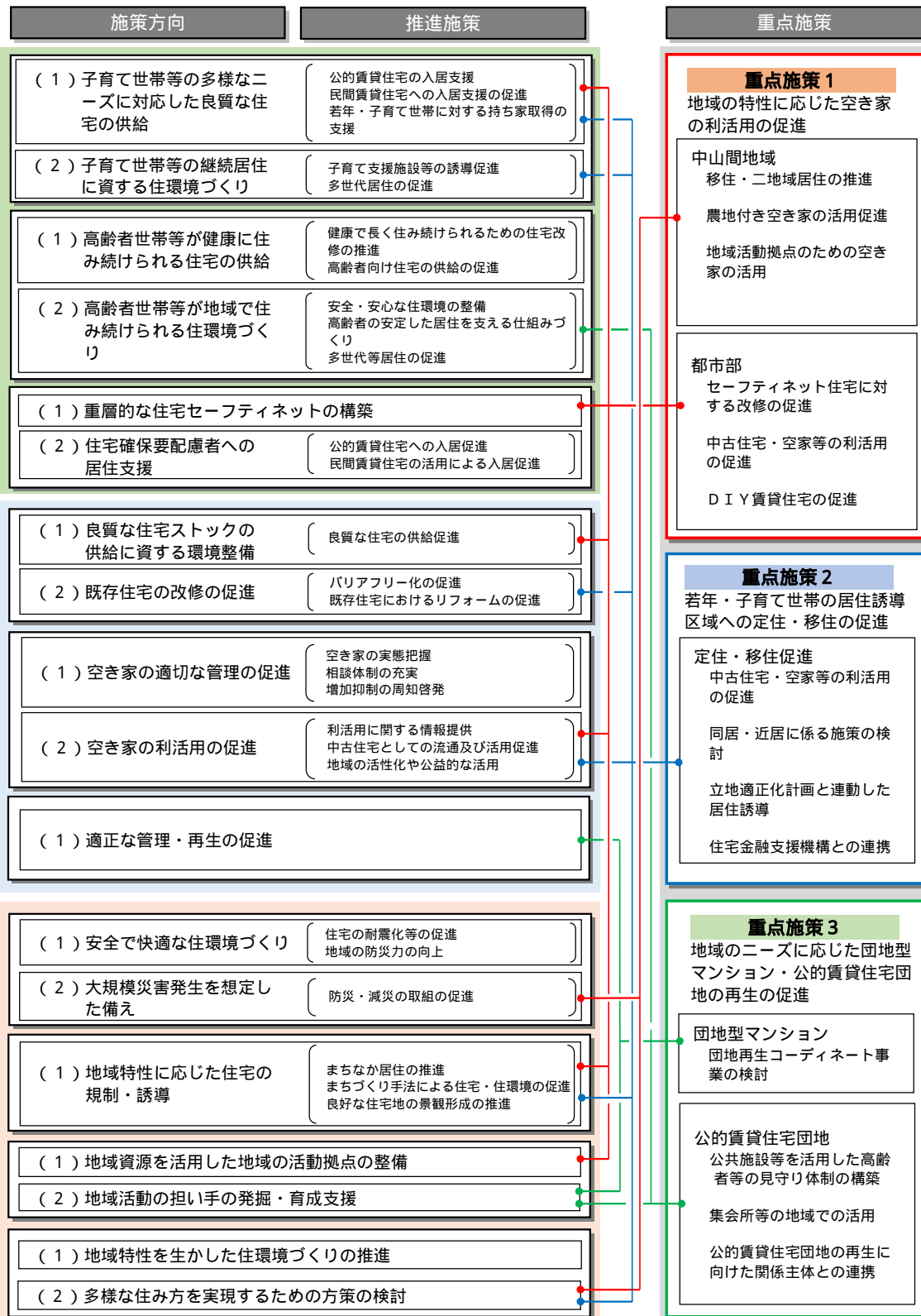
本市の地域特性を生かし、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境を整備します。

移住促進、起業できる住まい、農と一体になった住まい、二地域居住など、多様なライフスタイルを実現する取組を支援します。

第4章 基本方針別の施策の展開

相模原市住生活基本計画の体系





基本目標：誰もが安心して地域に住み続けられる住生活の実現

基本方針 1：若年・子育て世帯のニーズに応える住宅の供給促進・住環境の整備

1-1．現状・課題

子育て世帯においては、長子の小学校入学前に、新しい住まいに住み替える傾向があり、その際に市外に転出している可能性があります。

子育て世帯の求める広さ・部屋数等の条件を満たす住まいの供給を促進するとともに、身近な遊び場等、安心して子育てできる住環境を整備する必要があります。

1-2．取組の方向性

子育て世帯の多様なニーズに応える住宅・住環境を創出します。

結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯向けの住宅として、空き家を活用した中古住宅流通・マッチングの促進、D I Y賃貸住宅の推進などのハード面の取組のほか、親との同居・近居支援などのソフト面の取組を検討します。

1-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既に実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 子育て世帯等の多様なニーズに対応した良質な住宅の供給					
公的賃貸住宅の入居支援	市営住宅への入居支援	・高齢者向け住宅や車椅子対応の住宅等の提供、住宅困窮の度合いや福祉的配慮等によるポイント方式の選考のほか、子育て世帯等に対する選考倍率の優遇を行い、入居を支援します。		-	
	地域優良賃貸住宅の入居支援の促進	・都市再生機構が供給する子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅への入居の支援を促進します。			○
民間賃貸住宅への入居支援の促進	マイホーム借上げ制度の利用促進	・子育て世帯（借主側）及び高齢者世帯（貸主側）に対して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、「J T I」）のマイホーム借上げ制度について情報提供を行います。			○
	D I Y賃貸住宅の促進	・オーナー、不動産事業者、業界団体等に対し、D I Y型賃貸借について、国土交通省が公開するガイドブック等を活用し、周知を行います。 ・市民に対して、D I Yが可能な「J T I 賃貸住宅」について情報提供を行います。			○
若年・子育て世帯に対する持家取得の支援	中古住宅・空家等の利活用の促進	・市内の中古住宅又は空家等を購入・リフォームする子育て世帯等に対する誘導促進策を検討します。			
	住宅金融支援機構との連携	・住宅金融支援機構と協定を締結し、「フラット35」の活用による中古住宅の取得支援を行います。			○
	勤労者住宅資金利子補給制度の活用	・勤労者が市内に住宅を購入又は増築する場合に借入金に対する利子の一部を補助します。			○

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
	空き家バンクの活用促進	・市民に対して、全国版空き家バンクの活用について情報提供を行います。			○
(2) 子育て世帯等の継続居住に資する住環境づくり					
子育て支援施設等の誘導促進	マンション建替型総合設計制度の活用促進	・耐震性不足のマンション建て替えにより保育所や遊び場、地域の子育て支援施設、高齢者向け福祉施設等を整備する場合に、特別な容積率の割増しが可能な総合設計制度の情報提供を行います。			○
多世代居住の促進	同居・近居に係る施策の検討	・子育て世帯等が、親世帯と同居・近居する場合の支援策について検討します。			

基本方針 2：高齢者世帯等が地域の中で安心して住み続けられる住宅・住環境の整備

2-1. 現状・課題

計画期間内において、本市の65歳以上の高齢者は、増加し、高齢化率もますます増加することが見込まれます。また、現在居住している自宅や地域で住み続けたいという意向を持っている高齢者が数多くいます。

2-2. 取組の方向性

高齢期における自身の心身状況に応じた、多様な住み方の実現を支援し、高齢者が安心して自宅や地域で住み続けることのできる住環境を創出します。

バリアフリー化や断熱性向上など高齢期に備えた改修の促進を行うほか、身近な地域における高齢者向け住宅や施設等の整備を行います。

2-3. 施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 高齢者世帯等が健康に住み続けられる住宅の供給					
健康で長く住み続けられるための住宅改修の推進	高齢者・障害者向け住宅改修制度の活用	・高齢者に対して、介護保険制度における住宅改修費の支給を行います。 ・障害者に対して、住宅設備改善費の助成を行います。			○
	健康で快適に暮らせる住まいのリフォームの推進	・高齢期を迎える方がいる世帯に対し、バリアフリー、断熱改修等の健康で快適に暮らせる住宅へのリフォームの支援策について検討します。 ・市民に対して、国土交通省が公開する「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」について情報提供を行います。			

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
	住宅改修相談の実施	・住宅の改修（段差解消、手すり取付け等）を検討している高齢者や障害者に対して、住宅改修相談員が改修方法等の助言を行います。			○
高齢者向け住宅の供給の促進	市営住宅への入居支援 【基本方針1より再掲】	・高齢者向け住宅や車椅子対応の住宅等の提供、住宅困窮の度合いや福祉的配慮等によるポイント方式の選考のほか、子育て世帯等に対する選考倍率の優遇を行い、入居を支援します。		-	
	サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の活用促進	・住宅、医療・介護等の関連事業者や団体に対して、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業について情報提供を行います。			○
	終身建物賃貸借事業の活用促進	・高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる終身建物賃貸借事業について、高齢者への情報提供を行うとともに、事業者等に当該事業の活用を促進します。			○
	マンション建替型総合設計制度の活用促進 【基本方針1より再掲】	・耐震性不足のマンション建て替えにより保育所や遊び場、地域の子育て支援施設、高齢者向け福祉施設等を整備する場合には、特別な容積率の割増しが可能な総合設計制度の情報提供を行います。			○
(2) 高齢者世帯等が地域で住み続けられる住環境づくり					
安全・安心な住環境の整備	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づくまちづくりの推進	・「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設等におけるバリアフリー化を推進するため、適切な指導を行います。			
高齢者の安定した居住を支える仕組みづくり	公共施設等を活用した高齢者等の見守り体制の構築	・公共施設等の地域の拠点を活用し、地域に居住する高齢者等に対して、様々な主体による見守り体制を構築します。		○	
	集会所等の地域での活用	・公的賃貸住宅にある既存の集会所等を地域が主体となって、高齢者や子どもを始め誰もが気軽に交流できる場として活用します。 ・特別養護老人ホーム等の施設に住民が活用できるように設置されている「地域交流スペース」の利用を促進します。			
	市営住宅を活用したデイサービスの提供	・市営住宅を活用した高齢者や障害者に対するデイサービスの提供を行います。		○	
	高齢者向け住まいに関する情報提供	・「高齢者向け住まいのパンフレット」による高齢者向けの住宅の特徴等の情報提供を行います。			
	住宅探しの支援・相談体制の推進	・高齢者が身近な場所で住まい探しの相談をできる専門家による無料相談会を開催します。		○	
	マイホーム借上げ制度の利用促進 【基本方針1より再掲】	・子育て世帯（借主側）及び高齢者世帯（貸主側）に対して、JTIのマイホーム借上げ制度について情報提供を行います。			○
多世代等居住の促進	異世代ホームシェアの検討	・高齢者と学生等が共に住む異世代ホームシェアについて、参考事例を収集し、本市における推進に向けた検討を行います。			
	同居・近居に係る施策の検討 【基本方針1より再掲】	・子育て世帯等が、親世帯と同居・近居する場合の支援策について検討します。			

基本方針 3：住宅確保要配慮者の居住の安定確保

3-1．現状・課題

既に民間賃貸住宅に居住する高齢単身世帯は、増加してきており、今後も増加する見込みです。

一部の高齢者や障害者においては、民間賃貸住宅に円滑に入居できていない状況です。

3-2．取組の方向性

これまで市営住宅を始めとする公営住宅が、住宅セーフティネットの中心的役割を担ってきましたが、住宅確保要配慮者が多様化し、かつ、増加傾向にある状況に対応するため、民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットを構築します。

新たな住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅を活用するほか、居住支援団体と連携した居住支援の提供に向けた取組を検討します。

3-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力を行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力を行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 重層的な住宅セーフティネットの構築					
市営住宅の計画的な供給		・真に住宅に困窮する世帯の数的確に把握し、居住の安定の確保のために必要なストックの供給に努めます。 ・市営住宅の年間空き家募集実績を踏まえ、必要なストックの確保や適正な維持管理に努めます。		-	
セーフティネット住宅に対する改修の促進		・高齢者等の入居を拒まない住宅として登録した居住誘導区域内のセーフティネット住宅に対し、バリアフリー化や間取りの変更等の改修を促進します。			○
セーフティネット住宅の登録促進		・市内の賃貸用の空き家・空き室を活用し、セーフティネット住宅の登録を促進します。			
(2) 住宅確保要配慮者への居住支援					
公的賃貸住宅への入居促進	市営住宅への入居支援 【基本方針1より再掲】	・高齢者向け住宅や車椅子対応の住宅等の提供、住宅困窮の度合いや福祉的配慮等によるポイント方式の選考のほか、子育て世帯等に対する選考倍率の優遇を行い、入居を支援します。		-	
	障害者等への居住支援	・福祉施策と連携し、市営住宅を活用した障害者向けのグループホームのほか高齢者や障害者に対するデイサービスの提供を行い、地域における居住支援を行います。		○	
	公的賃貸住宅への入居支援の促進	・神奈川県営住宅や神奈川県住宅供給公社、都市再生機構などが管理する地域優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅などの供給により、公的賃貸住宅への入居支援を促進します。			○

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
			民間賃貸住宅の活用による入居促進	<p>あんしん賃貸支援事業の促進</p> <p>住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）の設置</p> <p>民間賃貸住宅の情報提供システムの活用促進</p> <p>外国人への居住支援</p> <p>若・中年単身者への労働施策等と連携した居住支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うあんしん賃貸支援事業について情報提供を行います。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、その他関連団体と連携する相模原市居住支援協議会を設置し、取組を推進します。 ・高齢者やその家族等に対して、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅についての情報提供システムの活用を促進します。 ・外国人の住まい探しをサポートする不動産仲介業者に関する情報提供を行います。 ・外国人の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録に関する情報を多言語で提供します。 ・生活困窮者自立支援制度を活用した再就職のための居住確保の支援を行います。
					○

基本目標：多世代にわたり活用し続けられる良質な住宅ストックの形成

基本方針4：良質な住宅ストックの整備

4-1．現状・課題

バリアフリーや省エネなどの性能等を保有する住宅が少ない状況です。
中古住宅やリフォームに対する需要が高まっています。

4-2．取組の方向性

新築住宅だけではなく、既存住宅における性能向上に資する改修を推進し、良質な住宅ストックの整備を促進します。

高齢者が健康で快適に暮らせる住宅（断熱改修、バリアフリー化）や、子育て世帯等に対応した住宅（2戸1化や間取りの変更等）の供給誘導・改修支援等を行います。

4-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市 民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行 政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 良質な住宅ストックの供給に資する環境整備					
良質な住宅の供給促進	長期優良住宅(新築・増改築)の普及促進	・長期優良住宅制度(新築・増改築)の優遇措置について情報提供を行います。			○
	住宅性能表示制度(新築・既存)の普及促進	・住宅性能表示制度(新築・既存)の制度趣旨や評価書の取得によるメリット等について情報提供を行います。			○
	省エネルギー住宅の普及促進	・省エネ設備・機器、ZEHの導入促進を図ります。 ・低炭素建築物の認定制度(新築・増改築)による優遇措置について情報提供を行います。 ・住宅の省エネルギー基準の概要や基準を満たすことによる様々なメリットについて情報提供を行います。			○
	安心R住宅の普及促進	・耐震性があり、インスペクションが行われた中古住宅である安心R住宅制度の特徴やメリットについて情報提供を行います。			○
(2) 既存住宅の改修の促進					
バリアフリー化の促進	高齢者・障害者向け住宅改修事業等の活用【基本方針2より再掲】	・高齢者に対して、介護保険制度における住宅改修費の支給を行います。 ・障害者に対して、住宅設備改善費の助成を行います。			○
	住宅改修相談の実施【基本方針2より再掲】	・住宅の改修(段差解消、手すり取付け等)を検討している高齢者や障害者に対して、住宅改修相談員が改修方法等の助言を行います。			○
既存住宅におけるリフォームの促進	健康で快適に暮らせる住まいのリフォームの推進【基本方針2より再掲】	・高齢期を迎える方がいる世帯に対し、バリアフリー、断熱改修等の健康で快適に暮らせる住宅へのリフォームの支援策について検討します。			

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
		・市民に対して、国土交通省が公開する「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」について情報提供を行います。			
	中古住宅・空家等の利活用の促進 【基本方針1より再掲】	・市内の中古住宅又は空家等を購入・リフォームする子育て世帯等に対する誘導促進策を検討します。			
	セーフティネット住宅に対する改修の促進 【基本方針3より再掲】	・高齢者等の入居を拒まない住宅として登録した居住誘導区域内のセーフティネット住宅に対し、バリアフリー化や間取りの変更等の改修を促進します。			○

基本方針5：空き家の適切な管理と地域の特性に応じた利活用の促進

5-1．現状・課題

緑区では「その他空き家」、中央区・南区では「賃貸用空き家」が多く発生し、また、鉄道駅周辺において築年の古いワンルームの空き家が増加しているなど、地域ごとに空き家の状況が異なります。

5-2．取組の方向性

地域における空き家の状況に応じて、地域課題の解決に結び付く取組を推進します。

空き家の適切な管理を促進するとともに、地域固有の問題や特性に応じた空き家の利活用を図るため、活用可能な空き家の発掘、登録、利用者とのマッチングなどが一体となった包括的な仕組みを検討します。

5-3．施策体系

- 関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）
- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
 - ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
 - ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 空き家の適切な管理の促進					
空き家の実態把握	空家等の実態把握	・本市全域又は特定の地域（市街化調整区域や居住誘導区域内外の別など）において、自治会などの地域団体や地域課題の解決に取り組むNPO法人などの協力を得るなど、本市内の空き家の所在や状態等の把握について検討を行います。			
相談体制の充実	協定に基づく相談窓口の設置	・法務、不動産、建築等の各専門家団体においても、本市と締結した「空家等対策に関する協定」に基づき相談窓口を設置します。			○
	空家等相談員の派遣	・空家等の管理方法や利活用に悩む空き家所有者等からの要請を受け、本市に登録する専門家を相談員として派遣します。			○

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 : 前計画から継続施策 : 既の実施している施策 : 新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
増加抑制 の周知啓発	空き家の利活用マニュアルの活用促進	・「空き家の利活用マニュアル」による空き家を所有した場合の対策について情報提供を行います。			
	適正管理等の周知・啓発	・市のホームページや広報紙、チラシなどの多様な媒体を活用し、空き家等がもたらす諸問題について情報提供を行います。			
(2) 空き家の利活用の促進					
利活用に関する情報提供	空き家バンクの活用促進 【基本方針1より再掲】	・市民に対して、全国版空き家バンクの活用について情報提供を行います。			○
中古住宅としての流通及び活用促進	中古住宅・空家等の利活用の促進 【基本方針1より再掲】	・市内の中古住宅又は空家等を購入・リフォームする子育て世帯等に対する誘導促進策を検討します。			
	住宅金融支援機構との連携 【基本方針1より再掲】	・住宅金融支援機構と協定を締結し、「フラット35」の活用により、中古住宅の取得支援を行います。			○
	住宅性能表示制度（新築・既存）の普及促進 【基本方針4より再掲】	・住宅性能表示制度（新築・既存）の制度趣旨や評価書の取得によるメリット等について情報提供を行います。			○
	安心R住宅の普及促進 【基本方針4より再掲】	・耐震性があり、インスペクションが行われた中古住宅である安心R住宅制度の特徴やメリットについて情報提供を行います。			○
	マイホーム借上げ制度の利用促進 【基本方針1より再掲】	・子育て世帯（借主側）及び高齢者世帯（貸主側）に対して、JTIのマイホーム借上げ制度について情報提供を行います。			○
地域の活性化や公益的な活用	地域活動拠点のための空き家の活用	・空き家を活用し、地域のコミュニティ拠点として整備する取組について検討します。			

基本方針 6：マンションの適正な維持管理と再生支援

6-1．現状・課題

単棟型・団地型を問わず、高経年のマンションにおいては、管理組合の担い手の高齢化や不足等への対応、大規模修繕や耐震改修等の的確な実施に向けた支援などが求められています。

6-2．取組の方向性

マンションに対する大規模修繕等の適切な実施や情報提供・技術的支援を行います。

マンション管理組合の担い手不足解消など、管理不全の予防に向けた支援を行います。

高経年のマンションにおける、維持・改修や建て替え等の検討について、専門家派遣等を行い、再生の取組を支援します。

6-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既に実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 適正な管理・再生の促進					
マンション管理等の相談・管理セミナーの充実		<ul style="list-style-type: none"> ・無料相談窓口や分譲マンションアドバイザー派遣制度により、管理組合への維持・改修や建て替え等に向けた支援を行います。 ・マンション管理セミナーの開催回数を拡充します。 			
マンション管理組合登録制度の創設		<ul style="list-style-type: none"> ・マンションについて、管理組合の連絡先及び建物や土地の概要・管理状況等の情報の登録制度を創設します。 			
団地再生コーディネート事業の検討		<ul style="list-style-type: none"> ・団地型マンションにおいて、ハード・ソフト両面の再生に係る活動に対し、専門家と連携し、その取組内容に応じた支援を行う団地再生コーディネート事業を検討します。 			
耐震相談の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震に関する相談を受け付けます。 ・自宅の無料耐震相談会の開催を拡充します。 			
耐震診断・改修工事等の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅の簡易耐震診断を実施します。 ・戸建住宅やマンションの耐震診断や改修工事等に対する費用の一部を補助します。 			○

基本目標：地域特性を生かした多様な主体との連携による住環境の形成

基本方針 7：安全で快適な住環境の形成

7-1．現状・課題

台風による土砂災害などの発生や空き家の増加などにより、防災・防犯、景観、衛生上の様々な問題発生が懸念されます。

子育て世帯からは、身近な生活圏域における道路・歩道の危険性を指摘する意見が挙がっています。

7-2．取組の方向性

住宅・建築物の耐震化の促進、狭あい道路の拡幅の推進などを進めるほか、耐震相談の充実や地域の防災力の向上への取組を推進します。

7-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 安全で快適な住環境づくり					
住宅の耐震化等の促進	耐震相談の充実 【基本方針6より再掲】	・住宅の耐震に関する相談を受け付けます。 ・自宅の無料耐震相談会の開催を拡充します。			
	耐震診断・改修工事等の推進 【基本方針6より再掲】	・戸建住宅の簡易耐震診断を実施します。 ・戸建住宅やマンションの耐震診断や改修工事等に対する費用の一部を補助します。			○
	個人住宅吹付けアスベストの調査・除却の推進	・自ら居住する住宅などのアスベスト含有調査と除去工事に対する費用の一部を補助します。			○
地域の防災力の向上	狭あい道路拡幅整備事業の促進	・道路後退用地の寄附又は使用承諾により提供された用地について、舗装整備を行い市民の安全確保及び生活環境の改善を図ります。			○
	生垣設置奨励金交付事業の普及促進	・災害時の延焼防止や民有地緑化の推進を目的とした生垣設置奨励金交付事業について、市民への情報提供を行います。			○
	違反建築物の防止啓発	・違反建築物の防止啓発及び建築パトロールを行います。			
	危険ブロック塀等撤去奨励補助制度の活用	・転倒・倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。			○
	特定空家等への措置	・現に地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等に対して、状態改善に向けた必要な処置を行います。			
(2) 大規模災害発生を想定した備え					
防災・減災の取組の促進	市営住宅等の一時供給	・大規模災害の発生時に、被災者に対して、市営住宅等の空き室を一時的に供給します。		-	
	応急仮設住宅の供給	・大規模災害の発生時に、被災者に対して、応急仮設住宅を供給します。			

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	・被災した建築物の危険度を専門家が判定する応急危険度判定の実施体制を整備します。			
	被災宅地危険度判定の実施体制の整備	・被災した宅地の危険度を専門家が判定する被災宅地危険度判定の実施体制を整備します。			
	ハザードマップの情報提供	・ハザードマップ（地震、洪水、内水、土砂災害）を活用し、大規模災害時における被災想定の情報提供を行います。			

基本方針 8：地域の住宅需要を踏まえた住宅の規制・誘導

8-1．現状・課題

鉄道駅周辺において、築年の古いワンルームの空き室が増加している傾向があります。

人口減少・超高齢化の進行を踏まえた社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約型のまちづくりが求められています。

8-2．取組の方向性

住宅需要や立地適正化計画と連動した住宅立地の規制・誘導を行います。

居住誘導区域内のワンルームマンションの空き室を活用したセーフティネット住宅の登録支援、地域需要を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅や施設の立地誘導等の検討を行います。

8-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 地域特性に応じた住宅の規制・誘導					
まちなか 居住の推進	立地適正化計画と連動した居住誘導	・中古住宅・空家等の利活用の促進策と連携した居住誘導区域内への移住を促進します。			
	サービス付き高齢者向け住宅の立地誘導の検討	・固定資産税の特例を活用したサービス付き高齢者向け住宅の立地誘導を検討します。			
	セーフティネット住宅に対する改修の促進 【基本方針3より再掲】	・高齢者等の入居を拒まない住宅として登録した居住誘導区域内のセーフティネット住宅に対し、バリアフリー化や間取りの変更等の改修費を促進します。			○
まちづくり 手法による住宅・ 住環境の 促進	地区計画、建築協定等の普及促進	・住民発意による地区計画策定を支援します。 ・建築協定区域内の地区運営委員会の活動を支援します。			○
	土地区画整理事業を活用した基盤整備の推進	・土地区画整理事業による良好な住環境の整備を推進します。			

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
				優良建築物等整備事業の促進	・建物の共同建替等を行い、市街地環境の整備と土地の合理的利用を促進します。
	マンション建替型総合設計制度の活用促進 【基本方針1より再掲】	・耐震性不足のマンション建て替えにより保育所や遊び場、地域の子育て支援施設、高齢者向け福祉施設等を整備する場合に、特別な容積率の割増しが可能な総合設計制度の情報提供を行います。			○
	景観計画による規制・誘導	・景観誘導指針に基づく景観誘導を行うとともに、大規模建築物の建築等に対し、事前協議・届出の手続を行います。			
良好な住宅地の景観形成の推進	景観協定の普及促進	・大規模開発行為の際に景観協定に関する周知を行います。			
	屋外広告物条例による規制・誘導	・住宅地における屋外広告物の規制・誘導を行います。			

基本方針9：地域の実情に応じた活動の支援・担い手の育成

9-1. 現状・課題

地域コミュニティの希薄化や自治会役員等の地域活動の担い手不足が懸念されています。

中山間地域においては、定住促進、空き家活用に資する活動が展開されていますが、活用するストックは、不足している状況です。

高経年の団地型マンション・公的賃貸住宅団地においては、高齢化が著しく進行し、空き家も増加している状況であり、その対応が求められます。

9-2. 取組の方向性

地域の住宅ストックや資源を活用した移住促進等、地域の特性に応じた住まい・まちづくりを推進します。

子育て支援、高齢者の見守りなど、地域で活動を展開する組織等の設立・活動支援を行います。高経年の団地型マンション・公的賃貸住宅団地においては、高齢化や空き室などの課題に対して、団地の再生へ向けた取組を支援する専門家の派遣や居住者のニーズに応じた地域での様々な活動について、事業者と連携し支援を促進します。

9-3. 施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力をを行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力をを行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
			(1) 地域資源を活用した地域の活動拠点の整備		
	公共施設等を活用した高齢者等の見守り体制の構築 【基本方針2より再掲】	・公共施設等の地域の拠点を活用し、地域に居住する高齢者等に対して、様々な主体による見守り体制を構築します。		○	

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 : 前計画から継続施策 : 既の実施している施策 : 新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
地域活動拠点のための空き家の活用 【基本方針 5 より再掲】		・空き家を活用し、地域のコミュニティ拠点を整備する取組について検討します。			
空き家バンクの活用促進 【基本方針 1 より再掲】		・市民に対して、全国版空き家バンクの活用について情報提供を行います。			○
集会所等の地域での活用 【基本方針 2 より再掲】		・公的賃貸住宅にある既存の集会所等を地域が主体となって、高齢者や子どもを始め誰もが気軽に交流できる場として活用します。 ・特別養護老人ホーム等の施設に住民が活用できるように設置されている「地域交流スペース」の利用を促進します。			
(2) 地域活動の担い手の発掘・育成支援					
中山間地域での移住促進に取り組む団体への支援の検討		・中山間地域における移住促進等の取組に対するモデル事業への支援を検討します。			○
地域課題に対応した活動の担い手育成支援		・地域固有の課題に対応した、地域の住民、活動団体、地元事業者等の取組（既成住宅地における高齢者や子どもの見守り等）について、活動費の一部を補助します。			
地域の課題解決に向けた活動に対する支援		・公共的な活動の担い手育成等を含む地域固有の課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付します。			○
団地再生コーディネート事業の検討 【基本方針 6 より再掲】		・団地型マンションにおいて、ハード・ソフト両面の再生に係る活動に対し、専門家と連携し、その取組内容に応じた支援を行う団地再生コーディネート事業を検討します。			
公的賃貸住宅団地の再生に向けた関係主体との連携		・神奈川県、都市再生機構、住宅供給公社と連携し、県営住宅、UR 賃貸住宅、公社住宅の再生に際して、地域のニーズに応じ、高齢者や子育て世帯への支援活動を促進します。			

基本方針 10：ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備

10-1．現状・課題

本市は、商業・企業・行政などの多様な都市機能が集積するエリアと山林・渓谷・湖などの自然環境が広がるエリアが共存している特徴のある市です。

10-2．取組の方向性

本市の地域特性を生かし、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境を整備します。移住促進、起業できる住まい、農と一体になった住まい、二地域居住など、多様なライフスタイルを実現する取組を支援します。

10-3．施策体系

関係主体（：取組の中心となる者、：取組の支援・啓発・補助する者、：取組の協力者）

- ・市民：取組の利用や活用、検討への参画・協力を行います。
- ・事業者等：取組を事業者等として実施や活用、協力を行います。
- ・行政：取組を行政として検討、募集、案内・周知を行います。

施策			関係主体		
施策方向 推進施策	具体的な取組 ：前計画から継続施策 ：既の実施している施策 ：新規の施策	概要	市民	事業者等	行政
(1) 地域特性を生かした住環境づくりの推進					
地区計画、建築協定等の普及促進 【基本方針 8 より再掲】		・住民発意による地区計画策定を支援します。 ・建築協定区域内の地区運営委員会の活動を支援します。			○
街づくりアドバイザーの派遣による支援		・街づくり団体からの依頼に基づき、街づくりアドバイザーを派遣します。 ・街づくりアドバイザーの新規登録を促進し、充実した体制を構築します。			○
(2) 多様な住み方を実現するための方策の検討					
立地適正化計画と連動した居住誘導 【基本方針 8 より再掲】		・中古住宅・空家等の利活用の促進策と連携した居住誘導区域内への移住を促進します。			
農地付き空き家の活用促進		・「農のある暮らし」を市民や移住希望者等に情報発信し、農地付き空き家の掘り起こし、活用を促進します。			○
地域産材を活用した住宅等の促進		・市民、住宅供給事業者、業界団体等に対し、産地証明制度について周知を図り、さがみはら津久井産材の利用拡大を促進します。 ・さがみはら津久井産材を使用した住宅を建設する事業者や製品の製作事業者をPRし、住宅の新築等における地域産材の活用を促進します。			○
移住・二地域居住の推進		・多様な都市機能の集積と豊かな自然環境の2つの側面をもつ本市の特徴を生かし、活動団体、事業者等への取組の支援を行います。			○

第 5 章 相模原市賃貸住宅供給促進計画

1 . 計画策定に関する基本事項

(1) 計画策定の背景・目的

民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)が改正され、高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の入居を拒まない賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の登録制度等を含む「新たな住宅セーフティネット制度」が平成 29 年(2017 年)10 月より開始されました。

住宅確保要配慮者は、民間賃貸住宅への入居時に賃貸人に拒否感を持たれることが多く、これらの世帯が安心して暮らせる住宅の確保が求められています。

住宅ストックの状況としては、今後、人口減少が見込まれる中で公的賃貸住宅の大幅な増加を見込むことが困難である一方で、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にあります。

新たな住宅セーフティネット制度を、本市の実情に合わせ、計画的に推進するため、住宅確保要配慮者の範囲、登録住宅の供給目標、登録基準及び必要な施策等を定めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、住宅セーフティネット法第 6 条第 1 項に基づく「市町村賃貸住宅供給促進計画」として策定します。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、「相模原市住生活基本計画」に合わせ、令和 2 年度(2020 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 8 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や相模原市住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

(4) 重層的な住宅セーフティネット施策の基本的な考え方

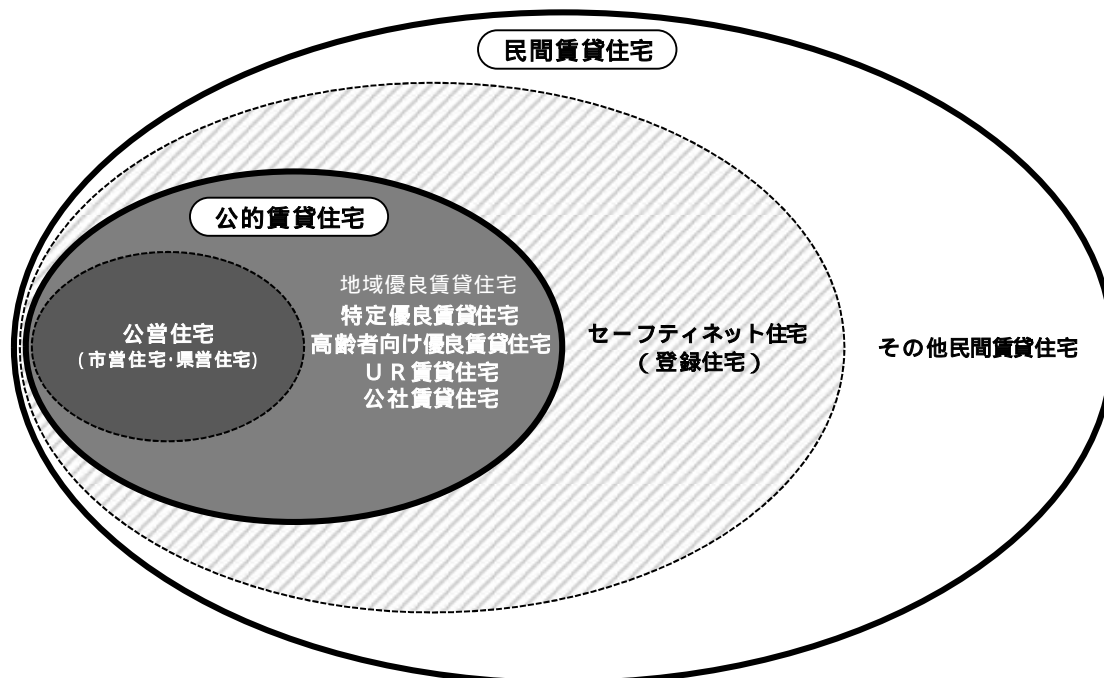
本市における住宅確保要配慮者を取り巻く状況は、近年、以下のように変容してきています。

高齢単身世帯の30%以上が民間賃貸住宅に居住	2015年：31.4% (9,053世帯)
75歳以上の後期高齢単身世帯が著しく増加	2005年：6,132世帯 2015年：13,639世帯
高齢者予備軍である40歳～65歳の単身世帯が増加	2005年：24,384世帯 2015年：35,761世帯
被生活保護世帯が10年間で倍増	2007年：4,634世帯 2016年：10,038世帯

これまで公営住宅を始めとする公的賃貸住宅が住宅セーフティネットの中心的役割を担ってきましたが、住宅確保要配慮者の増加基調にある中、民間賃貸住宅の活用を促進し、公的賃貸住宅との両輪による重層的な住宅セーフティネットを構築します。

単身高齢者、低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できていない状況を踏まえ、特に民間賃貸住宅については、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として「セーフティネット住宅（登録住宅）」の登録を促進するとともに、今後、設立を予定している居住支援協議会を核とした住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅とのマッチングや入居支援等を行います。

重層的な住宅セーフティネットのイメージ



2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

賃貸人の選択の幅を広げるとともに、賃借人の多様なニーズに応えるため、住宅確保要配慮者の範囲を、次の～のとおり広く設定します。

住宅セーフティネット法で定める者
<ul style="list-style-type: none">・低額所得者・被災者（発災後3年以内）・高齢者・障害者・子ども（高校生相当以下）を養育している者

国土交通省令で定める者
<ul style="list-style-type: none">・外国人・中国残留邦人・児童虐待を受けた者・ハンセン病療養所入所者・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者・拉致被害者・犯罪被害者・生活困窮者・矯正施設退所者・東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）

賃貸住宅供給促進計画で定める者
<p>○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針で例示されている者</p> <ul style="list-style-type: none">・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者・児童養護施設退所者・LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）・UIJターンによる転入者・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 <p>○本市が独自に定める者</p> <ul style="list-style-type: none">・難病患者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者の対象となる難病患者）

(2) 賃貸住宅の供給の目標

市営住宅の供給の目標

・市営住宅の管理戸数は、現在60団地、2,834戸となっており、これらの団地のうち、耐用年数を経過した老朽化住宅は118戸となっています。

また、建設後30年以上経過した市営住宅は、約26%を占め、今後、順次老朽化を迎えます。

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を必要とする者の居住の安定を確保しつつ、市営住宅の適正な維持管理により財政負担の縮減・平準化を図り、計画的な供給に努めます。

セーフティネット住宅（登録住宅）の供給の目標

- ・市内の民間の賃貸用の空き家・空き室を活用していくため 500 戸の登録住宅への登録を目指します。

3. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

市営住宅の計画的な供給

- ・真に住宅に困窮する世帯の数を的確に把握し、居住の安定の確保のために必要なストックの供給に努めます。
- ・市営住宅の年間空き家募集実績等を踏まえ、必要なストックの確保や適正な維持管理に努めます。

市営住宅への入居支援

- ・高齢者向け住宅や車椅子対応の住宅等の提供、住宅困窮の度合いや福祉的配慮等によるポイント方式の選考のほか、子育て世帯等に対する選考倍率の優遇を行い、入居を支援します。

障害者等への居住支援

- ・福祉施策と連携し、市営住宅を活用した障害者向けのグループホームのほか高齢者や障害者に対するデイサービスの提供を行い、地域における居住支援を行います。

公的賃貸住宅への入居支援の促進

- ・神奈川県営住宅や神奈川県住宅供給公社、都市再生機構などが管理する地域優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅などの供給により、公的賃貸住宅への入居支援を促進します。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

あんしん賃貸支援事業の促進

- ・高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うあんしん賃貸支援事業について情報提供を行います。

居住支援協議会の設置

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体その他関連団体と連携する相模原市居住支援協議会を設置し、取組を推進します。

民間賃貸住宅の情報提供システムの活用促進

- ・高齢者やその家族等に対して、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅についての情報提供システムの活用を促進します。

高齢者向け住まいに関する情報提供

- ・「高齢者向け住まいのパンフレット」による高齢者向けの住宅の特徴等の情報提供や高齢者の住まい探しに関する不安の解消や、円滑な住まい探しを支援する相談会を開催します。

外国人への居住支援

- ・外国人の住まい探しをサポートする不動産仲介業者に関する情報提供を行います。
- ・外国人の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録に関する情報を多言語で提供します。

若・中年単身者への労働施策と連携した居住支援

- ・生活困窮者自立支援制度を活用した再就職のための居住確保の支援を行います。

セーフティネット住宅（登録住宅）の規模に係る基準

ア 登録住宅（共同居住型賃貸住宅以外）の規模に係る登録基準について

住宅セーフティネット法施行規則第 11 条により 25 m²から 16 m²に緩和します。

- ・セーフティネット住宅（登録住宅）の規模に係る登録基準については、25 m²未満の民間賃貸住宅が多く供給されており、必要な設備を具備し、一定の居住性を確保することが可能であり、セーフティネット住宅の登録戸数の促進を図ります。

登録住宅（共同居住型賃貸住宅以外）の規模に係る登録基準
・ 16 m ² 以上 共用部分に共同で利用する台所、収納設備、浴室又はシャワー室等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合においても、16 m ² 以上とします。

イ 共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の登録住宅の規模に関する登録基準について

住宅セーフティネット法施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第二号口の国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号）第 2 条のとおりとします。

共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の登録住宅の規模に関する登録基準
・ 専用居室：9 m ² 以上（ただし、1 室 1 名） ・ 住棟全体：15 m ² × 居住人数 + 10 m ² 以上

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策

- セーフティネット住宅において、住宅確保要配慮者が居住しやすいよう、良好な居住環境を有する住宅の普及に向けて、バリアフリー化など国等が実施する改修費支援の情報提供を行うとともに、本市においては、居住誘導区域内のセーフティネット住宅に対し、バリアフリー化等を促進します。

賃貸人の啓発のために講ずる施策

- 居住支援協議会や関係団体と連携し、不動産業者や賃貸人等へ住宅確保要配慮者を受け入れる上で必要な情報提供を実施し、住宅確保要配慮者に対する入居制限が行われないよう、啓発に努めます。

第6章 計画の実現に向けて

1. 重点施策

(1) 重点施策の設定に当たって重視すべき地域特性・課題

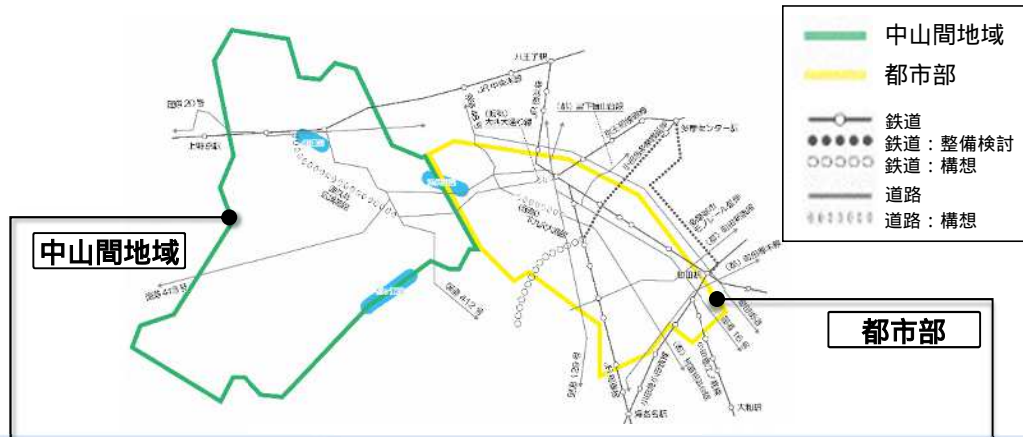
本市を大きく都市部と中山間地域で捉えた場合、次のような地域特性があります。

	中山間地域 ¹	都市部 ²
土地利用	・山林地等の自然的な土地利用が中心	・都市的な土地利用が中心
人口・世帯密度	・人口・世帯密度が低い。	・人口・世帯密度が高い。
交通利便性	・公共交通機関の利便性が低く、自家用自動車に依存する傾向がある。	・公共交通機関が発達しており、都内などへのアクセス性に優れている。
就業形態	・JR中央線を使って都内に通勤する人もいるが、農林業等を営む人もいる。	・勤労者中心で、約半数が市外通勤者
高齢化	・高齢化が既に進行しており、今後、大幅な人口減少が見込まれている。	・高齢化率は、比較的低いものの、単身高齢世帯や高齢者のみ世帯が増加している。
世帯像・住生活像	・昔からの集落のコミュニティが継承されている。 ・高齢者も含め、単身世帯は少なく、多人数の世帯が多い。 ・大型の持家戸建てに居住する世帯が多く、ゆとりある生活を実現することができる。	・借家に住む低所得世帯が都市部に集中している。 ・住宅を購入又は賃貸する費用（住居費）は、高いものの、商業・飲食、医療、福祉、娯楽等の様々な都市的サービスを選択することができる。

1 中山間地域とは、相模原市都市計画マスタープランにおける「うらおいといこいのゾーン」を指す。

2 都市部とは、相模原市都市計画マスタープランにおける「くらしとにぎわいのゾーン」を指す。

上記の地域特性を踏まえ、都市部と中山間地域における次のような課題に対応するための重点施策を設定します。



特性

・空き家種別のうち、「その他の住宅」が約40%を超過

・空き家種別のうち、「賃貸用の住宅」は約70%
・本市から市外に転出する子育て世帯の約90%が都市部から発生。特にJR横浜線、小田急線沿線からの転出が多い。
・都市部を中心に102(約3万戸)の住宅団地があり、本市に居住する世帯の10%近くが住宅団地に居住

課題

・地域が持つ多様性を生かした移住のための空き家の活用
・豊かな自然と共存できる住み方の実現

・若年・子育て世帯の市外転出の抑制に資する空き家や中古住宅の活用
・団地型マンションの再生に向けた取組の支援や公的賃貸住宅団地の再生の機会を捉えた地域課題への対応

(2) 重点施策の設定に当たっての視点

本計画の計画期間内に人口が減少に転ずることが見込まれています。本計画の取組の柱となる重点施策は、人口減少社会への転換を意識した次のような視点を踏まえることが重要です。

人口減少社会では、世帯数も減少し、住宅ストックの余剰が地域ごとに違いが生じることに対し、空き家を地域の状況に応じて活用していくこと。

転出傾向にある子育て世帯や若年世帯にできるだけ住み続けてもらうこと。また、市外の子育て世帯等に本市を居住地として選択してもらうこと。

昭和50年(1975年)以前に建設された団地型マンションや公的賃貸住宅団地の多くは、高齢化に伴う担い手の不足や大規模修繕等の実施など、将来への不安を抱えており、再生・活用に向けた支援策に取り組むこと。

以上の視点に応じた3つの重点施策を設定し、総合的な取組を推進することとします。

重点施策1：地域の特性に応じた空き家の利活用の促進

中山間地域と都市部の特性や空き家の状況の違い等を考慮し、地域課題への対応や市民のニーズに応じた住み方の実現が図れるよう、空き家の利活用を促進します。

中山間地域

「戸建ての空き家」を人口減少対策として、定住促進用又は中山間地域の特色を生かした二地域居住用等への活用を促進します。

基本方針10：移住・二地域居住の推進

「農地付き戸建ての空き家」を活用し、「農のある暮らし」に関心を持つ移住希望者等の移住を促進します。

基本方針10：農地付き空き家の活用促進

空き家を地域のコミュニティ拠点として活用する取組を検討します。

基本方針5、9：地域活動拠点のための空き家の活用

都市部

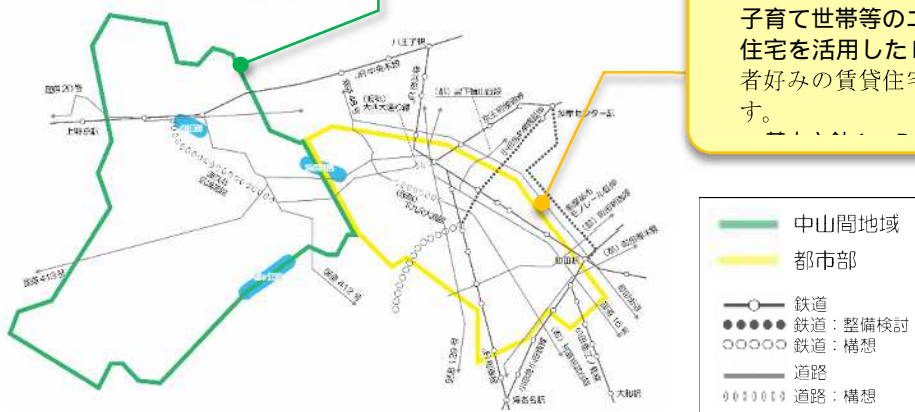
「利便性の良い駅前等の賃貸共同住宅の空き室」について、コンパクトな住戸規模等の特徴を生かし、住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅としての登録を促進します。

基本方針3、4、8：セーフティネット住宅に対する改修の促進

子育て世帯の転出抑制及び市外からの転入促進を図るため、中古住宅や空家等を購入する子育て世帯等に対する誘導促進策を検討します。

基本方針1、4、5：中古住宅・空家等の利活用の促進

子育て世帯等のニーズに対応し、中古住宅を活用したDIY等により、居住者好みの賃貸住宅への居住を促進します。



重点施策 2：若年・子育て世帯の居住誘導区域への定住・移住の促進

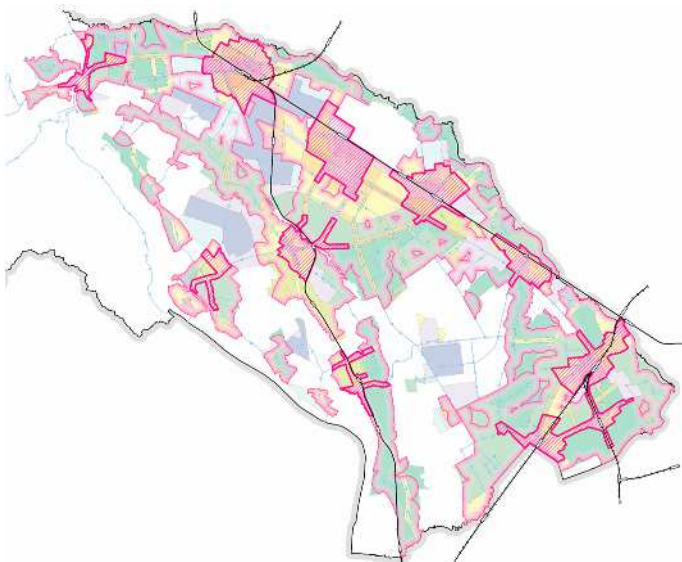
人口減少や超高齢化などの社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちづくりや若年・子育て世帯の定住・移住の促進に向けて、中古住宅又は空家等を購入・リフォームする若年・子育て世帯に対する誘導を促進します。

定住・移住促進

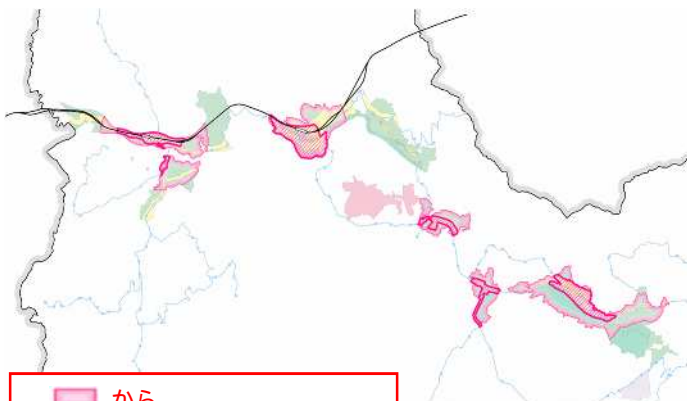
市内の中古住宅又は空家等を購入・リフォームする若年・子育て世帯に対し、定住・移住促進に向け、居住誘導区域内への誘導や本市に転入して親世帯と同居・近居する場合の支援策について、検討を行います。

基本方針 1, 4, 5：中古住宅・空家等の利活用の促進、基本方針 1：同居・近居に係る施策の検討、基本方針 8, 10：立地適正化計画と連動した居住誘導、基本方針 1, 5：住宅金融支援機構との連携

居住誘導区域 【2019年（令和元年）10月】
都市部

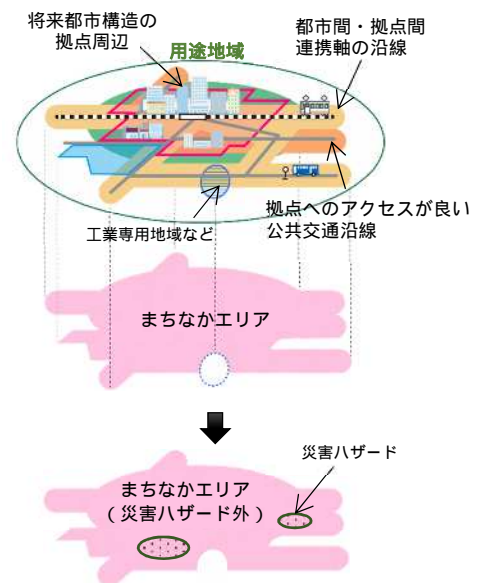


中山間地域



から、
災害ハザードを除いた区域が、
「居住誘導区域」となります。

居住誘導区域設定のイメージ図

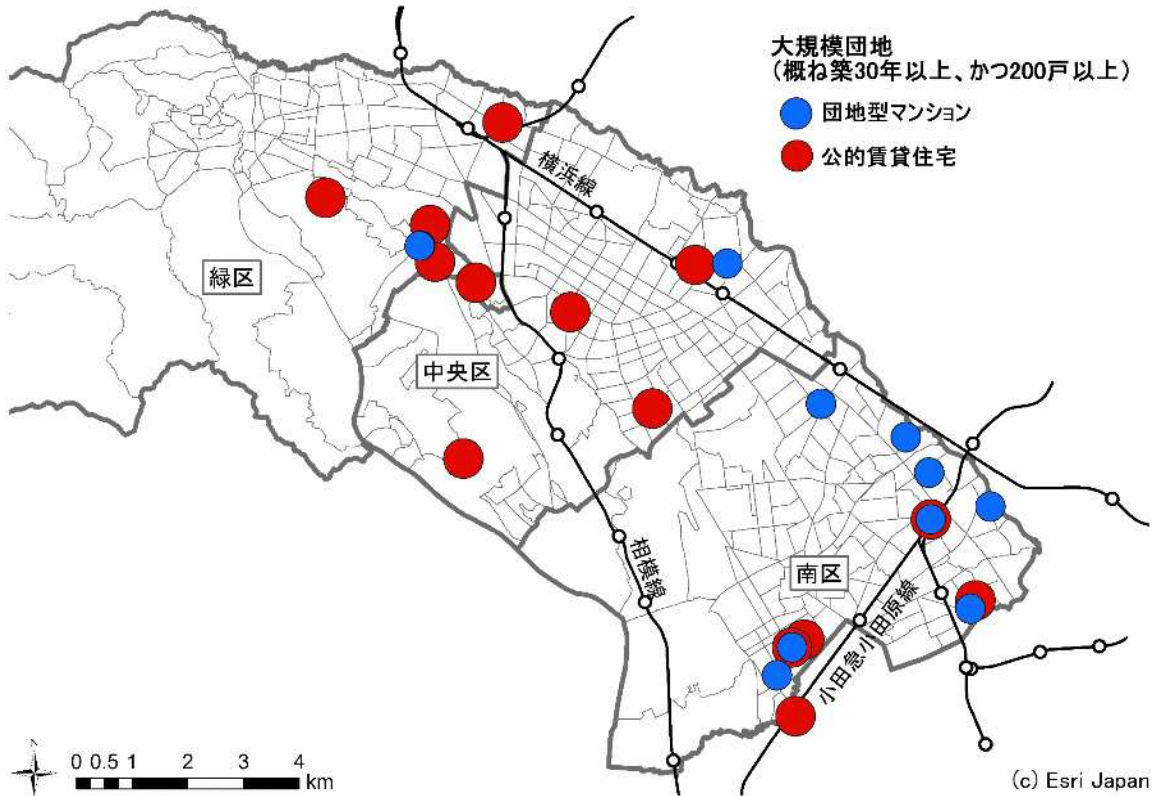


- 凡例
- 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域
- 【用途地域】
- 近隣商業地域
 - 工業専用地域
 - 工業地域
 - 準工業地域
 - 準住居地域
 - 商業地域
 - 第一種住居地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種住居地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域

出典：相模原市立地適正化計画（案）

重点施策3：地域のニーズに応じた団地型マンション・公的賃貸住宅団地の再生の促進

大規模な高経年の団地型マンション・公的賃貸住宅団地の再生に際しては、これからの時代に求められる住まいや高齢者、子育て世帯への様々な支援活動が地域のニーズに応じてなされるよう、管理組合を支援するとともに、関係主体等との連携を図ります。



団地型マンション

団地型マンションにおいて、ハード・ソフト両面の再生に係る活動に対し、専門家と連携し、その取組内容に応じた支援の検討を行います。

基本方針6：団地再生コーディネート事業の検討

公的賃貸住宅団地

地域に居住する高齢者等に対して、様々な主体による見守り体制を構築します。また、集会所等を地域が主体となって、高齢者や子どもを始め誰もが気軽に交流できる場として活用します。

基本方針2，9：公共施設等を活用した高齢者等の見守り体制の構築、基本方針2，9：集会所等の地域での活用

神奈川県営住宅、UR賃貸住宅、公社住宅の再生に際しては、地域のニーズに応じ、高齢者や子育て世帯への支援活動を促進するため、関係主体と連携を図ります。

基本方針9：公的賃貸住宅団地の再生に向けた関係主体との連携

2 . 計画の推進方策

(1) 計画の役割分担

市民や関係団体、民間事業者、行政といった各主体が、それぞれの役割を十分に認識した上で、連携・協働で取り組むことが必要です。

市民や関係団体との連携

住宅政策は、行政のみで取り組むものではなく、市民自らが、主体的に住まいや地域の在り方を決めていくことが重要です。様々な関係団体や行政と連携・協働して取り組むことが求められます。

民間事業者との連携

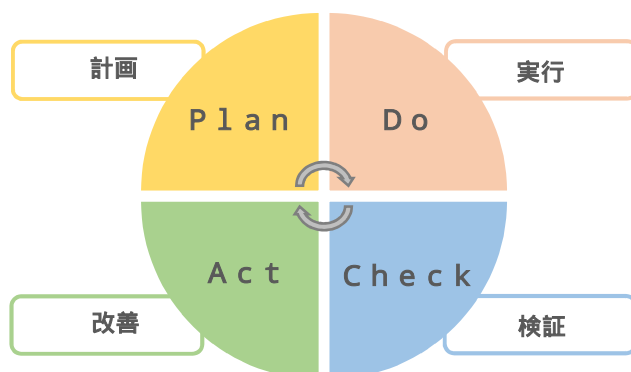
人口減少社会においては、今ある住宅ストックを有効活用していくことが、より一層求められています。住宅や不動産関連の民間事業者に期待される役割が新築住宅の供給から、既存住宅の活用への変換が求められる状況の下、民間事業者は、時代の流れや市民ニーズに応じた事業を進め、行政は、民間事業者の創意工夫を発揮しやすい環境を整備する必要があります。本市は、民間事業者と連携し、ストック活用型の社会の実現に向けた取組を推進します。

分野を横断した取組

今後の住宅政策の推進に当たっては、高齢、障害、子育てなどの福祉や環境、労働などの様々な分野との協働が不可欠であり、本計画が掲げる理念や目標の実現に向けた取組を推進します。

(2) 計画の進行管理の考え方

基本方針別の施策の展開で掲げた取組の実現に向けて、進捗状況の把握を行うなどの進行管理を行います。また、成果指標の評価・検証を行い、検証結果を改善につなげ、PDCAサイクルに基づく進行管理により、効果的な施策の実施に向けて取組を進め、おおむね4年後の令和5年度（2023年度）を目途に、社会経済情勢の変化や国・県の動向等を踏まえ、中間見直しを検討することとします。



(3) 施策の評価

本計画の推進に当たっては、施策の成果を把握・評価するため、基本目標ごとに次のような成果指標とその目標値を設定します。

計画期間内においては、これらの成果指標を用いて、施策の達成状況を可能な限り経年的に把握します。また、市民ニーズや社会情勢の変化等を踏まえて、施策の拡充・強化や見直しに役立てます。

成果指標一覧

基本目標	成果指標名	現状値	目標値	出典
＜目標＞ 誰もが安心して地域に住み続けられる住生活の実現	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	(平成25年度) 27.7%	(令和9年度) 50.0%	住宅・土地統計調査
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	(平成30年度) 2.9%	(令和9年度) 4.0%	市調査
	セーフティネット住宅(登録住宅)の登録戸数	(令和元年) 34戸	(令和9年度) 500戸	市調査
＜目標＞ 多世代にわたり活用し続けられる良質な住宅ストックの形成	新築住宅における長期優良住宅の認定戸数	(平成30年度) 5,528戸	(令和9年度) 10,000戸	市調査
	適切な管理が行われていない空家等の解決率	(令和元年度) 48.6%	(令和9年度) 48.6%	市調査
	マンション管理セミナーの出席者数	(平成30年度) 1,281人	(令和9年度) 2,000人	市調査
＜目標＞ 地域特性を生かした多様な主体との連携による住環境の形成	住宅の耐震化率	(令和元年度) 91.2%	(令和9年度) 95.7%	市調査
	地域活動・市民活動に参加している市民の割合	(令和元年度) 50.7%	(令和9年度) 58.7%	市民アンケート
	良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合	(令和元年度) 73.7%	(令和9年度) 80.0%	市民アンケート

3 . 持続可能な開発目標 (S D G s : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (S D G s) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



出典：国際連合広報センターWEB サイト

本計画においては、特に関連が強い施策として、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」を中心に、6 つの S D G s と深いかわりがあることを明記します。

特に関連の深いゴール



資料編

1. 用語解説

あ行

空き家

住宅・土地統計調査における定義で、居住世帯のない住宅のうち、一時現在者のみの住宅及び建築中の住宅以外の住宅をいいます。状態により、「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」に分類されます。

空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項における定義で、建築物又はこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。なお、「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは、例えば、おおむね年間を通して建築物などの使用実績がないことをいいます。

空き家バンク

空き家の活用を通じて、定住促進等による地域の活性化を図ることなどを目的とした制度です。具体的には、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた民間市場だけでは流通しづらい空き家情報を広く情報提供等し、空き家利用希望者と空き家所有者等との橋渡しをする制度です。

アスベスト

繊維状の天然の鉱石で、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、建設資材等、様々な用途に広く使用されてきたが、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高くなっています。

あんしん賃貸支援事業（かながわあんしん賃貸支援事業）

地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等が連携し、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の登録や、居住に関する各種サポートを行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援することを目的とする事業です。

平成18年度から国土交通省の事業として展開したが、2011年（平成23年）3月末の事業終了を受けて、2011年（平成23年）4月からは「神奈川あんしん賃貸支援事業」へ移行しました。また、2016年（平成28年）4月からは、県事業から居住支援協議会事業に移行しました。

安心R住宅

耐震性があり、インスペクションが行われた中古住宅です。「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭するため、一定の条件を満たした住宅の広告に国が商標登録をしたロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を分かりやすく提供する仕組みです。

インスペクション

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するために行う調査をいいます。

応急仮設住宅

災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に基づき、住家の全壊等により居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに対して、2年3か月間（建築基準法（昭和25年法律第201号）の仮設建築による）を限度に簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

か行

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路です。

共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）

一つの賃貸物件に親族ではない複数の人が共同で生活する住宅。一般的にリビングやキッチン、風呂、トイレなどを共有し、プライベート空間として個室を利用する住み方をいいます。

居住支援協議会

住宅セーフティネット法第51条に規定され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するための組織です。

居住誘導区域

人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的スパンの中で緩やかに居住を誘導していく区域です。

建築協定

建築基準法に基づき、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度です。また、それをお互いが守っていくことにより、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるためのものです。なお、建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになります。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安全で安心して居住できるように、バリアフリー仕様（室内の段差解消や手すり設置）で整備された民間の賃貸住宅を、公的賃貸住宅として認定した住宅です。入居資格は、60歳以上の単身又は同居世帯で、緊急時対応サービス、安否確認サービス等を受けることができます。また、入居世帯の所得が一定以

下の場合に家賃補助を受けられます。2007年度（平成19年度）より、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を併せて再編し、地域優良賃貸住宅を創設しています。

コミュニティ

一般的には、地域共同社会と訳される。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりにおいて使われています。

人口変化率（コーホート変化率）

コーホートとは、同じ期間又は同じ年に生まれた人の集まり（塊）を指し、そのコーホートが一定期間にどの程度増減するかを割合で示したものがコーホート変化率です。例えば、2005年（平成17年）調査時の0歳コーホートは、2010年（平成22年）調査時には5歳コーホートに推移しています。この5歳コーホートと2005年（平成17年）調査時の0歳コーホートの差を算出し、割合で示したものがコーホート変化率です。

通常、変化率が1を超える場合は、転入超過、1を下回る場合は、転出超過と考えますが、50歳以上では、1を下回る（転出超過となる）ことが多いです。これは、転出によるコーホートの減少ではなく、死亡による減少の割合が高いためと考えられています。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

2011年（平成23年）改正の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）により、従来の高齢者優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅が統合・廃止され、新たに創設されたバリアフリー構造や一定の面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービス（安否確認・生活相談）を提供する高齢者向けの住宅です。

住生活基本法

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現することを目的に、2006年（平成18年）6月に公布・施行された法律です。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者のことです。

住宅すざろく

生涯の住まいの変遷を双六遊びにたとえた言い方です。「都会の単身アパート暮らし」からスタートし、次に結婚して「マンションを購入」し、「マンションを転売して郊外に庭付き一戸建て住宅」を所有して、上がりとなる人生模様をあらわします。

住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき、住宅の性能を第三者機関が客観的な基準に基づいて評価し、その結果を表示する制度です。表示される性能は、構造の安定、火災時の安全、高齢者等への配慮など10分野にわたり、等級や数値などによって示されます。新築・既存住宅（中古住宅）ともに対象となります。

住宅セーフティネット

公営住宅を始めとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の仕組みをいいます。

住宅団地

本計画では、一団地内に複数の建物があり、その建物が主として住宅であるものを「住宅団地」としています。「住宅団地」には、マンションからなる「団地型マンション」、賃貸住宅からなる「賃貸住宅団地」、戸建て住宅からなる「戸建て住宅団地」、あるいはこれらの複合型など、様々な形態が存在しています。賃貸住宅団地のうち、行政及び公的主体が管理するものを「公的賃貸住宅団地」としています。

住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査として、住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している調査です。

省エネルギー住宅

室内環境を一定に保ちながら使用するエネルギー量を少なくできる省エネルギー性の高い住宅。次世代省エネルギー基準は、地球温暖化防止のために、国が定めた基準です。

住宅ストック

貯蔵、蓄積、在庫の意味です。住宅の場合、ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものをさします。

た行

地域優良賃貸住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、居住の安定に特に配慮が必要な世帯のため、建物の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度を用いて造られた賃貸住宅です。

地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備又は開発及び保全するための都市計画です。

長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅です。住宅を建築、増改築する場合、資金計画も含め、その住宅の定期的な点検やメンテナンスについて立てられた計画が一定基準を満たせば「長期優良住宅建築等計画」として認定を受けることができ、条件を満たしていれば既存住宅であっても認定を受けることができます。認定を受けた住宅は、税制などの優遇を受けられます。

特定優良賃貸住宅

中堅所得者向けの良質なファミリータイプの賃貸住宅を建設する民間の土地所有者に対して建設費の補助を行うとともに、入居者の家賃の減額に対する補助を、地方公共団体及び国が行うもので、住宅供給公社等が一定期間管理する住宅です。2007年度(平成19年度)より、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度をあわせて再編し、地域優良賃貸住宅を創設しています。

土地区画整理事業

土地の交換分合を行う換地方式により土地の区画、形質を変更し、減歩により公共用地を確保して道路や公園、下水道を整備するなど、良質な住宅地を造る事業です。土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づいて施行されています。

は行

バリアフリー

バリア(障壁)をフリー(のぞく)、つまり、障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方をいいます。もともとは、建築用語として、道路や建築物の入り口の段差などを除去することを意味していましたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味で用いられています。

フラット35

住宅金融支援機構と提携した民間の金融機関において利用できる長期固定金利の住宅ローンをいいます。

ま行

マンション

本計画では、区分所有建物である住宅を「マンション」としています。また、一敷地に一棟のマンションが建つものを「単棟型マンション」、複数のマンションが建つものを「団地型マンション」としています。

マンションアドバイザー

一級建築士、マンション管理士、税理士等の資格を持つ人やマンションに関する豊富な相談経験のある人です。

や行

誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般形誘導居住面積水準からなります。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を果たすことを前提に、次のとおりとなります。

1) 一般形誘導居住面積水準

- ・単身者 55㎡
- ・2人以上の世帯 $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

2) 都市居住型誘導居住面積水準

- ・単身者 40㎡
- ・2人以上の世帯 $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は、0.25人、3歳以上6歳未満の者は、0.5人、6歳以上10歳未満の者は、0.75人として算定します。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とします。

注2 世帯人数（注1の適用がある場合には、適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除します。

注3 次の場合には、上記の面積によらないことができます。

- 1) 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短時間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- 2) 適切な規模の教養の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

ら行

ライフスタイル

生活の様式・営み方です。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。

立地適正化計画

人口減少と超高齢化が進む中で、施設や居住を強制的に短期間で移転させる主旨ではなく、長期的な視点の下国の施策等を活用して都市機能や居住を一定のエリアに誘導することで、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

リフォーム

住宅改善のことです。主に局所的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替えることをいいます。

アルファベット

D V

Domestic-Violence の略です。一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる暴力」の意味で使われることが多いですが、本計画では、「配偶者等からの暴力」の意味をいいます。

N P O

Non-Profit Organization の略で、営利を目的としない民間団体を指し、民間非営利団体などと訳されます。1998年（平成10年）12月1日に施行された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく、まちづくりの推進等17分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得することができます。

S D G s（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことです。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指します。

U R 賃貸住宅

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が管理する賃貸住宅です。UR都市機構では、市場において不足している高齢者や子育て世帯向けの賃貸住宅など、住宅弱者のためのセーフティネット機能を含めた、社会的に必要な賃貸住宅を供給しています。

Z E H（ゼッチ）

Net Zero Energy House の略で、住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等再生可能エネルギーを導入することにより、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量がおおむねゼロ以下となる住宅です。

2. 相模原市住生活基本計画策定委員会

(1) 委員会経過

	日時	会場	議事
第1回	平成30年 9月6日(木)	相模原市役所 会議室棟 第1会議室	(1) 第3次相模原市住生活基本計画について (2) 相模原市住宅基本計画の概要と取組状況について (3) 相模原市の住宅・住生活を取り巻く状況について (4) 本年度の取組について
第2回	平成30年 12月27日(木)	けやき会館 職員研修所 大研修室	(1) 相模原市住生活基本計画策定のスケジュールについて (2) 第1回住生活基本計画策定委員会における議事概要 (3) 子育て世帯転出入アンケート調査の結果について (4) マンション管理把握アンケート調査の結果について (5) 事業者等ヒアリング調査の結果について (6) 既往調査結果に基づく市民ニーズの把握について (7) 調査結果を踏まえた市民ニーズ等、課題及び取組の方向性について
第3回	平成31年 3月4日(月)	相模原市立 総合学習センター セミナールーム	(1) 相模原市住生活基本計画策定のスケジュールについて (2) 第2回住生活基本計画策定委員会における議事概要について (3) 相模原市住生活基本計画の策定方針について (4) 賃貸住宅供給促進計画の策定に当たっての検討事項について
第4回	令和元年 6月11日(火)	相模原市民会館 第2大会議室	(1) 相模原市住生活基本計画策定のスケジュールについて (2) 第3回住生活基本計画策定委員会における議事概要について (3) 相模原市住生活基本計画における施策体系案について (4) 賃貸住宅供給促進計画案について
第5回	令和元年 8月9日(金)	相模原市立産業会館 懇談室	(1) 相模原市住生活基本計画策定のスケジュールについて (2) 第4回住生活基本計画策定委員会における議事概要について (3) 相模原市住生活基本計画素案について
第6回	令和元年 10月4日(金)	相模原市立 総合学習センター セミナールーム	(1) 相模原市住生活基本計画策定のスケジュールについて (2) 第5回住生活基本計画策定委員会における議事概要について (3) 相模原市住生活基本計画答申案について

(2) 委員名簿

(敬称略)

	所属等	氏名
委員長	慶應義塾大学 名誉教授	大江 守之
副委員長	相模不動産団体・三支部連絡協議会 幹事	石塚 恵
委員	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア経営部ウェルフェア推進課 課長	荒尾 栄二
	公募	尾崎 義信
	相模原市社会福祉協議会 事務局長	片野 憲治
	公募	北島 正一
	相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事	齊藤 宮子
	相模原商工会議所 常議員	佐藤 醸治
	相模原市自治会連合会 理事	瀬尾 守一
	子育て親育ち応援団With.cfc 代表	中島 隆子
	神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課 課長	羽太 美孝
	公益財団法人マンション管理センター 管理情報部長	原 昇

(3) 委員会規則

相模原市住生活基本計画策定委員会規則

(設置)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、相模原市住生活基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、相模原市住生活基本計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 住宅政策に関する識見を有する者

(2) 関係団体から推薦された者

(3) 市の住民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第8条 委員会の会議の議事録は、議事の概要を記録することによって作成する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、相模原市住生活基本計画事務主管課で処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元年 10 月 29 日

案件名	(仮称)相模原市自転車活用推進計画の策定について													
所管	都市建設	局	まちづくり事業	部	都市整備	課	担当者		内線					
概要	平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的として、既存の相模原市自転車対策基本計画を基に、(仮称)相模原市自転車活用推進計画を策定するもの。													
審議内容(論点)	(仮称)相模原市自転車活用推進計画(案)について													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		No.43 自転車利用環境の整備										
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	10	日	政策調整会議	令和元	年	11	月	7	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供				なし	
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供	部会	令和元年12月				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等				調整項目				調整状況				
	打合せ・会議の経過													
		月	日	会議名等				内容						
		H30.3.2		担当者打合せ会議				(仮称)相模原市自転車活用推進計画策定に向けた取組について、今後の策定スケジュールについて						
		H30.5.30		局内関係課長打合せ会議				自転車活用推進計画策定の考え方について						
		H30.8.15		関係課長会議				(仮称)相模原市自転車活用推進計画の策定に向けた取組について						
		H30.8.21		事務事業調整会議				(仮称)相模原市自転車活用推進計画の策定に向けた取組について						
		H30.10～R1.7		相模原市自転車活用推進計画検討ワーキング				全5回実施(計画策定の進め方、計画骨格・素案・案の検討)						
		H30.12～R1.8		相模原市自転車活用推進計画検討部会				全3回実施(計画策定の進め方、計画骨格・素案・案の検討)						
		H30.12～R1.9		相模原市自転車活用推進計画策定委員会				全3回実施(諮問、計画策定の進め方、計画骨格・素案・案の検討、答申)						
	R1.10.10		関係課長会議				(仮称)相模原市自転車活用推進計画(案)について							
	R1.10.24		事務事業調整会議				(仮称)相模原市自転車活用推進計画(案)について							
備考														
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)													
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課	オリンピック・パラリンピック推進課	財務課(代)	危機管理課	交通・地域安全課	健康増進課(代)	商業観光課	環境政策課(代)	都市計画課	交通政策課	道路計画課	スポーツ課(代)	都市建設総務室	都市整備課
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>○施策23に「金原地区のまちづくり」についての記載があるが、今後の事業の見通しを教えてほしい。 次期総合計画上の位置付けが明確ではないが、事業担当課として継続していく思いを持って記載している。金原地区においても、今後のサイクルツーリズムを意識して自転車ラックを設置するなど、自転車を利用する方が快適に利用できるよう、地元の方々と協議させていただいているので、その内容を施策23で反映している。</p> <p>○成果指標について、自転車損害賠償保険等への加入率が市民全体で27%であることを基準値として記載しているが、所管課において説明を行う際は、自転車を所有している人の加入率(43%)で説明しているので、できればその数字を使っていただきたい。 調整させていただく。</p> <p>○サイクルツーリズムやオリンピックレガシーの観点で自転車の通行環境を整備する場合、事業費の確保については、関連部署と協力していきたい。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>施策23のサイクルツーリズムの積極的な推進のなかで、「金原地区のまちづくりにおけるサイクルツーリズムの推進」について記載があるが、策定中の観光振興計画においては、金原地区のまちづくりについて記載しないこととしている。両計画における記載内容について、今後調整が必要ではないか。</p> <p>金原地区のまちづくりについて、次期総合計画上の位置付けが明確になった段階で、必要に応じて調整する。</p> <p>成果指標の自転車の交通事故件数について、施策7における自転車等の安全利用のための広報・啓発活動だけでは、目標を達成することが難しいと思われるが、他に交通安全対策に関する取組を行うのか。</p> <p>交通安全対策については、市民局や区役所で行うソフト的な取組だけでなく、本計画内で関連する機関とも連携してハード面とソフト面の取組を総合的に推進していくべきものと考えている。</p> <p>成果指標の自転車道等の整備延長について、財源の確保を想定した上で目標値を設定しているのか。</p> <p>本計画に位置付けられた当該整備に対し、防災・安全交付金の重点配分があり、令和2年度予算では、事業費を22百万円(うち交付金10百万円)を見込んでいる。その後の計画期間においても同程度の事業費を想定し、目標値まで整備する予定である。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

計画策定の趣旨

平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法(以下「法」という。)に基づき、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的として、既存の相模原市自転車対策基本計画(以下「既存計画」という。)を基に、(仮称)相模原市自転車活用推進計画(以下「本計画」という。)を策定する。

計画の位置づけ

法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画とし、市総合計画の部門別計画として位置づけ、市都市計画マスタープラン、市総合都市交通計画及び関連する他の計画と連携し、整合を図るものとする。

計画期間

市総合計画の基本計画と整合を図り、計画期間は前期4年・後期4年に区分した8年間とする。

前期の最終年度に後期の実施に向けた中間見直しを行う。

施策体系

基本理念	地域ぐるみで人に優しく安全で安心できる自転車利用環境の実現	
基本目標	基本方針	施策内容
1.安全で快適な歩行者・自転車通行環境を構築します	1.自転車通行環境ネットワークの形成	自転車道等の整備・拡充
	2.歩行者・自転車等通行環境の改善	通行危険箇所への対策,自転車通行空間の確保,通学路の安全対策
	3.放置自転車の解消	放置自転車対策
2.自転車等の安全・適正利用を促進します	4.自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進	交通安全教育の推進,安全利用の広報啓発
	5.自転車駐車場・駐輪スペースの確保	自転車等駐車場の充実,駐輪スペース確保の検討
3.多様な駐車需要に応じた自転車等駐車場の整備・運営を進めます	6.自転車駐車場の利便性・サービス向上	施設・設備の改善,料金体系の見直し,利用者サービスの充実
	7.自転車駐車場の防犯・安全性向上	管理運営体制等の充実,施設の計画的な修繕・再整備
基本理念	環境負荷の低減や健康づくりなど自転車を活かしたまちづくりの実現	
基本目標	基本方針	施策内容
4.公共交通や自転車への利用転換をはじめ,健康増進,環境負荷の低減を推進します	8.自転車利活用の推進・促進	シェアサイクルの導入,まちづくりとの連携,自動車からの利用転換,健康増進の普及啓発,引取り手のない放置自転車の活用
	9.サイクリスポーツの推進	自転車ロードレース大会,サイクルイベント等の市内開催・誘致
5.2020年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車活用を推進します	9.サイクリスポーツの推進	自転車ロードレース大会,サイクルイベント等の市内開催・誘致
	10.サイクルツーリズムの推進	サイクルツーリズムの積極的な推進

成果指標

本計画で掲げている基本理念・基本目標の実現に向けて、各施策の取組による効果を的確に把握するため、各基本方針に対して成果指標を設定する。

推進体制

本計画の着実な推進を図るため、市・地域・関係機関が情報や課題等の共有化を図り、連携・協働して施策を推進するとともに、国・県・近隣市町村とも連携を図りながら取り組む。

(2) 事業スケジュール

令和元年10月 : 庁議
12月 : 市議会建設部会への説明、パブリックコメント
令和2年3月 : 計画策定、第4回策定委員会

(3) 市民等への周知、合意形成

令和元年12月 : パブリックコメントの実施

(4) 事業経費・財源(令和2年度)

自転車通行環境整備 : 22百万円(うち交付金10百万円)
自転車駐車場改修・修繕等 : 492百万円
他の関連計画を除く。

(5) 財源確保の考え方

自転車通行環境整備 : 本計画に位置付けられた当該整備に対し、防災・安全交付金の重点配分がある。
自転車駐車場改修・修繕等 : 受益者負担の在り方の基本方針に基づき市営自転車駐車場使用料等で施設修繕費等をまかなう。

(6) 事業実施による効果

既存計画に観光・スポーツ・健康増進等の視点を盛り込むと共に、より一層の安全対策の取組を追加することにより、自転車を活用した総合的な施策が展開できる。

国計画を勘案した本計画の策定を行った場合は、自転車通行環境整備に関する交付金が重点配分対象となる。本市は2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレースのコースに決まったことや、相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例が制定されたことにより、今後市民の自転車に対する気運が高まり、本市と自転車の関係が強くなることから、更なる自転車の活用が期待される。

**（仮称）相模原市自転車活用推進計画
（案）**

相 模 原 市

目 次

第1章	計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間と対象区域	3
4	これまでの主な取組	4
第2章	自転車利用の現状と課題	5
1	相模原市の概況	5
2	自転車の利用状況	7
3	自転車の利用環境	9
4	自転車の利活用	19
第3章	基本理念・基本目標	22
1	基本理念	22
2	基本目標	22
第4章	基本方針・施策	24
第5章	計画の推進	44
1	期別計画	44
2	成果指標	48
3	持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた自転車活用の推進	49
4	推進体制	50
資料1	施策体系図	51
資料2	自転車通行環境整備方針	52
資料3	成果指標の考え方	71
資料4	自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の概要	74
資料5	計画の策定経過	77
資料6	自転車利活用実態調査（市民アンケート）	82
資料7	用語説明	90

1 計画策定の趣旨

自転車は、日常生活において身近で便利な乗り物として、通勤・通学・買い物・レジャーなど、様々な場面で利用されています。

本市には緑区・中央区・南区の3つの行政区があります。中央区・南区は平坦地が多く、市民の身近な交通手段として自転車が多く利用されており、緑区は山間部で起伏に富んだ地形を有し、2020年東京オリンピック競技大会では、緑区内の道路が自転車ロードレースのコースの一部として設定されるなど、これを機に自転車に対する市民の機運が高まり、市民が自転車を活用する機会の増加も想定されます。

一方で、市内における全交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、県内でも依然として高いことなどから、平成29年12月には「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例（平成29年相模原市条例第57号）」を制定し、自転車事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける規定を設けています。自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける条例を制定したのは、県内では本市が初めてです。

このようなことから、歩行者・自転車が安全に安心して通行できる空間の確保と自転車利用者の交通ルール・マナー向上のための取組を進めるとともに、これまで本市が取り組んできた自転車等の駐車対策や放置自転車対策などについても、より一層推進していく必要があります。

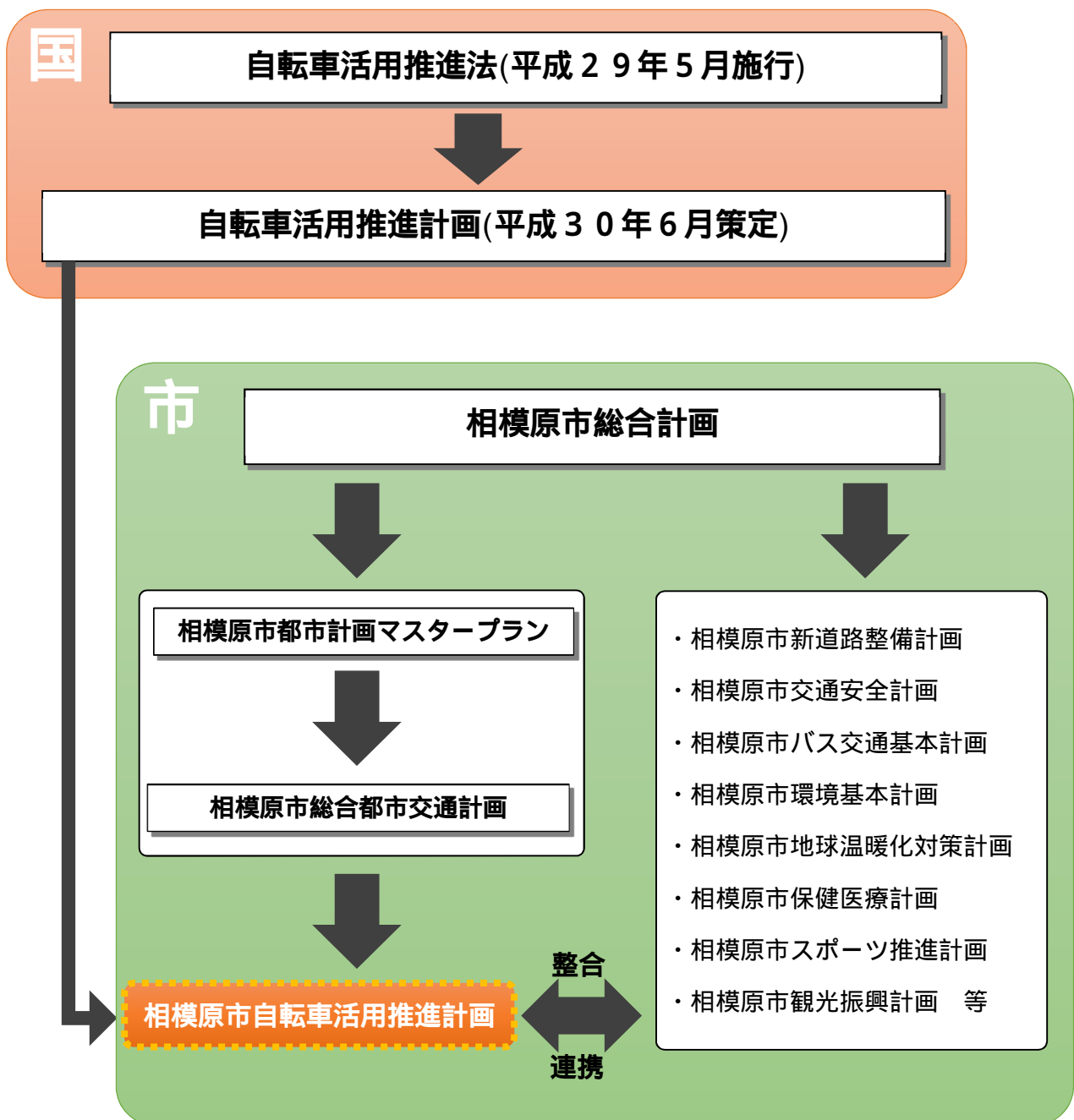
また、自転車は排気ガス（二酸化炭素や窒素酸化物等）や騒音を出さないため環境負荷が少なく、さらに健康志向の高まりなどを背景に様々な場面で活用が期待されており、平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が施行されました。

本市においても平成24年3月に「相模原市自転車対策基本計画」を策定し、総合的な自転車対策を推進してきましたが、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の趣旨を踏まえ、これまでの同計画に「自転車の活用」という観点を加え、新たな計画として、「相模原市自転車活用推進計画」を策定するものです。

本計画内の「 」が付いている用語については、資料7にて用語説明しています。

2 計画の位置付け

本計画は、自転車の活用に関する総合的な施策の方向性を示すものであり、「相模原市総合計画」の部門別計画として位置付け、「相模原市都市計画マスタープラン」、「相模原市総合都市交通計画」及び関連する「相模原市交通安全計画」、「相模原市バス交通基本計画」などとの整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。



3 計画期間と対象区域

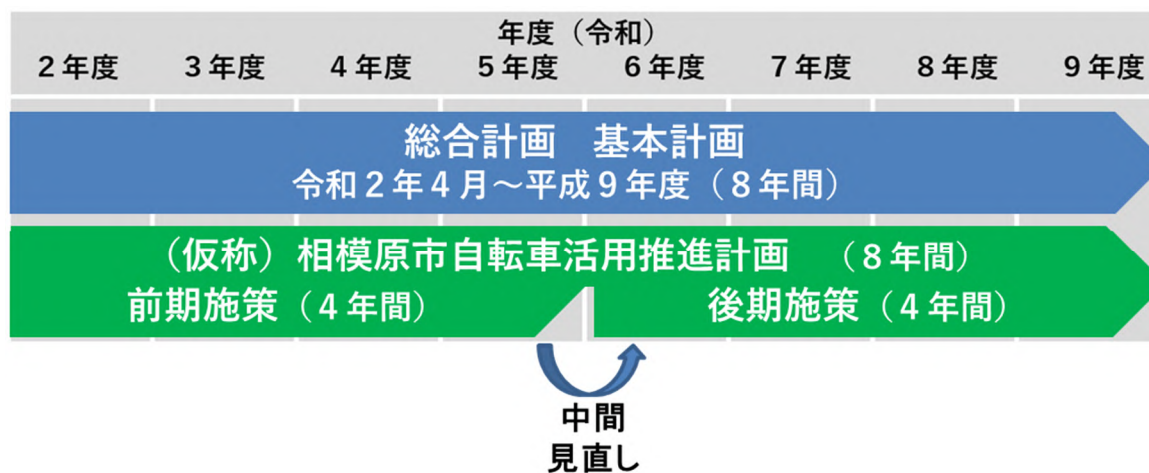
本計画は、「相模原市総合計画」における計画期間との整合を図り、令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間とします。

さらに、計画期間を前期・後期に区分し、前期を令和5年度までの4年間、後期を令和9年度までの4年間とし、前期の最終年度に後期施策の実施に向けた中間見直しを行います。

また、自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえて、必要に応じて、適宜、計画の見直しを図ることとします。

なお、本計画の対象区域は、本市全域とします。

計画期間イメージ図



4 これまでの主な取組

平成24年3月に策定した「相模原市自転車対策基本計画」では、基本理念である「地域ぐるみで人に優しく安全で安心できる自転車利用環境の実現」、「環境負荷の低減や健康づくりなど自転車を活かしたまちづくり」を目指し、以下の4つの基本目標を設定し取組を行ってきました。

相模原市自転車対策基本計画に基づく主な取組

安全で快適な歩行者・自転車通行環境の構築

- 自転車道等の整備・拡充
- 放置防止の指導や啓発活動等

自転車等の安全・適正利用を促進

- 交通安全教室の実施
- キャンペーンなどでの啓発活動等

多様な駐車需要に応じた自転車駐車場の整備・運営

- 自転車駐車場の整備
- 施設・設備の改善実施等

自転車利用の促進

- レンタサイクルの推進等

1 相模原市の概況

(1) 位置

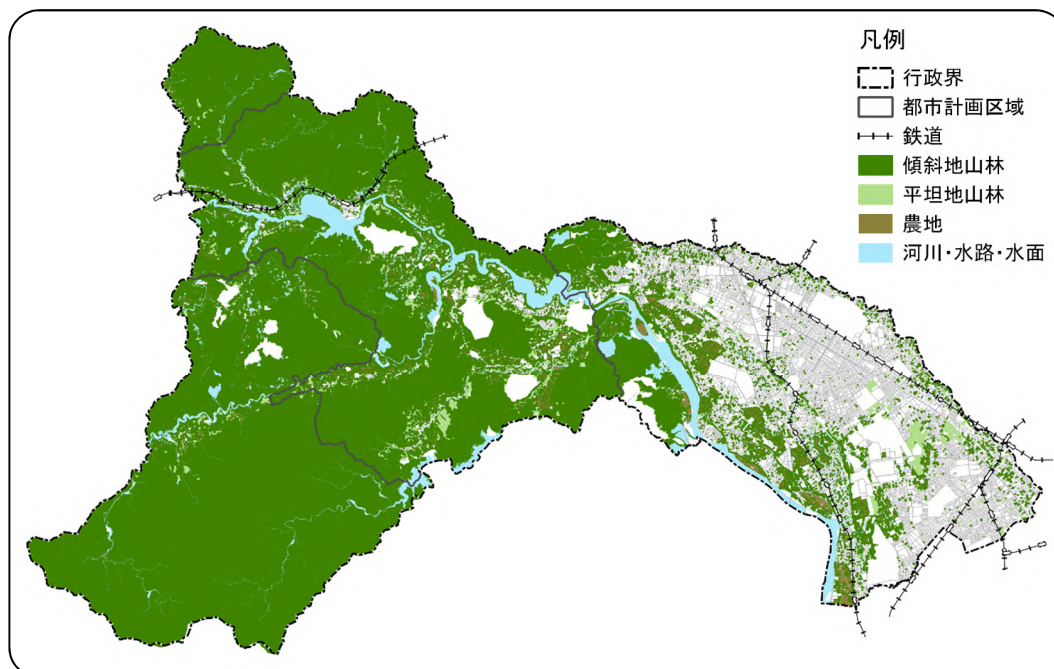
本市は神奈川県北西部、東京都心からおおむね30～60kmに位置しており、北部は東京都、西部は山梨県と接し、面積は328.91km²です。

(2) 市域と概況

平成18年に津久井町、相模湖町と、平成19年に城山町、藤野町と合併し、市域が拡大しました。また、平成22年4月の政令指定都市移行に伴い、市域に緑区、中央区、南区の3つの行政区を設置しました。

市域の東部は、なだらかな階段状の河岸段丘からなり、これらの段丘の間は斜面緑地が連なり、地盤の良い相模原台地の上段には、公共施設や商業施設など様々な都市機能が集積しています。

市域の西部は、県民の水がめである相模湖、津久井湖などを有しており、周囲に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。



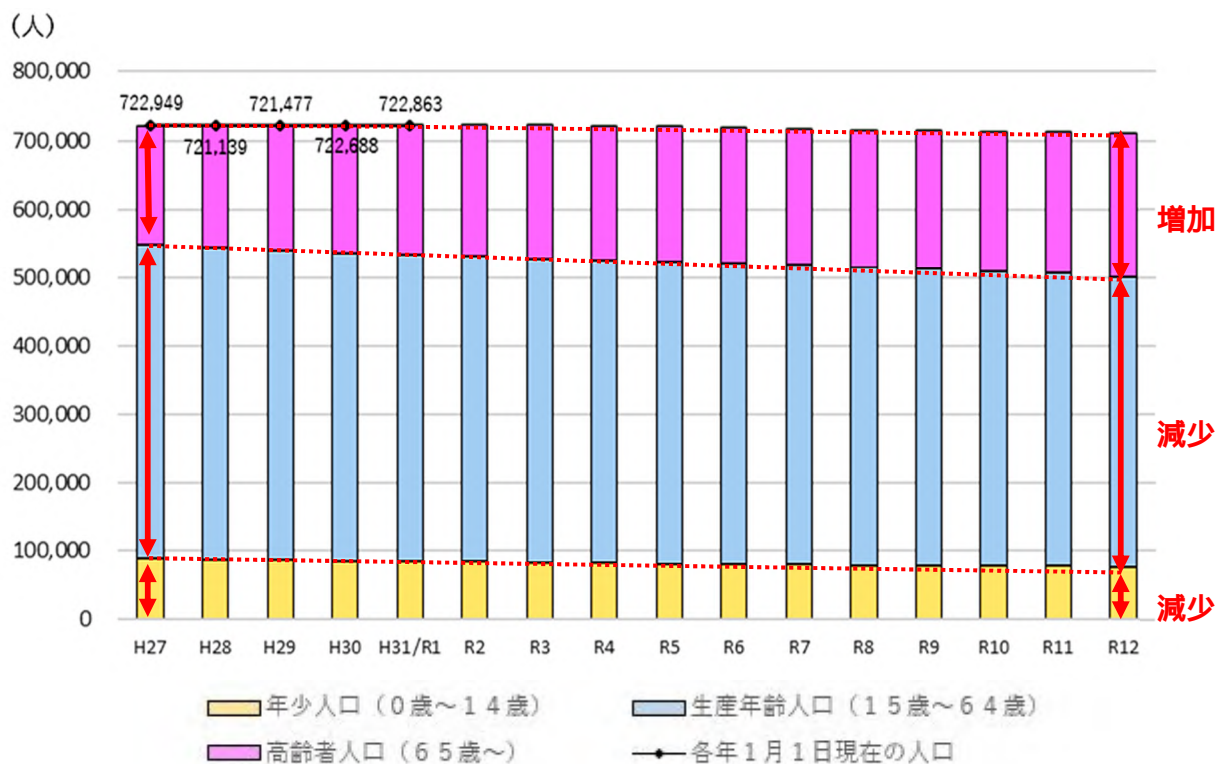
(3) 人口

本市の人口は、平成31年1月1日現在で722,863人です。

令和元年をピークに、今後は人口が減少傾向で推移するものと見込まれており、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口の増加が進むものと見込まれます。

全国と比較すると、高齢者人口の割合が低く、若い人の割合が多いものの、年少人口の割合は既に全国を下回っています。

本市の人口推移(推計値)



出典：「月報統計さがみはら」、「区別・年齢別人口」を基に作成

(4) 道路

全道路延長約2,470kmのうち、市道が約9割を占めています。

道路の現況

(単位: km)

	高速国道	一般国道	主要地方道	一般県道	市道
延長	9.900	89.451	84.428	105.825	2,179.940

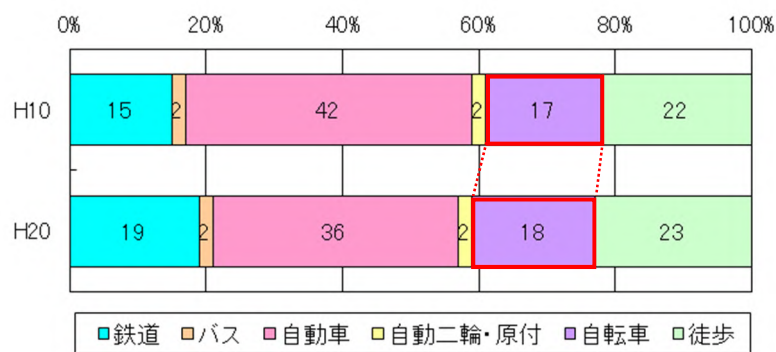
出典：「相模原市政の概要」(平成31年3月)

2 自転車の利用状況

(1) 交通手段分担率

平成20年の自転車分担率は18%となっており、平成10年の17%に比べて1ポイント上昇しています。

交通手段分担率

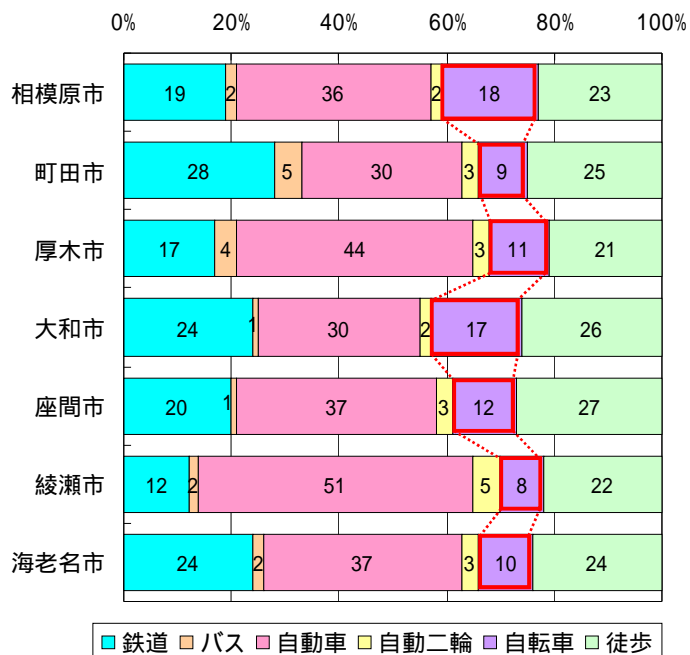


出典：「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」

(2) 周辺市との比較

本市の自転車分担率は、周辺市と比較して最も高くなっています。

本市と周辺市の代表交通手段分担率比較

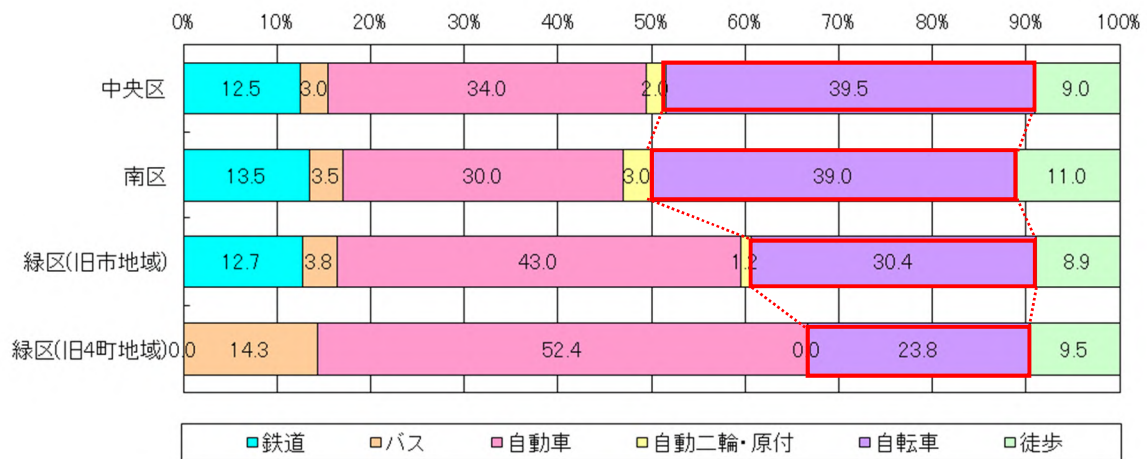


出典：「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」

(3) 住まい別の交通手段

中央区及び南区では「自転車」が「自動車」を上回っていますが、中山間地域が多い緑区では逆転しています。

年齢別自転車利用頻度



出典：相模原市「自転車利活用実態調査」(平成31年3月)

3 自転車の利用環境

(1) 歩行者・自転車の通行環境

自転車利用の多い本市にとって、自転車道等の整備・拡充や放置自転車の解消、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナー向上などにより、歩行者や自転車が安全・安心に通行できる環境づくりが重要な課題となっています。

自転車通行環境の整備状況

平成20年1月に相模原駅周辺地区が国の自転車通行環境整備モデル地区に指定され、駅周辺の主要道路において、国・県・市及び警察との連携により自転車道や自転車レーン等の整備が行われました。

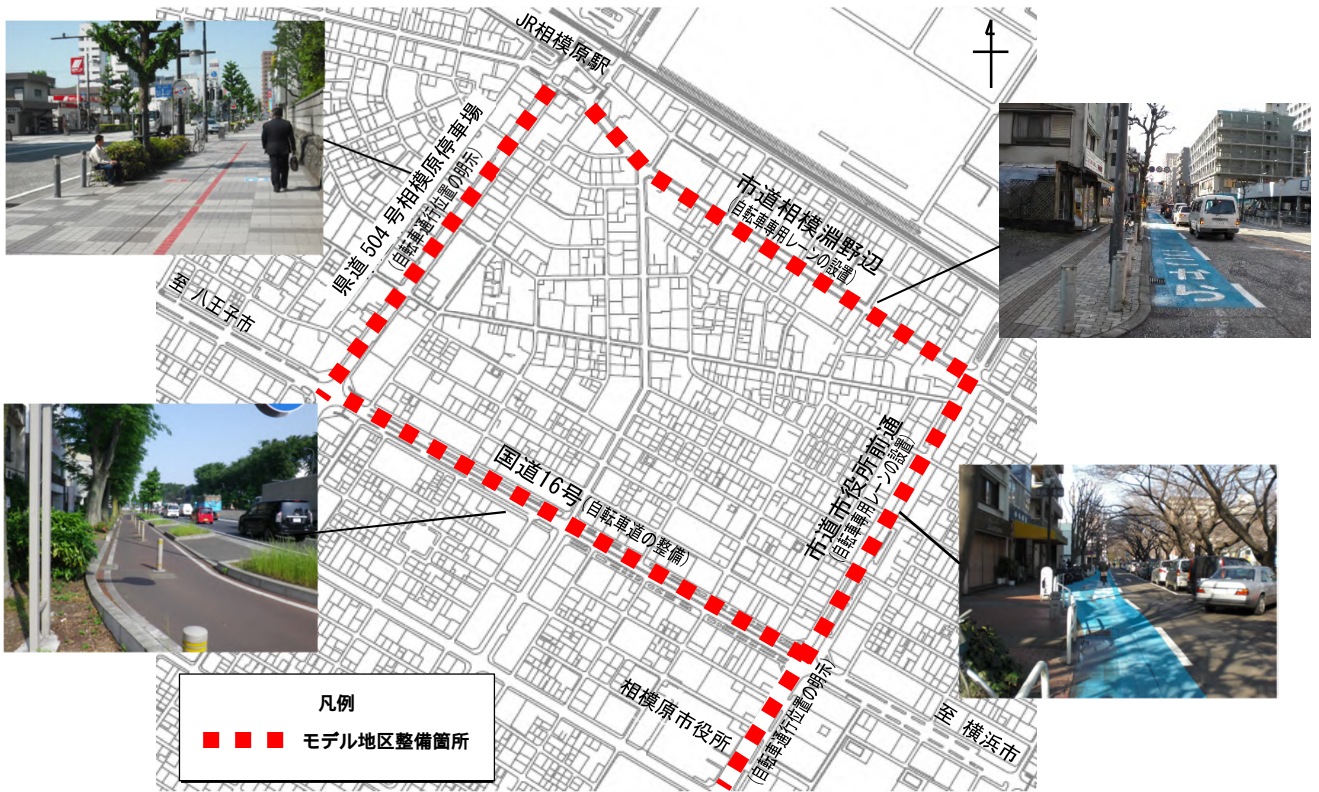
また、平成26年12月に自転車通行環境整備方針を策定し、自転車通行環境のネットワーク化を進めてきました。

モデル地区における自転車道等整備状況

整備方法	対 象	延 長
自転車道の整備	国道16号	790m
自転車レーンの設置	市道相模淵野辺	740m
	市道市役所前通	480m
自転車歩行者道における通行位置の明示	県道504号相模原停車場	600m
	市道市役所前通	240m

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

自転車通行環境整備モデル地区(相模原駅周辺地区)位置図



出典：相模原市作成資料

市内における自転車道等整備状況

整備方法	対象	延長
自転車道の整備	国道16号	2,640m
自転車レーンの設置	市道相模淵野辺 市道市役所前通	1,210m 600m
自転車歩行者道における通行位置の明示	県道51号町田厚木 県道504号相模原停車場 市道相模原横山 市道市役所前通 市道すすきの氷川・市道相模原駅北口	290m 600m 460m 850m 1,370m
ピクトグラムや帯状表示の設置による路肩利用	市道相原76号 市道鹿沼台14号 市道新戸翠ヶ丘 市道橋本石神 市道橋本駅西口 市道文京大野 市道南大野	400m 390m 580m 220m 240m 590m 430m

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

放置自転車等の状況

道路などの公共の場所における放置自転車等については、放置防止啓発や移動などの対策に積極的に取り組んだ結果、市全体としては減少傾向にあるものの、相模大野駅周辺や小田急相模原駅周辺など一部の地域においては、依然として多い状況にあります。

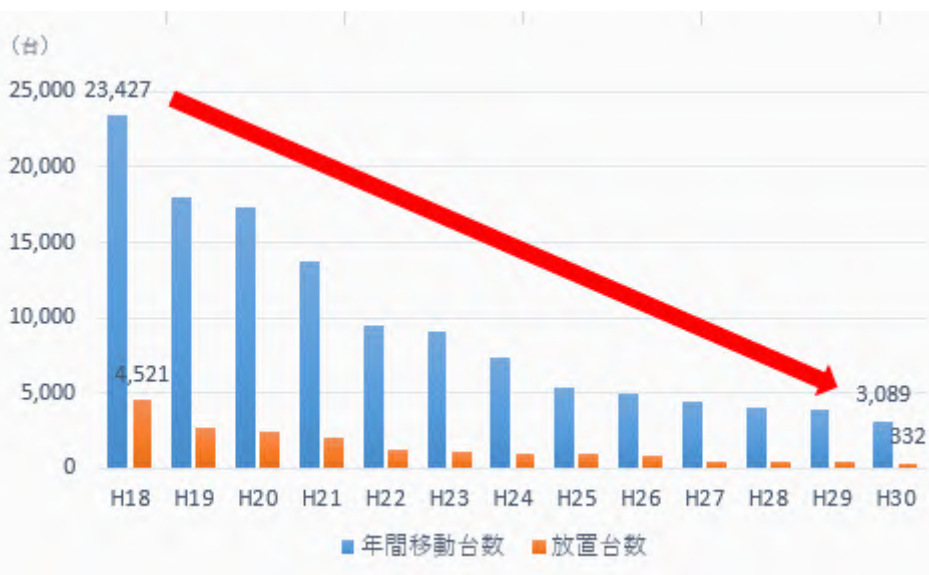
放置防止啓発

駅周辺における放置自転車等の整理や自転車駐車場の案内などを行う「自転車整理指導員」及び指定地域における自転車等の放置防止監視などを行う「指定地域自転車等放置防止監視員」を配置しているほか、市内小・中学校や公共施設への放置防止のための啓発ポスターの配布、警察との連携による啓発・キャンペーンなどを実施しています。

放置自転車等の移動

駅周辺の自転車等放置禁止区域を中心に、随時、放置自転車等の移動を行っており、平成30年度は約3,000台を移動しました。また、路上等自転車駐車場の整備が進んだことや自転車整理指導員・指定地域自転車等放置防止監視員の配置、移動の強化などにより、放置自転車等の台数は減少傾向にあります。

自転車等の放置台数・年間移動台数



放置台数は各年5月の平日午後2時から3時までの間の調査数値(相模湖駅、藤野駅は含まず)
年間移動台数は自転車等放置禁止区域内における数値

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

自転車等の安全・快適利用に向けた取組

安全で快適な自転車等の利用環境づくりを進めるために実施したアンケート調査によれば、「自転車が安全に走れる専用道または専用レーンを整備する」という意見がおおむね半数以上を占め、最も多く挙げられました。

また、大規模小売店舗、小学校、中学校、高校及び大学に対するヒアリング調査からも、歩行者・自転車同士の錯綜や自転車等の通行量の多さ、放置自転車などによる通行の妨げなどの問題解消に対する意見が多く挙げられました。

自転車等を安全・快適に利用するための必要な取組

問: 自転車等を安全・快適に利用するための必要な取組(2つまで選択)	自転車駐車場等利用者				市民(一般)	高校生	大学生
	有料路外自転車駐車場・バイク駐車場	市営路上等自転車駐車場	市営無料自転車駐車場	バス停留所自転車駐車場			
自転車が安全に走れる専用道または専用レーンを整備する	49.4	51.5	49.5	41.4	65.3	70.5	85.1
道路上に停められている自動車や自転車を排除する	23.0	29.3	16.4	24.3	19.6	27.5	10.4
停めたい場所に駐輪場または駐車スペースを確保する	23.9	30.4	20.8	21.4	27.6	19.5	29.9
自転車等の交通ルールや利用マナーの指導・啓発を行う	24.0	18.7	32.2	20.0	36.9	11.4	14.9
自転車等の事故・盗難を防止する	14.7	13.3	24.2	31.4	12.2	12.8	4.5
市内の多くの場所で自転車の貸出・返却ができる貸し自転車を普及する	14.8	15.7	5.9	7.1	12.4	5.4	13.4
インターネット等を通じて駐輪場の場所や空き状況などの情報提供を行う	6.0	3.0	1.9	5.7	0.9	4.7	7.5
その他	3.5	2.2	2.1	2.9	3.1	2.0	4.5
無回答	7.0	3.5	4.8	4.3	0.9	3.4	0.0
回答数(人)	4,468	369	475	70	450	149	67

出典：相模原市「自転車利用に関するアンケート・ヒアリング調査」(平成23年4月)

(2) 自転車等の安全・適正利用

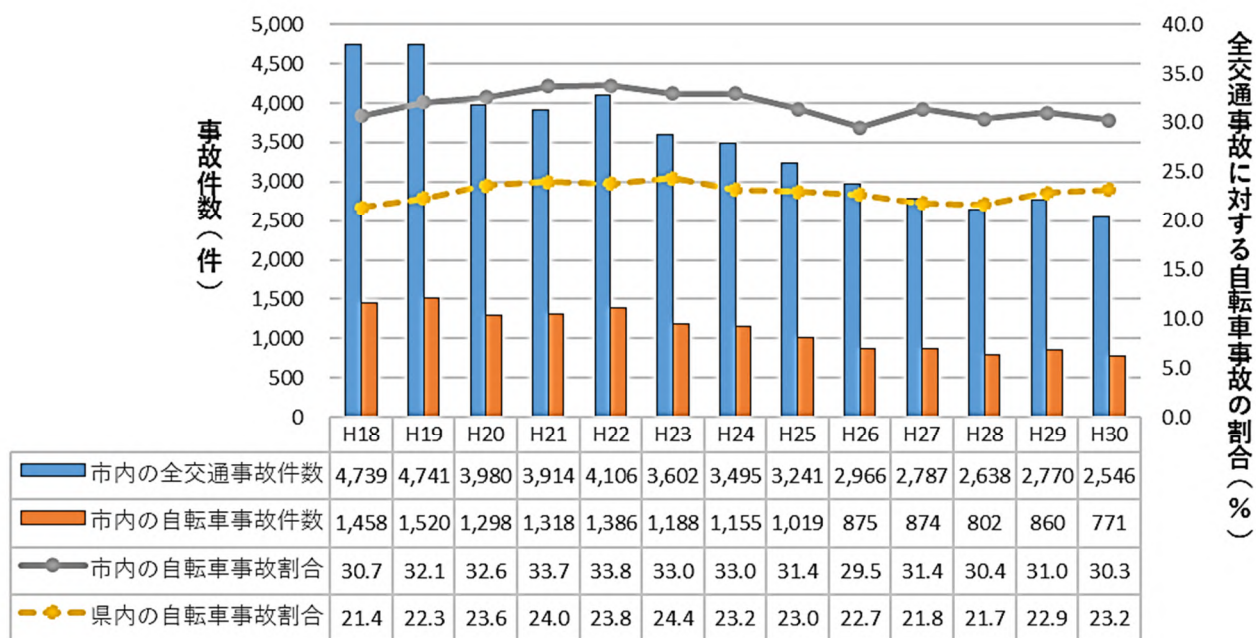
本市では、地域や関係機関と連携して、街頭指導や交通安全教室、各種キャンペーン活動、放置防止対策などを通じて、自転車等を運転する場合のルールやマナーに関する周知・啓発活動に努めていますが、自転車関係事故は多く発生しているため、より一層の対応が求められています。

また、平成29年12月に「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」(以下「自転車条例」という。)を制定し、平成30年7月からは自転車損害賠償保険等への加入を義務化したことから、保険加入などについての更なる広報・啓発活動を推進していく必要があります。なお、神奈川県でも平成31年4月から同様の条例が施行され、令和元年10月からは、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

自転車事故の状況

市内の全交通事故に対する自転車事故の割合は、平成30年度で30.3%を占めており、県内の自転車事故割合よりも高くなっています。

全交通事故と自転車事故の推移



出典：「神奈川県警察提供資料」を基に作成(平成31年3月)

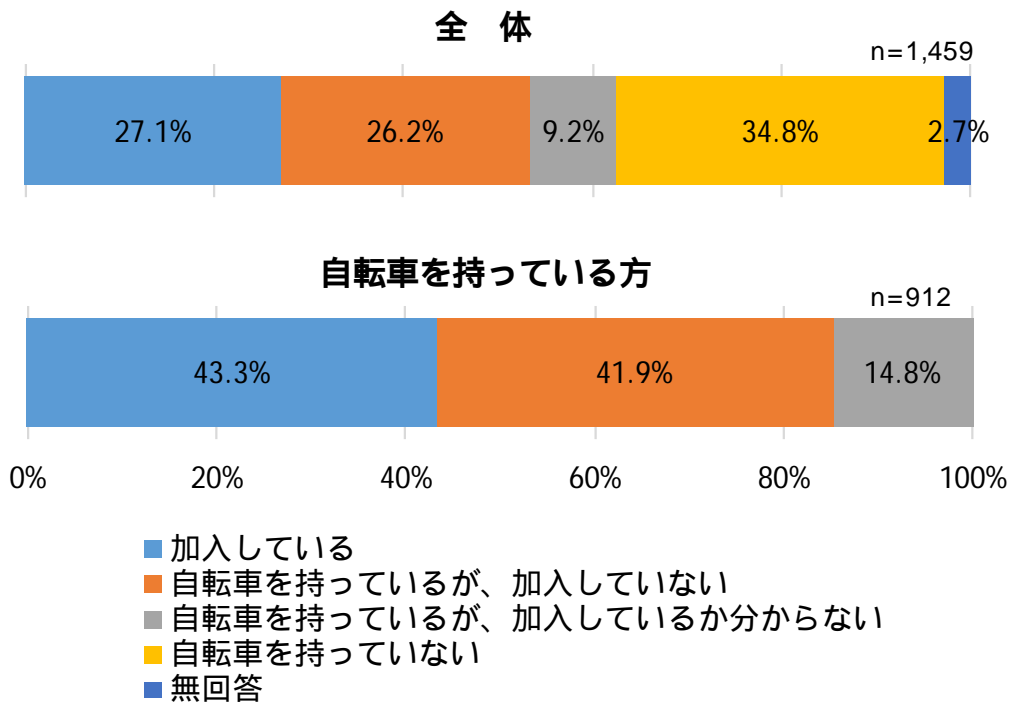
自転車運転中の加害事故の被害者に対する賠償に備えた保険への加入状況

自転車損害賠償保険への加入状況について、全体では「加入している」が27.1%、「自転車を持っているが、加入していない」が26.2%、「自転車を持っているが、加入しているか分からない」が9.2%であることから、自転車損害賠償保険への加入対象者が全体の約6割を占めています。

また、自転車を持っている方のみで集計した場合、「加入している」が43.3%であることから、自転車損害賠償保険への加入対象者のうち、約4割の自転車利用者が加入している状況となっています。

このことから、今後より一層の保険への加入を促す取組が必要とされています。

保険への加入状況



出典：「市政に関する世論調査報告書」(平成30年10月)

(3) 自転車駐車場の整備・運営

本市では、自転車等の将来需要予測に基づき、市営自転車駐車場の整備及び民間自転車駐車場の整備促進に努めてきました。

平成31年3月現在、約48,000台の駐車場が整備されており、市全体としては充足している状況となっておりますが、自転車等の利用が多い一部の地域(相模大野・淵野辺駅周辺等)では利用率が100%を超えています。

また、近年、電動アシスト付自転車 やチャイルドシート付自転車、スポーツ自転車等が普及し、車種も多様化しているため、多様な駐車需要への対応が求められています。

今後は、多様な駐車需要や地域特性等に配慮した自転車駐車場・駐輪スペースの確保に努めるとともに、利用者の利便性・安全性に配慮した施設・設備の改善、料金体系の見直し、利用者サービスの充実などが求められています。

さらに、自転車利用の普及・啓発の観点からも、民間事業者等との連携について検討を進める必要があります。

自転車駐車場の整備状況

平成31年3月現在、約48,000台の駐車場が整備されており、このうち、相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金を受け駐車場経営を行う民間自転車駐車場は、約5,700台が整備されています。

自転車駐車場の施設数

区分	施設数	自転車(台)	バイク(台)	合計(台)
市営	50施設	28,852	2,789	31,641
公共	12施設	8,975	1,264	10,239
民間	17施設	5,415	263	5,678
合計	79施設	43,242	4,316	47,558

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

市営自転車駐車場の収容可能台数及び利用状況等

区 分	施設数	自転車等収容可能台数 (台)	平成30年度年間平均 (1日当たり)	
			利用台数(台)	利用率
有料自転車駐車場	18施設	26,566	26,312	99.0%
路上等自転車駐車場	14施設	993	3,881	3.9回転
無料自転車駐車場	8施設	3,384	2,455	61.5%
バス停留所 無料自転車駐車場	10施設	497	288	64.7%

有料自転車駐車場の利用台数及び利用率については、「藤野駅周辺第1駐車場」、「藤野駅周辺第2駐車場」、「藤野駅周辺第3駐車場」及び「相模湖ふれあいパーク」の4施設を除いた数値

路上等自転車駐車場は橋本駅周辺に3施設、相模原駅周辺に2施設、淵野辺駅周辺に2施設、古淵駅周辺に1施設、相模大野駅周辺に6施設を設置

無料自転車駐車場・バス停留所無料自転車駐車場の利用台数及び利用率については、平成30年5月調査時点の数値(城山を除く)

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

公共自転車駐車場(市営以外)の収容可能台数及び利用状況等

運営主体	施設数	自転車等 収容可能台数 (台)	平成30年度年間平均 (1日当たり)	
			利用台数(台)	利用率
(公財)自転車駐車場整備 センター	10施設	9,696	8,336	85.9%
(公財)相模原市まち・み どり公社	1施設 (時間貸し)	495	543	108.3%
	1施設 (定期貸し)	48	110	2.3回転

出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

附置義務制度

相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)に基づき、大規模な開発事業を行う場合に、開発事業区域内の利用者の利便性などを配慮した位置への自転車等の駐車場の設置を義務付けています。

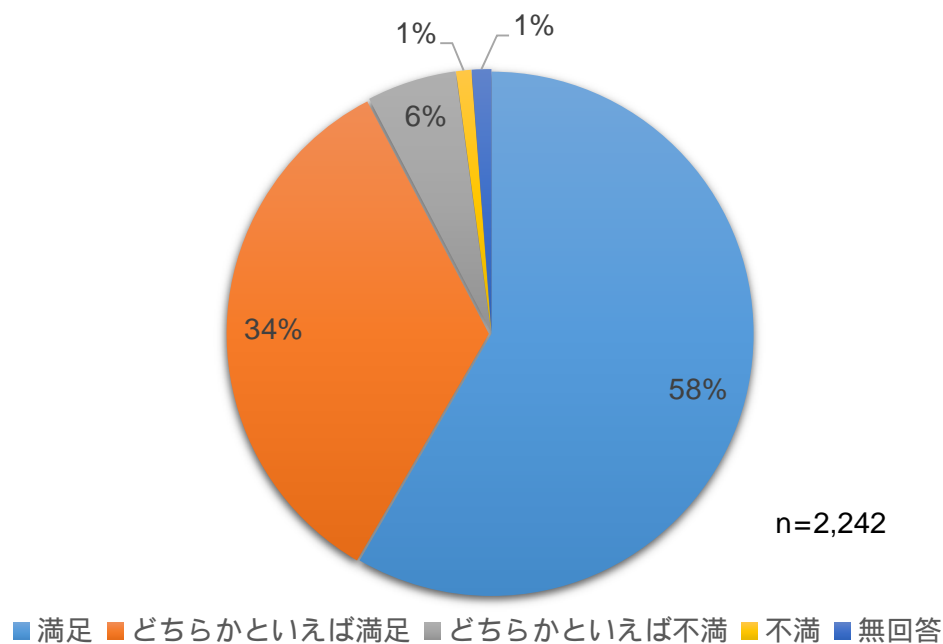
市営自転車駐車場の運営状況

利用者の利便性や安全性の向上及び更なる利用促進を図るため、市営有料自転車駐車場において指定管理者制度を導入し、適正かつ効率的な維持管理・運営に努めています。

また、照明の改善や防犯カメラの設置、ラックの改修、ゲートの設置など、施設の改修を進めるとともに、電動式空気入れの利用サービスを行っています。

指定管理者制度導入施設における平成30年度の利用者満足度調査では、約92%がおおむね満足している状況となっています。

指定管理者制度導入施設における利用者満足度調査



出典：「平成30年度利用者満足度調査」(平成30年11月)

自転車駐車場の料金・サービスに対して求めるもの(自転車駐車場等利用者)

安全で快適な自転車等の利用環境づくりを進めるために実施したアンケート調査によれば、「駐車料金の値下げ」、「駐車料金の割引制度の拡充(または導入)」が多くの割合を占めています。

これからの自転車駐車場の料金・サービスに対して求めるもの

(単位：%)

問：これからの自転車駐車場の料金・サービスに対して求めるもの(2つまで選択)	自転車駐車場利用者	
	有料路外自転車 駐車場・バイク駐車場	市営路上等 自転車駐車場
駐車料金の値下げ	31.3	59.1
駐車料金の割引制度の拡充(または導入)	38.1	37.7
回数券の導入	19.7	15.2
受付窓口の時間延長や休日の開設	12.6	-
利用者サービスの充実	12.5	-
電車・バスも利用できる共通カードの導入	16.5	22.8
その他	6.0	6.2
無回答	6.9	4.9
回答数(人)	4,468	369

出典：相模原市「自転車利用に関するアンケート・ヒアリング調査」(平成23年4月)

4 自転車の利活用

(1) 自転車の利用促進

自転車は最も身近な交通手段として、通勤・通学や買い物など様々な用途で利用されているほか、環境負荷の低減や健康増進等に寄与する乗り物として、今後ますます利用ニーズが高まっていくものと予想されます。

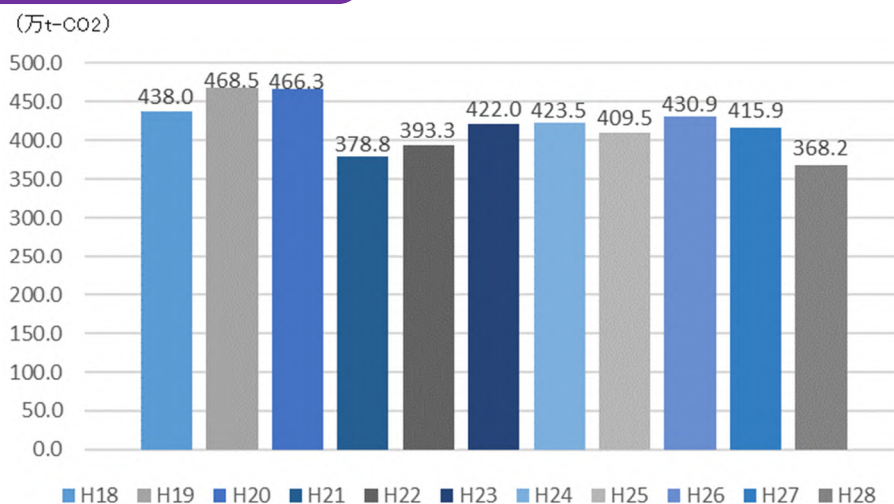
また、自転車利用による利便性や回遊性が向上し、適正な利用が図られることで、地域の活性化に資する効果も期待されます。

そのため、今後は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換を促すとともに、近距離の移動手段としてのみならず、観光利用など、自転車利用のメリットを活かした利用促進が求められます。

温室効果ガス(CO₂)の排出量

CO₂の排出量は減少傾向にありますが、引き続きCO₂の排出量削減に向けた取組を継続していく必要があります。

温室効果ガス(CO₂)の排出量

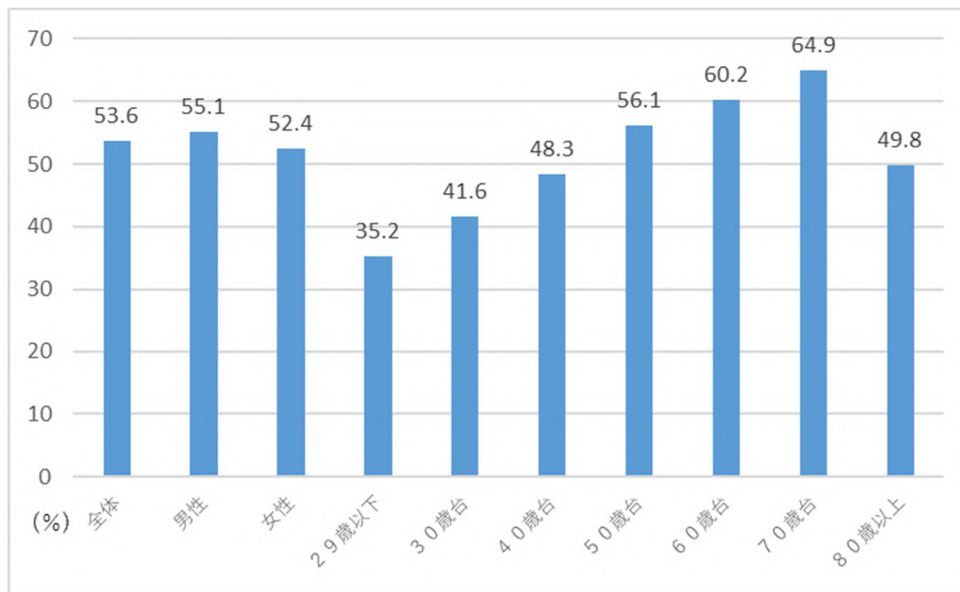


出典：地球温暖化対策実行計画実施状況報告書(平成30年12月)

健康の維持・増進に対する取組

適度な運動やサークル活動など、若い世代ほど健康の維持・増進の取組を続けている人が少ない傾向にあり、健康の維持・増進に向けた取組が必要です。

自らの健康を維持・増進するために何か続けていることがある人の割合



市民19歳以上が対象

平成28年度市民生活習慣実態調査から引用

出典：相模原市保健医療計画(第2次後期)(平成30年3月)

レンタサイクルの実施

本市では、自転車を有料で貸し出すレンタサイクルを市内2箇所の市営自転車駐車場で実施していますが、将来的には、必要な場所で自由に貸出・返却ができるシェアサイクルの導入なども検討していく必要があります。

レンタサイクルの実施状況

実施場所	事業開始日	台数(台)		利用率(%)
相模大野駅北口自転車 駐車場	平成28年11月1日	定期利用	120	定期利用 79.9%
相模原駅南口自転車 駐車場	平成28年11月1日	一日利用	26	一日利用 46.2%
		定期利用	56	定期利用 42.1%

利用率は平成30年度平均

事業開始日は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社の独自事業として開始した日

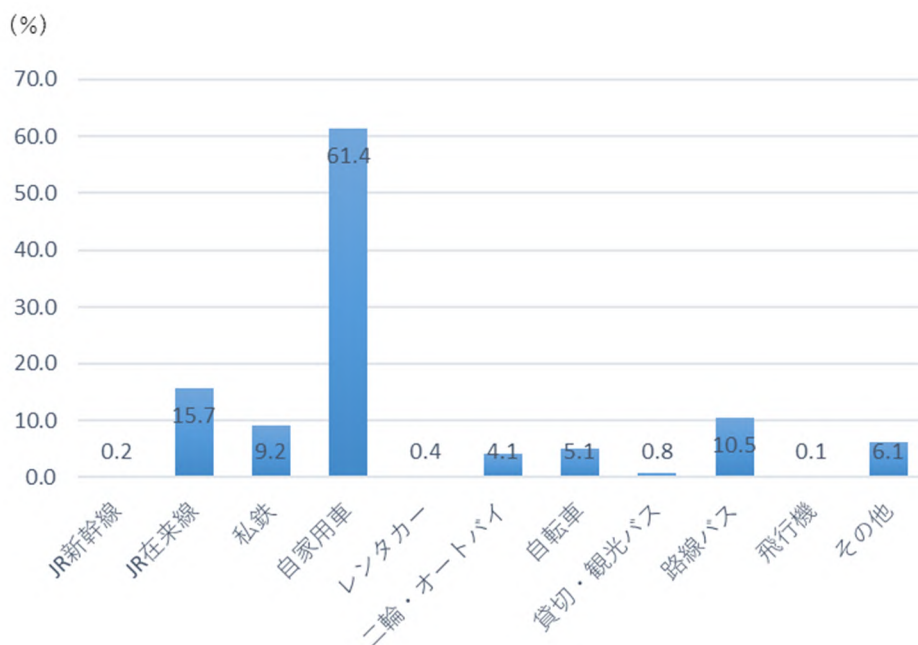
出典：相模原市作成資料(平成31年3月)

(2) 2020年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車活用

2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が本市緑区内に設定されていますが、本市を訪れる観光客が使用した交通手段は、「自家用車」(61.4%)が最も多く、次いで「JR在来線」(15.7%)、「路線バス」(10.5%)になっています。「自転車」は5.1%と交通手段全体に対し1割以下となっています。

そこで、2020年東京オリンピック競技大会を契機として、サイクルツーリズムのニーズが高まることが予想されるため、サイクリストの利便性向上に向けた環境整備や、本市の魅力を多くの人に情報発信するなど、自転車活用の推進に向けた取組がより一層必要となっています。

観光客が本市を訪れる際に使用した交通手段の割合



出典：新相模原市観光振興計画(平成26年3月)

1 基本理念

安全で快適な「自転車のまち相模原」を目指して、次の基本理念に基づき自転車の活用を推進していきます。

地域ぐるみで人に優しく安全で安心できる自転車利用環境の実現
環境負荷の低減や健康づくりなど自転車を活かしたまちづくりの実現

2 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり5つの基本目標を設定します。

基本目標1：安全で快適な歩行者・自転車通行環境を構築します

歩行者・自転車・自動車が共存し、誰もが安全で快適に、安心して通行できる環境づくりを進めていくためには、“人優先”の考えの下、自転車や自動車に対して弱い立場にある歩行者の安全の確保を第一に考えた道路空間を確保していく必要があります。

そのため、自転車道や自転車レーン等の整備・拡充を図るとともに、危険箇所などにおける歩行者・自転車の通行区分の明確化や放置自転車対策を強化するなど、歩行者や自転車がともに安全で安心して通行できる環境づくりに積極的に取り組みます。



基本目標2：自転車等の安全・適正利用を促進します

自転車等による交通事故の防止や危険を回避するためには、自転車等の利用者一人ひとりが交通社会の一員であることを自覚し、交通ルールやマナーを遵守するとともに、地域ぐるみで交通安全意識の醸成を図る必要があります。

そのため、市・地域・関係機関が連携・協働して、自転車等の交通ルールやマナーの周知・啓発を進めるとともに、交通安全教育の充実に努め、自転車等の安全・適正利用を促進します。



基本目標 3：多様な駐車需要に応じた自転車駐車場の整備・運営を進めます

将来の駐車需要に対応した自転車等の適正駐車を促していくためには、自転車等を止めやすい場所に安心して止められる環境づくりが必要です。

そのため、多様な駐車需要や地域の特性等に配慮した自転車駐車場・駐輪スペースの確保に努めるとともに、自転車駐車場の利便性・安全性の向上や更なる利用促進を図るため、施設・設備の改善や利用者サービス及び管理運営体制の充実等に向けた取組を進めます。



基本目標 4：公共交通や自転車への利用転換をはじめ、健康増進、環境負荷の低減を推進します

身近で便利な乗り物である自転車は、環境負荷の低減や市民の健康づくりに寄与するほか、安全で快適な利用環境の構築により、公共交通の利便性・回遊性の向上に資する効果も期待されます。

そのため、自転車利用環境の向上と合わせて、自動車から公共交通や自転車への利用転換を促すとともに、近距離移動手段としてのみならず、健康づくりや環境への配慮など、自転車を活かしたまちづくりを進めます。



基本目標 5：2020年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車活用を推進します

観光客のニーズが多様化する中、スポーツ、芸術なども含め、多様な地域資源を活用していく必要があります。

特に本市は、2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が本市緑区内に設定されていることに伴い、自転車競技をはじめとしたスポーツに対する関心の高まりが期待されることから、これを契機に本市の魅力を発信していくことが求められます。

そのため、サイクルスポーツ やサイクルツーリズムを通じて、自転車に親しむきっかけづくりや市内外からの誘客を図り、地域・経済の活性化を図ります。



基本目標を達成するため、次のとおり10の基本方針を定め、施策を展開します。

基本目標1：安全で快適な歩行者・自転車通行環境を構築します

基本方針1：自転車通行環境ネットワークの形成

安全で快適な歩行者・自転車の通行環境を構築して移動の利便性を高めるためには、市内の公共施設や観光施設などへのアクセス性や公共交通機関との結節性等を考慮した自転車通行環境ネットワークの形成を図る必要があります。

そのため、市内の幹線道路を中心とした自転車道等の整備・拡充を図るとともに、ネットワーク化を推進します。

【施策1】自転車道等の整備・拡充

市内の公共施設、駅などへのアクセス路線等、自転車交通量や自転車事故の多い幹線道路を中心に自転車道・自転車レーン等の整備・拡充を図るとともに、ネットワーク化を推進します。

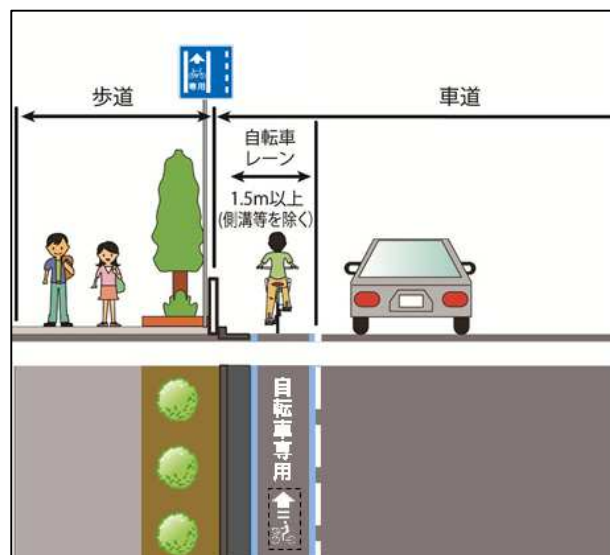
自転車通行環境の整備イメージ(施策1 関連)

自転車通行環境の整備に当たっては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つの整備形態を基本に、自動車交通量や規制速度等の状況により判断し、選定します。

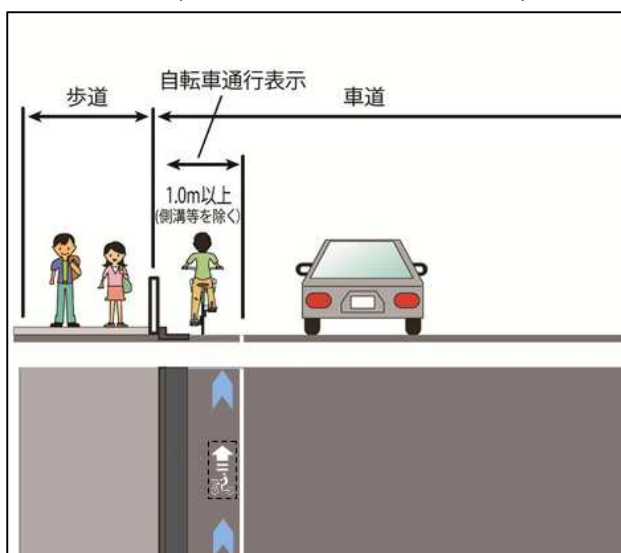
自転車道



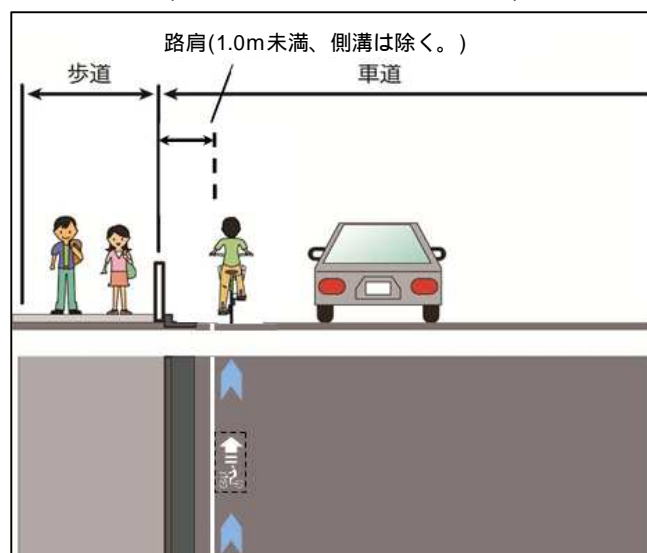
自転車レーン(自転車専用通行帯)



車道混在(路肩の幅が1m以上の場合)



車道混在(路肩の幅が1m未満の場合)



自転車通行環境ネットワークの形成（施策1関連）

自転車ネットワークの対象とする路線は、相模原市総合都市交通計画の自転車通行環境ネットワークにおける通行環境確保候補路線を基本とします。

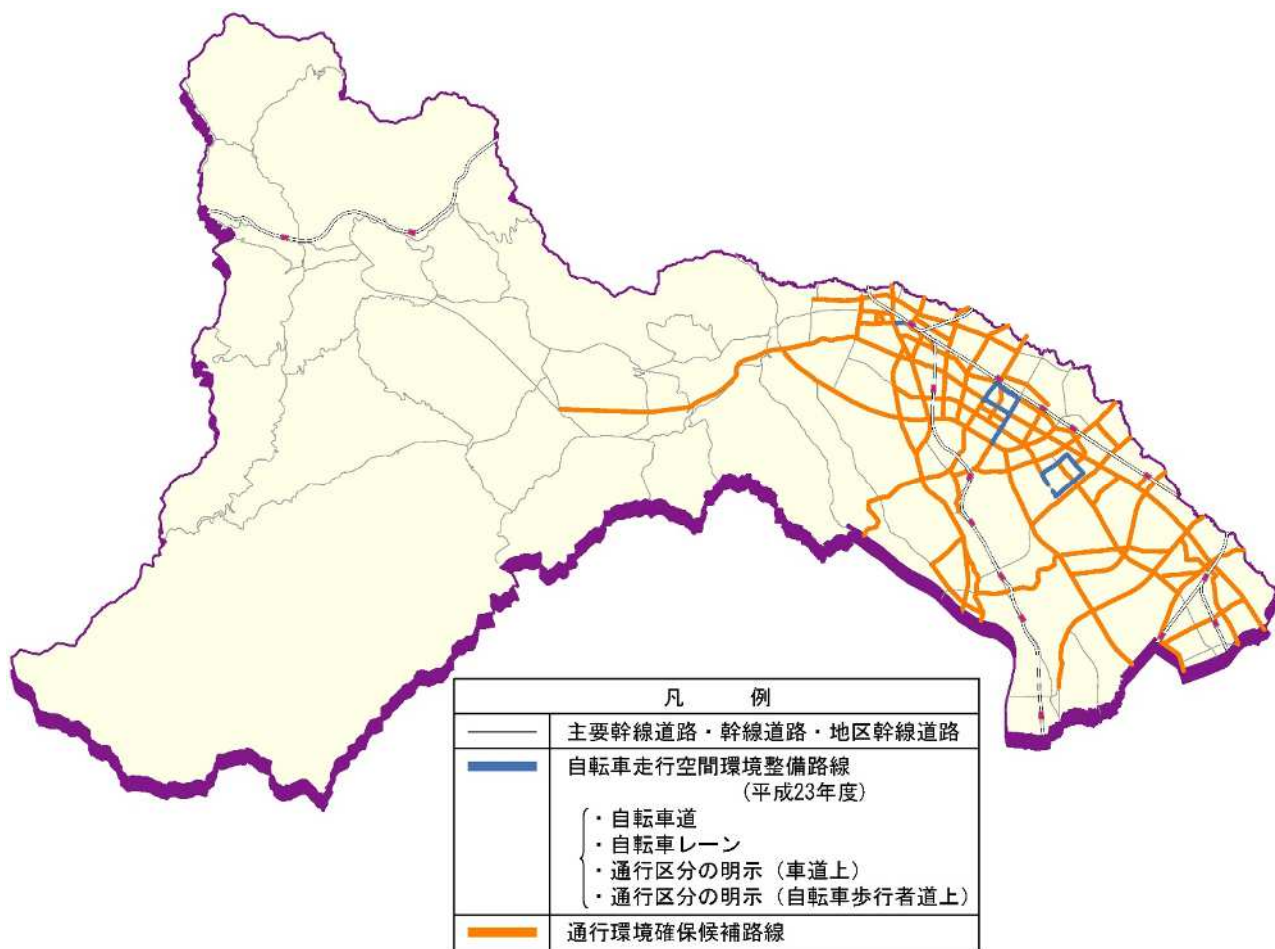
また、自転車通行環境ネットワークの形成をより効率的かつ効果的に行うため、数多くの検討対象区間について、優先度を判断し、優先整備区間を設定しました。

なお、2020年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車需要の変化や、優先整備区間の整備状況などを踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

また、旧4町地域における観光振興に係る交通安全対策については、施策23「サイクルツーリズムの積極的な推進」の中で連携・実施していきます。





自転車通行環境整備の詳細については、「資料2 自転車通行環境整備方針」を参照してください。

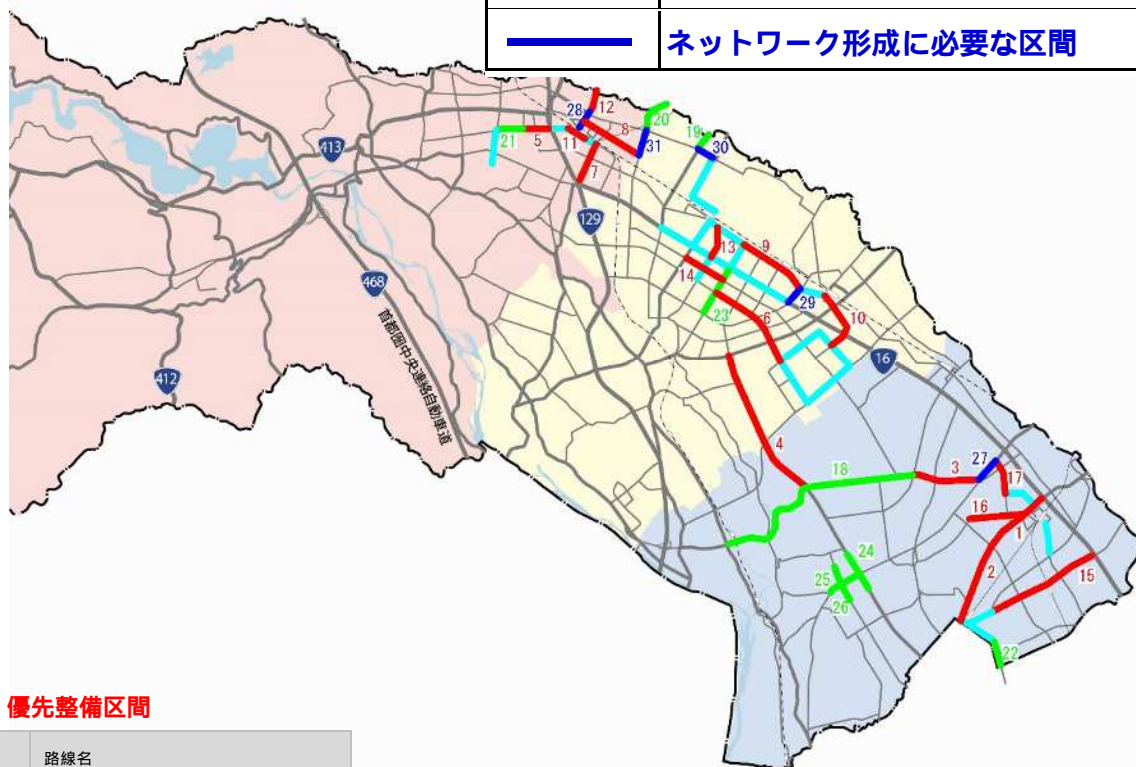
自転車通行環境ネットワーク(相模原市総合都市交通計画)



出典：新相模原市総合都市交通計画(平成24年3月)

優先整備箇所

凡例	
	整備済
	優先整備区間
	道路整備に合わせて整備をする区間
	ネットワーク形成に必要な区間



1. 優先整備区間

No	路線名
1,2	県道 51 号町田厚木
3	県道 52 号相模原町田
4	県道 507 号相武台相模原
5,11	市道橋本駅西口
6	市道南橋本青葉
7	市道橋本石神
8	市道橋本小山
9,10	市道相模淵野辺
12	市道寿橋通
13	市道相模原横山
14	市道南橋本弥栄荘
15	市道東林間
16	市道磯部大野
17	市道鶴野森大野

2. 道路整備に合わせて整備を推進する区間

No	路線名
18	(都) 相模原町田線
19	(都) 宮下横山台線
20	(都) 宮上横山線
21	(都) 橋本大通り線
22	座間(都) 相模原二ツ塚線
23	市道市役所前通
24	(都) 村富相武台線
25	(都) 町田新磯線
26	(都) 麻溝台新磯野中通り線

3. ネットワークの形成に必要な区間

No	路線名
27	県道 52 号相模原町田
28	県道 505 号橋本停車場
29	市道下九沢淵野辺
30	県道 503 号相模原立川
31	市道宮上横山

基本方針 2：歩行者・自転車等通行環境の改善

歩行者や自転車等が安全に通行できるようにするためには、道路の状況に応じた通行区分の明確化や自動車を含めた交錯場所などの危険箇所に対して危険を回避する対策を講じる必要があります。

そのため、道路の状況に応じた歩行者と自転車の通行表示や危険箇所への道路標識の設置などにより注意喚起に努め、安全性や利便性の向上を図ります。

【施策 2】歩行者・自転車等通行危険箇所への対策

交通安全施設の整備

自転車関連事故の多い箇所等に道路標識や自転車の左側通行を明示するピクトグラムを設置して注意喚起を促すとともに、交通事故の多い生活道路においてもカーブミラー、カラーコート舗装、道路照明灯、防護柵、自発光式道路鋏等の交通安全施設を整備します。

道路標識等の設置促進

自転車関連事故の多い箇所等への分かりやすい道路標識、道路標示の設置などを警察へ要請し、安全性の向上を図ります。

秩序ある駐車対策の促進

安全で円滑な通行環境を確保するため、道路及び交通の状況に応じた自動車の駐(停)車禁止規制の実施と、悪質性・危険性及び迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りを警察に要請し、秩序ある駐車対策を促進します。

生活道路における交通安全対策の推進

地域住民の日常生活に利用される生活道路において、関係機関と連携の下、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図るなど、歩行者と自動車・自転車等が共存できる安全で安心な通行環境を創出するための取組を行います。

【施策3】自転車通行空間確保の促進

「相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和62年相模原市条例第9号)」に基づき、駐車場整備地区内における自動車駐車施設の設置を推進します。

また、駐車場整備地区内の自動車駐車場において荷さばきスペースを確保するなど、地域の実情を踏まえ、まちづくりと連携した自動車駐車施設の在り方について検討を進め、安全で円滑な自転車通行空間を確保します。

【施策4】通学路における交通安全の推進

「相模原市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路の交通安全対策を推進します。

基本方針 3：放置自転車の解消

駅周辺や道路上などの公共の場所に放置されている自転車は、歩行者の安全な通行を妨げ、都市景観の悪化や災害時等の緊急活動を阻害する要因となっています。

そのため、放置実態に合わせた自転車等放置禁止区域の指定や放置防止の指導・啓発の強化、自転車駐車場への案内・誘導の充実、効果的な放置自転車等の移動など、更なる放置自転車対策の強化に取り組みます。

【施策 5】 放置自転車対策の強化

放置防止指導・啓発の強化

地域や関係機関との連携・協働により、放置防止に向けた指導・啓発を強化します。

また、自転車等の放置が多い時期や時間帯を踏まえ、放置防止監視員や放置自転車整理指導員を配置し、放置防止の指導や自転車駐車場への案内誘導を実施するとともに、自転車駐車場の利用者に対しても放置防止啓発を実施するなど、効果的な放置防止対策を進めます。



放置防止のための啓発ポスター



自転車等放置禁止区域のお知らせ看板

放置自転車等の移動

駅周辺などにおける安全な歩行空間の確保などを図るため、自転車等の放置が多い時期や時間帯を踏まえた放置自転車等の移動に努めます。



放置自転車等の移動作業

基本目標 2：自転車等の安全・適正利用を促進します

基本方針 4：自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進

自転車等の安全・適正利用を促進し、自転車関係の交通事故を減少させていくためには、これまで以上に交通ルールの意味やマナーの重要性を理解した上で、交通ルールの遵守及びマナーの向上への周知・啓発活動を幅広く展開していく必要があります。

そのため、市・地域・関係機関が連携・協働して幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた自転車等の交通安全教育を推進するとともに、自転車の安全確保の観点から自動車運転者に対する教育を推進し、交通ルール遵守やマナーの重要性などに関する知識の習得と意識の醸成を図ります。

【施策 6】ライフステージに応じた自転車等の交通安全教育の推進

参加・体験・実践型教育の推進

自転車等の安全・適正利用に必要な技能及び知識を習得するため、交通事業者や警察等と連携した参加・体験・実践型の教育方法を活用し、効果的な交通安全教育を推進します。

市・地域・関係機関が交通安全教育を行う目的や交通安全に関する情報を共有し、講師の派遣等相互に連携を図りながら交通安全教育を推進します。



「自転車シミュレーター」を活用した教育



講師の派遣による教育

ライフステージに応じた交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育

保育園や幼稚園等と連携して、生活指導の一環としての交通安全教育を行います。また、視聴覚教材等の活用を通して、分かりやすい指導に努めるとともに、保護者を対象とした交通安全教室を実施します。

小学生に対する交通安全教育

学校やPTA等と連携して、自転車利用者としての必要な知識や技能を習得させるとともに、自転車の安全な乗り方、乗車用ヘルメットの着用など交通ルールの意味・必要性などの交通安全教育を行います。

中学生に対する交通安全教育

学校やPTA等と連携して、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識や技能を習得させるとともに、交通ルールの遵守やマナーの重要性、交通事故の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもなることがないように交通事故防止について理解を深める教育を行います。

高校生に対する交通安全教育

学校やPTA等と連携して、自転車等の運転者として交通ルールの遵守やマナーの重要性、交通事故の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもなることがないように交通事故防止について一層の理解を深める教育を行います。

また、自転車等の特性を理解し、将来の自動車運転者として必要な安全意識を醸成するための交通安全教育を推進します。

学生・成人に対する交通安全教育

地域や関係機関と連携して、子どもたちの模範となることの意識を持つとともに、自転車等や自動車の運転者としての社会的責任の自覚や安全運転に必要な知識及び技術の習得と併せて、危険予測・回避能力の向上や交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さに対する理解を目的とした広報・啓発活動を展開します。

高齢者に対する交通安全教育

地域や関係機関と連携して、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象に、交通事故の防止や危険予測、危険回避などに関する交通安全教室を実施します。

【施策7】市・地域・関係機関の連携・協働

市・地域・関係機関の連携・協働による推進体制の充実

市が地域や関係機関との連携を強化し、自転車対策に関する情報の共有化を図るとともに、連携・協働による効果的・効率的な施策を推進し、地域における交通安全関係団体等の活動を支援します。

自転車等の安全利用のための広報・啓発活動の推進


各種キャンペーン活動等を通じて、自転車の安全で適正な利用について定めた「自転車条例」や自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」の周知活動を行うとともに、市ホームページ・広報紙、ポスター、チラシ、看板等様々な情報媒体を活用した広報・啓発活動を積極的に推進します。

特に、自転車条例において自転車損害賠償保険等への加入を義務化したことから、対歩行者事故や自転車同士の事故における危険性や保険加入等についての広報・啓発活動をより一層推進します。

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例 平成29年12月25日施行

自転車損害賠償保険等への加入義務化

(平成30年7月1日から) 相模原市



「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の啓発横断幕

自転車事故において致命傷となることが多い頭部への受傷から身を守るため、子どもや高齢者等のヘルメット着用の広報・啓発活動を推進します。

本市では自転車の関係する交通事故の割合が高いことから、自転車利用者の違反について、取締りの強化を警察に要請します。



「自転車マナーアップ」キャンペーン



自転車マナー・アップ呼びかけ隊による声掛け

【施策 8】自転車の安全性の確保

自転車の点検整備の必要性や正しい点検整備方法の周知啓発や夜間における自転車のライト点灯の徹底と反射材の装着を促進し、自転車の安全性の確保を推進します。

基本目標 3 : 多様な駐車需要に応じた自転車駐車場の整備・運営を進めます

基本方針 5 : 自転車駐車場・駐輪スペースの確保

多様な駐車需要に対応するためには、地域特性や自転車等の利用実態を十分に把握して、必要な収容可能台数と駐輪スペースの確保に努める必要があります。

そのため、民間事業者等との連携により、自転車等の駐車需要予測に基づく駐車場の整備を進めます。

また、現在、附置義務制度の対象とならない小規模施設(店舗・共同住宅等)についても、駐輪スペースの確保に向けた新たな制度の創設等について検討を進めます。

【施策 9】自転車駐車場の充実

自転車駐車場の整備・拡充

自転車駐車場の利用実態や自転車等の放置状況などを踏まえ、整備・拡充を進めます。

自転車駐車場の整備・拡充に当たっては、多様な駐車需要や地域特性等に配慮した用地確保や整備手法などを検討します。

駐車需要への対応

自転車等の駐車需要の高い地域においては、民間事業者等との連携による自転車駐車場や駐輪スペースの確保に努めるとともに、公共施設等の有効活用策の検討など、多様な確保策の展開によるキャンセル待ち等の飽和状態の解消に努めます。

【施策 10】駐輪スペースの確保に向けた新たな制度の検討

自転車等の放置を防止して安全な通行環境を構築するため、現在、附置義務制度の対象とならない小規模施設(店舗・共同住宅等)についても、駐輪スペース確保に向けた新たな制度の創設等について検討を進めます。

基本方針 6：自転車駐車場の利便性・サービス向上

自転車等の適正な駐車を促すためには、自転車駐車場の利便性・サービスの向上を図り、より利用しやすい施設に改善していく必要があります。

そのため、施設・設備の改善や料金体系等の見直しなど、利用者サービスの充実に向けた取組を進めます。

【施策 1 1】施設・設備の改善

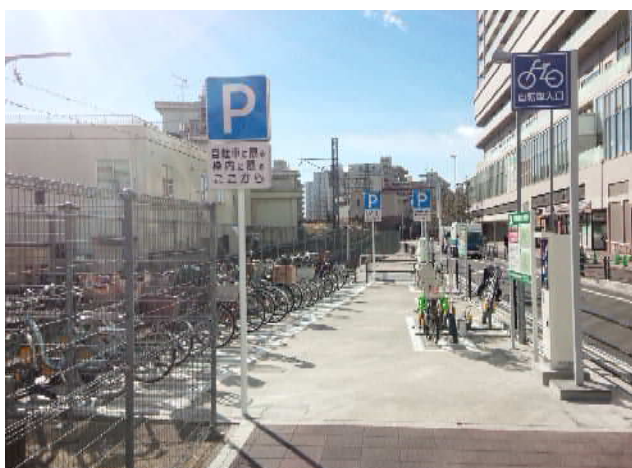
電動アシスト付自転車やチャイルドシート付自転車、スポーツ自転車など、多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保に努めるとともに、ラック改修など、利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善を進めます。



自転車駐車場の収納状況（二段式ラック）



平置き駐輪スペース
（電動アシスト付自転車や
チャイルドシート付自転車等を駐輪）



路上駐車場（買い物客など短時間利用者向け）

【施策12】料金体系等の見直し

交通系 IC カード決済の導入に向けた検討など、利用ニーズに対応した支払い方法の検討を進めます。

また、市営無料自転車駐輪場については、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を検討し、さらに、民間自転車駐輪場との兼合いや受益者負担の在り方を踏まえながら、適切な一日料金の検討を進めます。

番田駅無料自転車駐輪場の有料化



整備前



整備後

【施策13】利用者サービスの充実

自転車の点検整備や電動式空気入れの利用、簡易ライト・雨合羽・防犯ネットなどの販売、軽微な自転車等の修理のほか、受付窓口開設時間の延長や自転車駐輪場の利用案内・空き情報の提供など、利用者サービスの充実にに向けた取組を進めます。

基本方針 7：自転車駐車場の防犯・安全性向上

安心して自転車駐車場を利用できるようにするためには、防犯や安全性をより高めていく必要があります。

そのため、自転車駐車場の管理運営体制等の充実を図るとともに、施設の計画的な修繕・再整備を進めていきます。

【施策 1 4】管理運営体制等の充実

職員の配置時間の延長など管理運営体制の見直しや、照明の改善、防犯カメラの増設などの施設改善を進め、自転車駐車場の防犯・安全性の向上を図ります。



360度撮影可能な防犯カメラへの付け替え

【施策 1 5】施設の計画的な修繕・再整備

市営有料自転車駐車場を対象に、施設の長寿命化に向けた修繕計画を策定し、防犯・安全性の向上などにつながる再整備の検討を進めます。

基本目標 4：公共交通や自転車への利用転換をはじめ、健康増進、環境負荷の低減を推進します

基本方針 8：自転車利活用の推進・促進

自転車は身近で便利な乗り物であり、健康づくりや環境への配慮などを考えると、その自転車利活用を更に推進するため、多様な自転車需要に対応した取組の検討や、自転車の利活用に係る効果について情報発信していく必要があります。

そのため、シェアサイクルの導入検討、公共交通機関と自転車の相互利用や、自動車から公共交通や自転車への利用転換を促進するとともに、まちづくりと連携した自転車施策を推進します。また、健康づくりや環境へ配慮するため自転車利活用に関する普及啓発を行います。

【施策 16】シェアサイクルの導入

通勤・通学、買い物などにおいて自転車利用による利便性や回遊性の向上を図るため、民間主体によるシェアサイクル導入を検討します。

観光に活用するシェアサイクル導入については、施策 23 に記載しています。

【施策 17】まちづくりと連携した自転車施策の推進

自転車については、通勤・通学、買い物などの移動手段として、鉄道やバス等の公共交通を補完する役割が期待されるため、まちづくりや自転車道等の整備拡充と連携した施策を推進します。

【施策 18】公共交通機関と自転車の相互利用の促進

環境負荷の低減につながる自転車と公共交通機関との相互利用を促進するため、サイクルアンドライド やサイクルアンドバスライド に対応した駅周辺やバスターミナル、バス停留所付近等における自転車駐車場の充実を図ります。

【施策 19】自動車から公共交通や自転車への利用転換の促進

公共交通や自転車への転換促進

自動車から公共交通や自転車への利用転換を促進するため、意識啓発などの取組を実施するとともに、駅周辺への自動車流入抑制のための検討を進めます。

自転車利用促進に関する普及啓発

移動時のCO2排出量を削減するため、「COOL CHOICE」や「smart move」のロゴを活用した普及啓発活動を通じ、日々の生活における自転車の積極的な利用を促します。



smart move のロゴ

公用自転車の利用推進

「相模原市公用自転車使用要領」に基づき、近距離の移動に際しては公用自転車の利用を推進します。

【施策20】自転車活用による健康増進の普及啓発

運動習慣を持つ市民の増加を図るため、自転車利用による運動効果やイベント等の広報・ホームページなどを利用した情報提供などにより、自転車を活用した健康づくりについての普及啓発に取り組みます。

【施策21】引取り手のない自転車の活用

道路等に放置され、移動した引取り手のない自転車については、有償売却等の活用を継続して行います。

基本目標 5：2020 年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車活用を推進します

基本方針 9：サイクルスポーツの推進

2020 年東京オリンピック競技大会自転車ロードレース競技の開催を契機として、自転車に親しむきっかけづくりや、本市の魅力を多くの人に発信するなど、本市の多様な地域資源を活かしたサイクルスポーツを推進していく必要があります。

そのため、本市の多様な地域資源を活かした特色と魅力ある大会、イベント等の開催に向けた取組を進めます。

【施策 2 2】本市の多様な地域資源を活かした特色と魅力ある大会、イベント等の開催・誘致

「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの推進につなげるとともに、本市の魅力の発信や地域・経済の活性化を図るため、自転車ロードレース大会やサイクルイベントなどの市内開催・誘致に向けた取組を進めます。



自転車ロードレース大会 提供：「Photo Satoru KATO」

基本方針 10 : サイクルツーリズムの推進

2020年東京オリンピック競技大会自転車ロードレース競技の開催を契機としたレガシーの創出に向け、本市の多様な地域資源を活かしたサイクルツーリズムの推進を積極的に図っていく必要があります。

そのため、サイクリストに対する利便性向上に向けた環境整備を行うほか、市内外のサイクリストへ本市の多様な地域資源を効果的に情報発信するなど、サイクリストを市内に呼び込むための施策を推進します。

なお、これらの取組を進めるに当たっては、自転車通行環境の安全を第一に関連機関と連携を図りながら推進します。

【施策 23】 サイクルツーリズムの積極的な推進

サイクリング環境の整備

本市を訪れるサイクリストへの利便性向上のため、観光施設等におけるサイクルラックの設置をはじめとした環境整備について段階的に取り組みます。

また、緑区に位置する「金原地区のまちづくり」において、サイクルツーリズムの推進に向けて、地域・関係機関と連携しながら検討を進めます。

さらに、民間企業と連携し、観光に活用できる形でのシェアサイクルの導入について検討を進めます。

自転車利用による利便性や回遊性の向上を図るためのシェアサイクル導入については、施策 16 に記載しています。

サイクリスト向け観光PR

本市を訪れるサイクリストの周遊促進に向けて、サイクリングコースや周辺のおすすめスポット等についての効果的な情報発信を推進します。



本市を訪れたサイクリスト

1 期別計画


計画の推進に当たっては、計画期間中において、施策の進捗状況の評価・検証や問題点の把握等を行うとともに、必要な見直しを行うことも考慮し、計画期間を前期・後期に区分して総合的かつ効率的に施策を実施します。







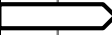




基本目標1から4の施策については、主にこれまでの本市の取組を継続して実施していきますが、自転車利活用のニーズの多様化に対応する施策についても段階的に実施していきます。

基本目標5の施策については、2020年東京オリンピック競技大会を契機とし、レガシーとして継続的・効果的に推進していきます。



また、全ての施策において、後期の4年間は、前期における施策の進捗状況の評価・検証等を踏まえて、必要に応じた見直しを行うとともに、「相模原市総合計画」や「相模原市総合都市交通計画」などの上位計画や関連計画の見直し、新たな取組との整合を図りながら、自転車を活かしたまちづくりを実現するための施策を中心に展開していきます。








基本目標	1 安全で快適な歩行者・自転車通行環境を構築します
基本方針	1 自転車通行環境ネットワークの形成 2 歩行者・自転車等通行環境の改善 3 放置自転車の解消

 ...調査検討
  ...実施

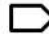

	施策名	取組内容	前期 (R2~R5)	後期 (R6~R9)
1	自転車道等の整備・拡充	自転車道等の整備・拡充の推進		
2	歩行者・自転車等通行危険箇所への対策	交通安全施設の整備・警察への要請		
		駐(停)車禁止規制の実施及び取締りを警察に要請		
		交通事故防止を目的とした啓発看板等の設置・促進		
3	自転車通行空間確保の促進	「相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例」に基づく駐車施設の届出業務		
		荷さばきスペースの確保を含め、まちづくりと連携した自動車駐車場の在り方についての検討		
4	通学路における交通安全の推進	通学路の安全点検等の交通安全対策の推進		
5	放置自転車対策の強化	放置実態の継続調査		
		放置防止指導・啓発の実施・強化		
		放置自転車等の移動の実施・強化		




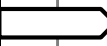


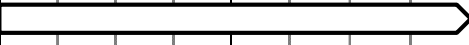

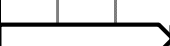

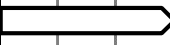


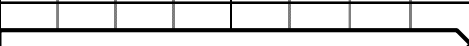
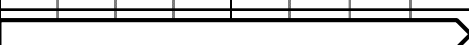






基本目標	2 自転車等の安全・適正利用を促進します
基本方針	4 自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進

 ...調査検討
  ...実施

	施策名	取組内容	前期 (R2~R5)	後期 (R6~R9)
6	ライフステージに応じた自転車等の交通安全教育の推進	交通安全教育の普及・啓発の実施		
		ライフステージに応じた自転車等の交通安全教育の実施		
7	市・地域・関係機関の連携・協働	自転車等の事故防止のための広報・啓発の実施		
		市・地域・関係機関の連携・協働による広報・啓発活動の推進		
8	自転車の安全性の確保	定期点検整備等の保守管理の徹底を促進		
		自転車の乗車に対する広報・啓発		




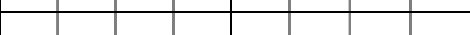

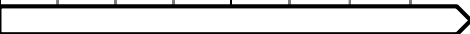







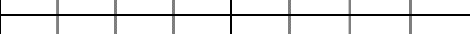


基本目標	3 多様な駐車需要に応じた自転車駐車場の整備・運営を進めます
基本方針	5 自転車駐車場・駐輪スペースの確保
	6 自転車駐車場の利便性・サービス向上
	7 自転車駐車場の防犯・安全性向上

 ...調査検討
  ...実施


	施策名	取組内容	前期 (R2~R5)	後期 (R6~R9)
9	自転車等駐車場の充実	自転車駐車場の利用実態の調査及び整備		
		民間事業者等との連携による駐車需要の高い地域への対応についての検討・実施		
10	駐輪スペースの確保に向けた新たな制度の検討	附置義務に該当しない小規模施設についての駐輪スペース確保に向けた新たな制度に関する調査・研究		
		制度化に向けた具体的な検討・実施		
11	施設・設備の改善	利用者満足度調査による利用者要望の調査		
		施設改修にあわせ、利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善の実施		
12	料金体系等の見直し	交通系ICカード決済の導入に向けた検討調査・実施		
		利用ニーズに対応した柔軟な支払い方法の検討		
		市営の無料自転車駐車場における利用しやすい施設への改善と併せた有料化の検討・実施		
13	利用者サービスの充実	指定管理者導入施設における利用者サービスに対するニーズ把握		
		利用者サービスの充実に向けた取組の検討・実施		
14	管理運営体制等の充実	指定管理者導入施設における管理運営体制の見直しの検討・実施		
		指定管理者導入施設における防犯・安全性の向上を図るための施設改善の検討・実施		
15	施設の計画的な修繕・再整備	市営自転車駐車場における施設の長寿命化に向けた修繕計画の策定		
		修繕計画に基づく施設の長寿命化の推進		
		防犯・安全性の向上等につながる再整備等の検討・実施		








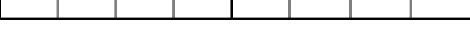
基本目標	4 公共交通や自転車への利用転換をはじめ、健康増進、環境負荷の低減を推進します
基本方針	8 自転車利活用の推進・促進

 ...調査検討
  ...実施

	施策名	取組内容	前期 (R2~R5)	後期 (R6~R9)
16	シェアサイクルの導入	シェアサイクルの導入検討		
17	まちづくりと連携した自転車施策の推進	まちづくりや自転車道等の整備拡充と連携した自転車施策の推進		
18	公共交通機関と自転車の相互利用の促進	サイクルアンドライドやサイクルアンドバスライドに対応した自転車駐車場の整備・拡充		
19	自動車から公共交通や自転車への利用転換の促進	公共交通や自転車へ転換を図る意識啓発等の検討・実施		
		自転車の利用促進に関する普及啓発の実施		
		公用自転車の利用促進		
20	自転車活用による健康増進の普及啓発	自転車利用を含めた運動・スポーツに関する情報提供		
21	引取り手のない自転車の活用	有償売却等の継続的な実施		

基本目標	5 2020年東京オリンピック競技大会を契機とした自転車活用を推進します
基本方針	9 サイクルスポーツの推進 10 サイクルツーリズムの推進

 ...調査検討
  ...実施

	施策名	取組内容	前期 (R2~R5)	後期 (R6~R9)
22	本市の多様な地域資源を活かした特色と魅力ある大会、イベント等の開催・誘致	自転車ロードレース大会の開催		
		自転車関連イベントの開催		
23	サイクルツーリズムの積極的な推進	サイクリング環境の整備		
		サイクリスト向け観光PR		

2 成果指標

本計画で掲げている基本理念・基本目標の実現に向けて、各施策の取組による効果を的確に把握するため、各基本方針に対して成果指標を設定します。

成果指標の基準値は、本計画策定時に把握できる最新の数値とし、目標値は、基準値から計画期間8年後の数値とします。

基本方針に対するの成果指標

指標名	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)	評価対象となる基本方針											
			1 自転車通行環境ネットワークの形成	2 歩行者・自転車等通行環境の改善	3 放置自転車の解消	4 自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進	5 自転車駐留場・駐輪スペースの確保	6 自転車駐留場の利便性・サービス向上	7 自転車駐留場の防犯・安全性向上	8 自転車利活用の推進・促進	9 サイクルスポーツの推進	10 サイクルツーリズムの推進		
自転車道等の整備延長	11km	30km												
放置自転車等の台数	332台	90台												
自転車の交通事故件数	771件	540件												
自転車損害賠償保険等への加入率	43%	100%												
市内自転車駐留場の一日平均利用者数	33,161人	33,161人												
国際自転車ロードレース大会の誘致数	0大会	1大会												
入込観光客数(イベントは除く)	8,897千人	12,000千人												

各指標項目や目標値の考え方については、「資料3 成果指標の考え方」へ記載しています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた自転車活用の推進

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDGs の 17 のゴール



出典 : 「国際連合広報センターWEB サイト」

本計画においては、SDGs の趣旨を踏まえ、相模原市総合計画とも整合を図りながら、以下の 6 つの関連性のある目標を意識し、自転車の活用を推進していきます。

本計画と関連性のある SDGs



出典 : 「国際連合広報センターWEB サイト」

4 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、市・地域・関係機関が情報や課題等の共有化を図り、連携・協働して施策を推進するとともに、国・県・近隣市町村とも連携を図りながら取り組みます。

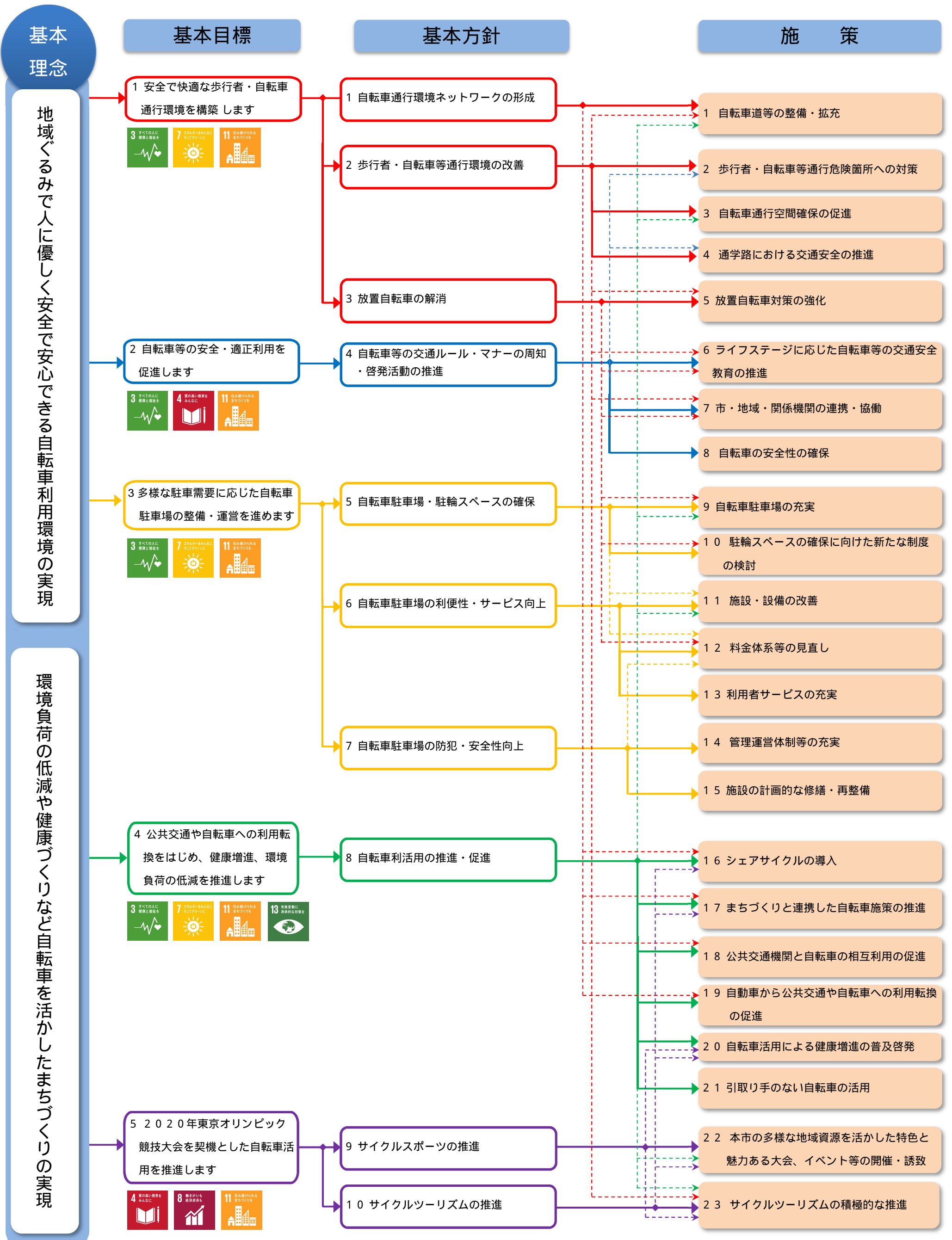
また、必要に応じて、市民や自転車駐車場の利用者等にアンケート調査などを実施し、意見や要望などを把握しながら取り組みます。

なお、適宜、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、社会環境の変化や法制度の改正等があった場合は、関係機関等と協議の上、必要な見直しを行います。

計画の推進イメージ



資料1 施策体系図



破線は、関連性のある施策を示しています。

資料 2 自転車通行環境整備方針

1 . 整備方針の基本的な考え方

本市における現状、課題等を整理し、整備に当たっては次の 8 つの視点に基づくものとします。

鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線や自転車通行環境ネットワークの形成に着目し、自転車交通量の多い幹線道路を中心に整備に取り組みます。

自転車通行環境の優先整備区間については、基本的に相模原市総合都市交通計画の通行環境確保候補路線の中から選定します。

既存道路に整備を行う際は、基本的に道路空間の再配分等により、自転車通行環境の整備を行い、大規模な改修は行わないこととします。

優先度の高い路線から交通管理者やバス事業者等関係機関及び沿道の住民との協議や調整を行い、整備環境の整った区間から、順次、自転車通行環境の改善に取り組みます。

自転車交通量を勘案し道路の新設や改良に併せて、自転車通行環境の整備を進めます。

路線的な自転車通行環境の整備と併せて、歩行者・自転車通行危険箇所への局所的な安全対策を図ります。

道路の幅員など沿道の状況に応じて、自転車通行環境の整備道路や周辺道路の自動車の交通規制や荷さばき車両対策について協議していきます。

旧 4 町地域における観光振興に係る交通安全対策については、施策 2 3 「サイクルツーリズムの積極的な推進」の中で連携・実施していきます。

2. 相模原市における整備形態及び幅員構成の考え方

(1) 自転車道

道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分であり、道路交通法(昭和35年法律第105号)においても、自転車道として扱われます。

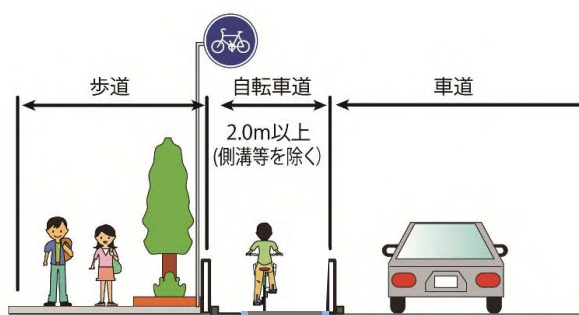
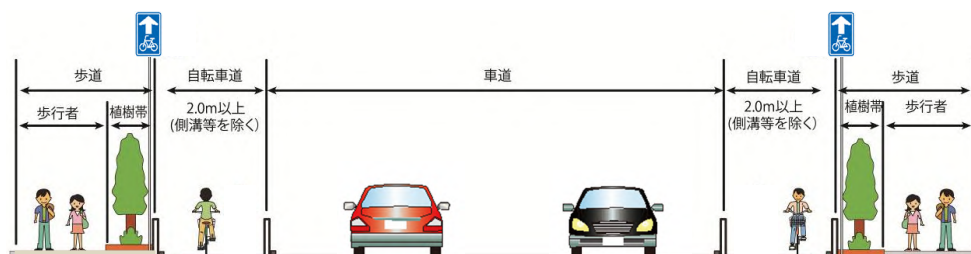
自転車道内では一方通行を基本とし、以下の～までの条件を満たす場合に限り暫定的に双方方向通行を適用できるものとします。

- 一定の区間長で連続性が確保されていること
- 区間前後・内に双方方向通行の自転車道が交差しないこと
- 区間内の接続道路が限定的で自転車通行の連続性・安全性が確保できること
- ネットワーク区間概成段階で一方通行の規制をかけることができること

二輪又は三輪の自転車以外の車両は、自転車道を通行できません。ただし、道路以外の施設等に入出入りするため、やむを得ないときは、自転車道を横断することができます。

自転車道が設けられている道路においては、自転車利用者はやむを得ない場合を除き、原則として自転車道を通行しなければなりません。

一方通行でやむを得ない場合には、側溝等を除いて幅員を1.5mまで縮小することができます。



- ・起終点、交差点前後には、ピクトグラムを設置する。
- ・交差点間が長い場合には、50m 間隔でピクトグラムを設置する。
- ・起終点、交差点前後のピクトグラム周辺 3m には青色の路面表示で着色する。

・带状路面表示は青色でレーンの両側 30cm の着色とする。

自転車専用

図-1 自転車道のイメージ

(2) 自転車レーン

車両通行帯の設けられた道路において、道路交通法第20条第2項の道路標識により、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯です。自転車は、原則、自転車専用通行帯内を通行しなければなりません。なお、自転車専用通行帯の規制と歩道における自転車歩道通行可の規制は、同時に実施できます。軽車両以外の車両は、自転車専用通行帯内を通行してはなりません。自転車専用通行帯内の自転車の通行は一方(自動車と同方向)のみです。路上駐停車が見込まれる区間では、駐停車対策と併せて実施する必要があります。道路状況等やむを得ない場合には、整備区間の一部において側溝等を除いて幅員1.0m以上1.5m未満とすることができます。

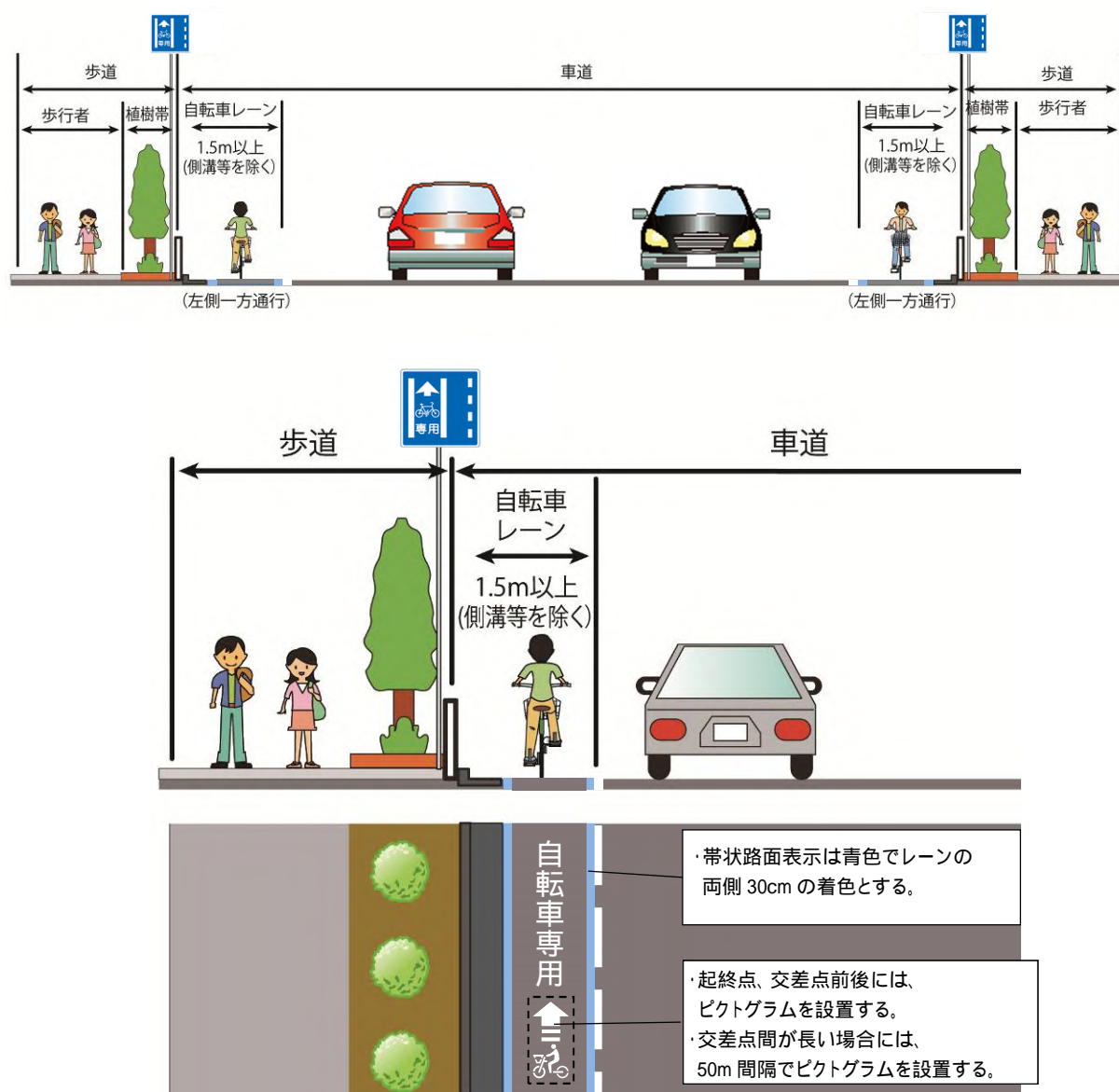


図-2 自転車レーンのイメージ

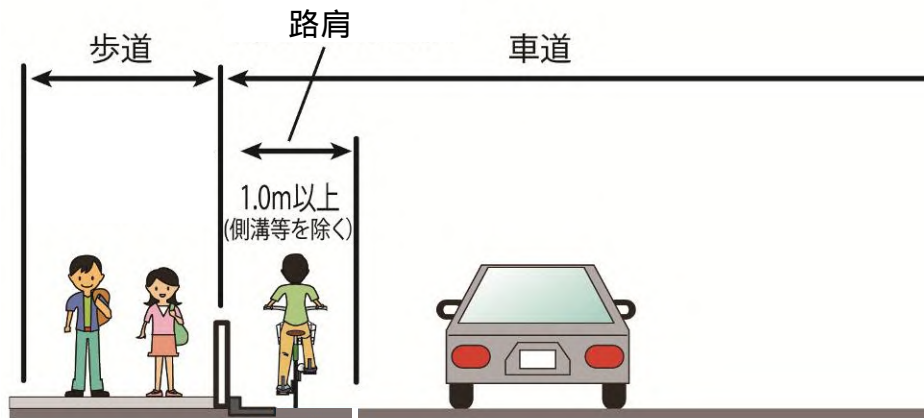
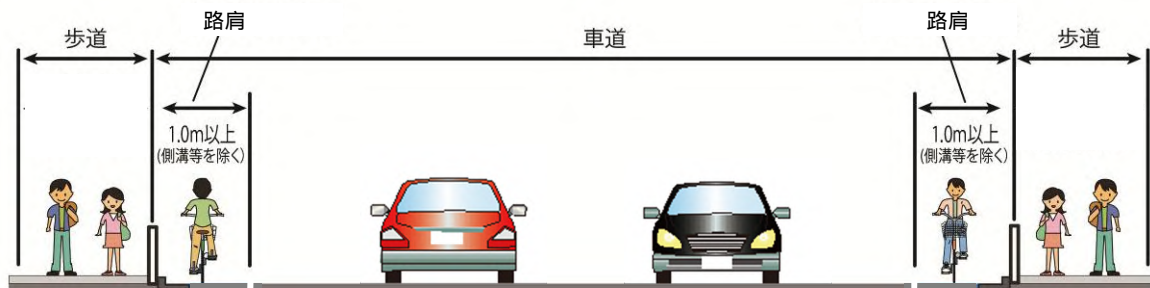
(3) 車道混在

道路状況や交通状況により、自転車専用通行帯が設置できない道路において、自転車と自動車の一定の整序化を図りたい場合等に用いる整備形態です。

自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、矢羽根型の路面表示、自転車の左側通行を示すピクトグラムの設置を行います。法的には自動車の進入も可能であることから、車道混在としています。

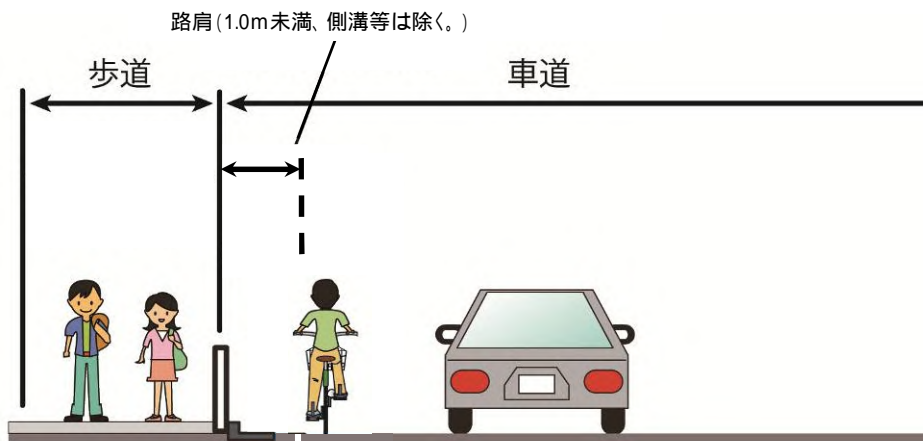
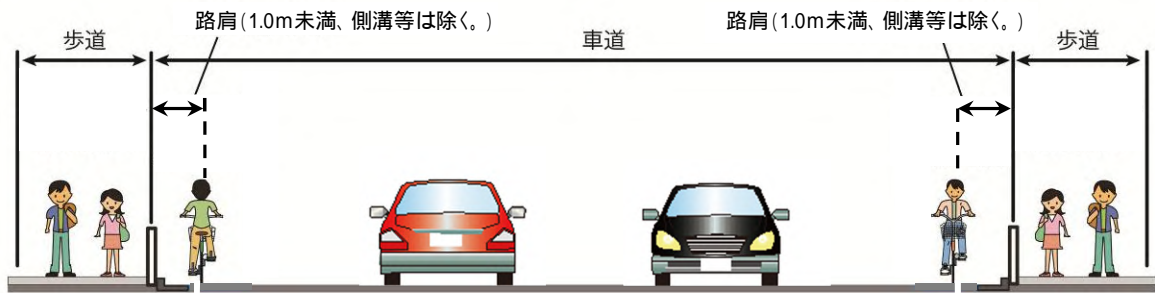
自転車の通行は一方向(自動車と同方向)のみです。

路上駐停車が見込まれる区間では、駐停車対策と併せて実施する必要があります。



<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型の路面表示の右側端は、側溝を除く道路端から1.0mの位置となるように設置する。 		<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型の路面表示の着色は青色とする。 矢羽根型の路面表示が車道外側線と重なる場合には、車道外側線の下になるように設置する。 付加車線部、交差点内、細街路取付部については自動車と自転車の交錯の機会が多いため、設置間隔を2.5mとする。
		<ul style="list-style-type: none"> 起終点、交差点前後にはピクトグラムを設置する。 交差点間が長い場合は、50m間隔でピクトグラムを設置する。

図-3 車道混在のイメージ(路肩の幅が1m以上の場合)



<p>・矢羽根型の路面表示の右側端は、側溝を除く道路端から1.0mの位置となるように設置する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・矢羽根型の路面表示の着色は青色とする。 ・矢羽根型の路面表示が車道外側線と重なる場合には、車道外側線の下になるように設置する。 ・付加車線部、交差点内、細街路取付部については自動車と自転車の交錯の機会が多いため、設置間隔を2.5mとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・起終点、交差点前後にはピクトグラムを設置する。 ・ピクトグラムは車道外側線の内側に設置する。 ・交差点間が長い場合は、50m間隔でピクトグラムを設置する。 		

図-4 車道混在のイメージ(路肩の幅が1m未満の場合)

3. 新規道路計画路線の整備形態の選定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、次のとおり整備形態を選定することとします。なお、道路空間に余裕がある場合は、より高規格の整備形態を検討します。

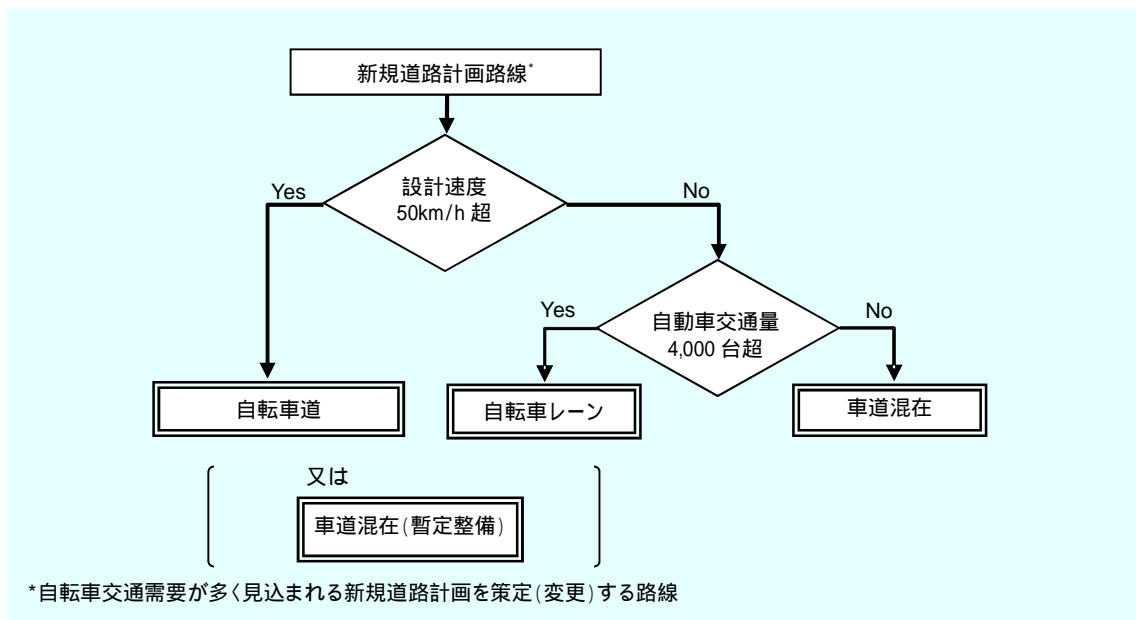


図-5 新規道路計画路線の整備形態選定フロー

4. 既存道路における整備形態の選定

既存道路については、車道幅員を勘案し、次のとおり整備形態を選定することとします。

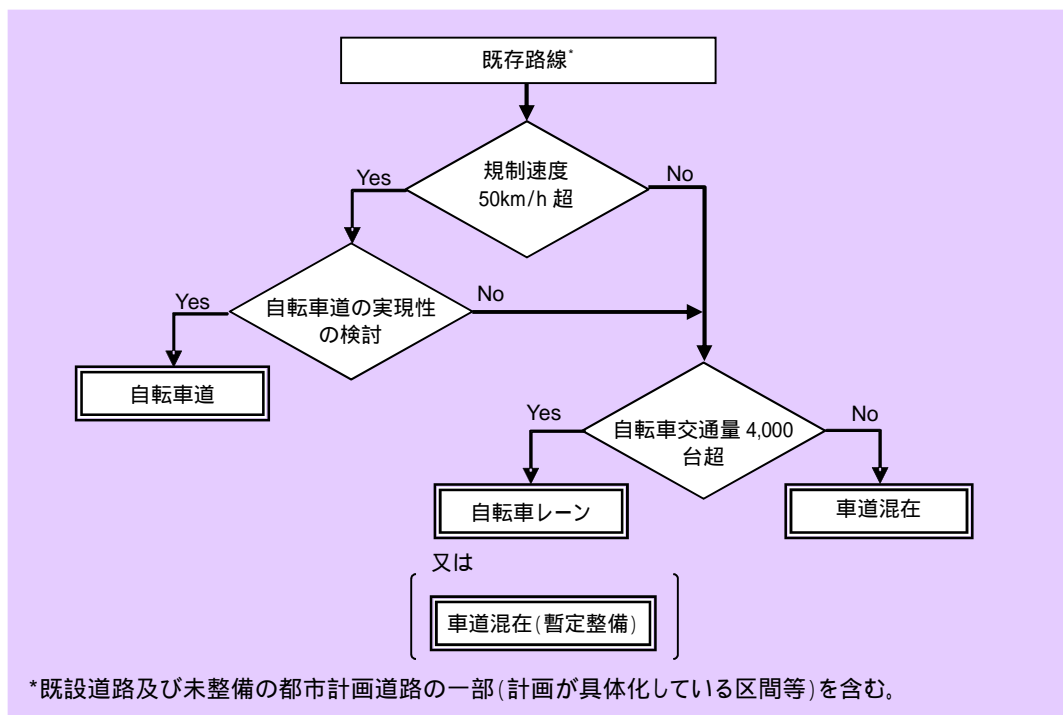


図-6 既存道路の整備形態選定フロー

5 . 舗装及び標識・路面表示

自転車走行空間における舗装及び標識・路面表示は、自転車利用者にとって、わかりやすく、走りやすいものとするとともに、他の交通手段利用者に注意喚起を図るためにも施工、設置する必要があります。

ここでは、舗装及び標識・路面表示の基本的な考え方を示します。

(1) 舗装における基本的な考え方

自転車が安全に通行できるよう、平坦性を確保し、滑りにくい舗装とします。

- ・自転車が快適に通行できるよう、側溝、集水ますやマンホールの蓋など、平坦性の高いものへの置き換えや、溶融式及び樹脂系すべり止め加工を行うことが考えられます。

自転車利用者を誘導し、他の交通手段利用者の注意喚起を促すため、自転車走行空間の路面を着色します。

- ・自転車の車道誘導の色については、自転車道、自転車レーン、車道混在は青色を基本とします。
- ・周囲の景観に影響を与えないよう色彩の彩度等に配慮するとともに、維持管理や施工の経済性に留意する必要があります。

自転車の快適性を向上させるため、段差やボラード等の工作物はできる限り設置しないこととします。

- ・自転車走行空間の車道横断部等にやむを得ず設置する場合は、弾力性のある素材とし、夜間でも視認できるものが望ましい。

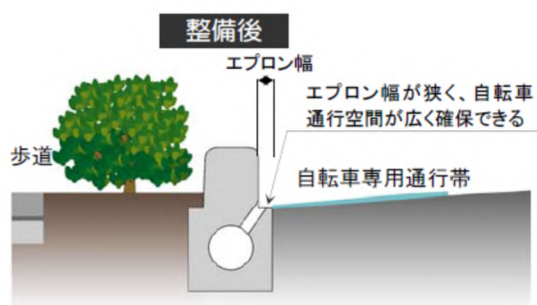


図-7 街渠をエプロン幅の狭い平坦性の高いものに置き換えた事例



図-8 グレーティング蓋の格子間隔を狭めた事例(左)、及びマンホール蓋をすべり止め加工した事例(右)

(2) 標識・路面表示における基本的な考え方

交通管理者(都道府県公安委員会)が道路交通法に基づき設置する「道路標識」等及び道路管理者が道路法に基づき設置する「道路標識」等は、交通の安全と円滑を図るため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を参照し、両管理者が協議の上、必要な箇所に適切な方法により設置します。

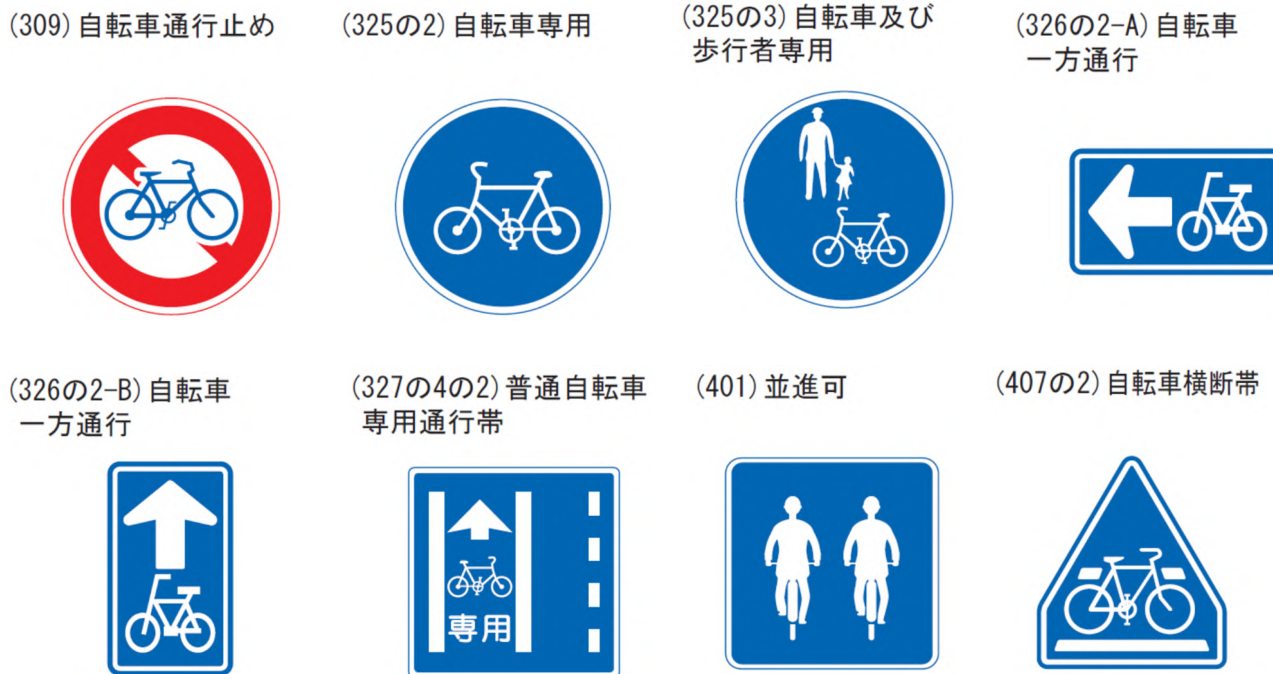
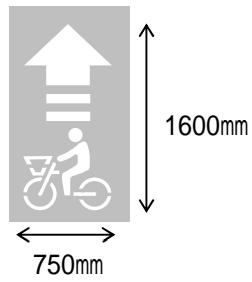


図-9 道路標識、区画線及び道路標示に関する法令に規定する道路標識

法令には定められていないが、交通事故防止上有効であるなどの理由で道路管理者が設置する「法定外表示」を設置する場合は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を参照し、交通管理者と協議の上、必要な箇所に適切な方法により設置します。

- ・自転車道及び自転車レーン、車道混在の整備においては、自転車の左側通行を示すピクトグラム及び矢羽根型の路面表示を設置する。
- ・他の交通動線との交差点やバス停等の付近においては、注意喚起、徐行を促す表示を設置することが望ましい。
- ・自転車のピクトグラムは、幅 0.75m、自転車の進行方向に対して左向き、進行方向を示す矢印との組み合わせとし、白色系とする。
- ・また自転車のピクトグラムは、起終点、交差点前後に設置し、交差点間が長い場合は、50m間隔での設置を基本とする。
- ・矢羽根型の路面表示は、幅 0.75m、長さ 1.50m、矢羽根の角度は 1:1.6 を基本とする。
- ・矢羽根型の路面表示は、10m間隔を標準として設置し、付加車線部、交差点内、細街路取付部については、自動車と自転車の交錯の機会が多いため、設置間隔を 2.5mとすることを基本とする。
- ・矢羽根型の路面表示は右端が路肩端から 1.0m以上の位置を基本とする。

自転車ピクトグラム



矢羽根型路面表示

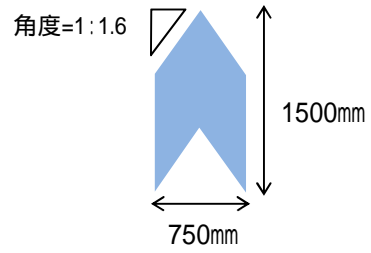


図-10 法定外表示の例

(3) 本市における事例



図-11 市道相模淵野辺



図-12 市道橋本石神



図-13 市道新戸翠ヶ丘

6. 自転車通行環境の考え方

(1) 自転車道

路面表示・法定外表示

自転車道は、道路法及び道路交通法に基づき、道路管理者及び交通管理者が協議の上、必要な箇所に適切な方法により標識の設置・路面表示を行います。

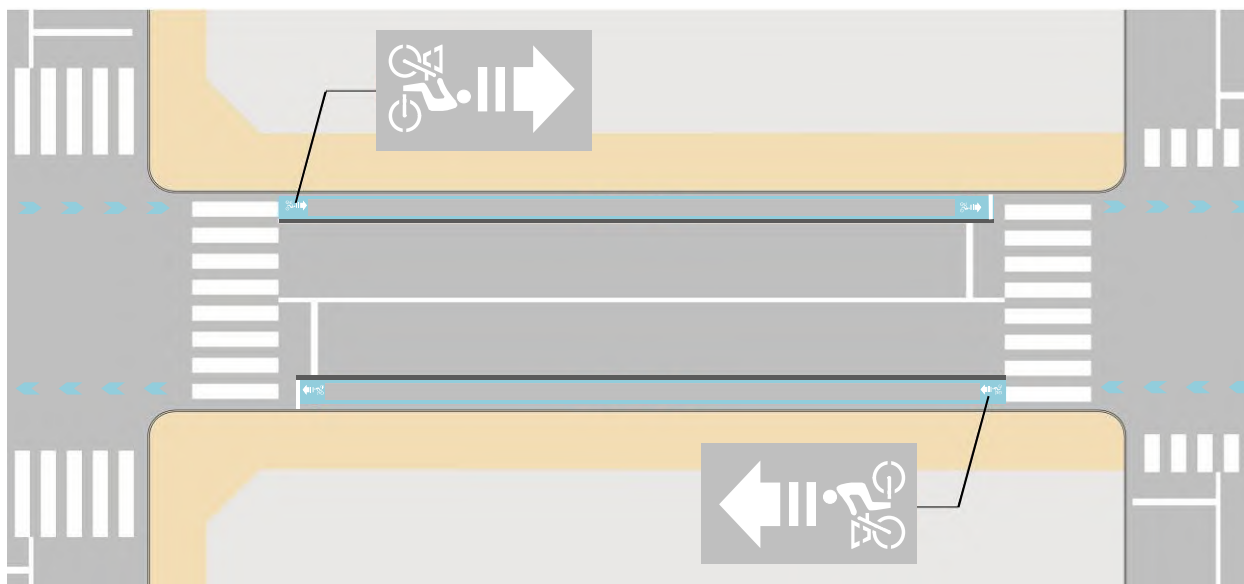


図-14 自転車道における路面表示の設置例

バスベイ付近における自転車道の整備

バスベイ付近の自転車道は、バス利用者の滞留空間を迂回するように整備することを基本とします。

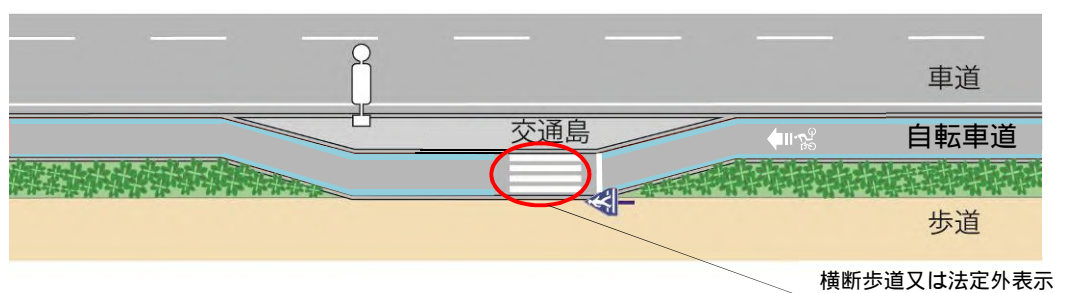


図-15 バスベイがない場合の自転車道設置例

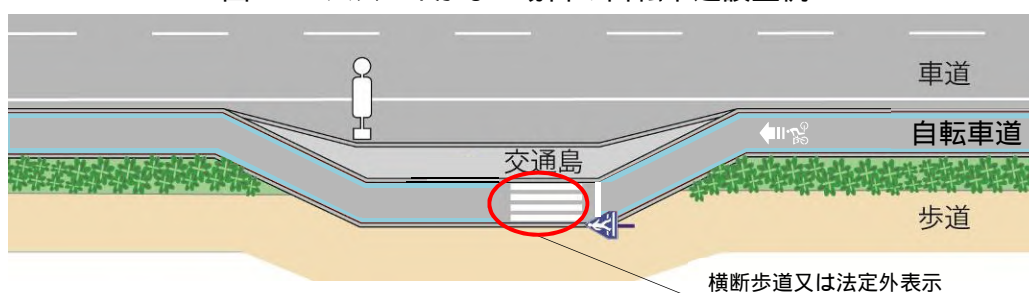


図-16 バスベイがある場合の自転車道設置例

交差点における自転車道の整備

交差点の自転車道の整備については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を参照し、交通管理者と協議し、安全な通行環境を確保していきます。

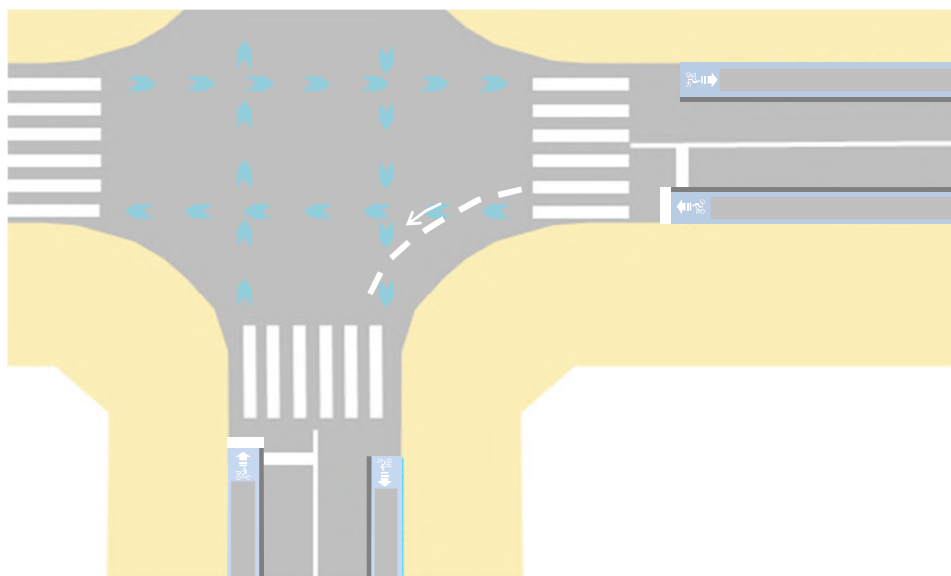


図-17 交差点付近の自転車道設置例

(2) 自転車レーン

路面表示・法定外表示

自転車レーンは、道路法及び道路交通法に基づき、道路管理者及び交通管理者が協議の上、必要な箇所に適切な方法により標識の設置・路面表示を行います。

交差点の前後には、逆走を防止するため、自転車レーン及び進行方向を示すピクトグラム等の法定外表示を設置します。

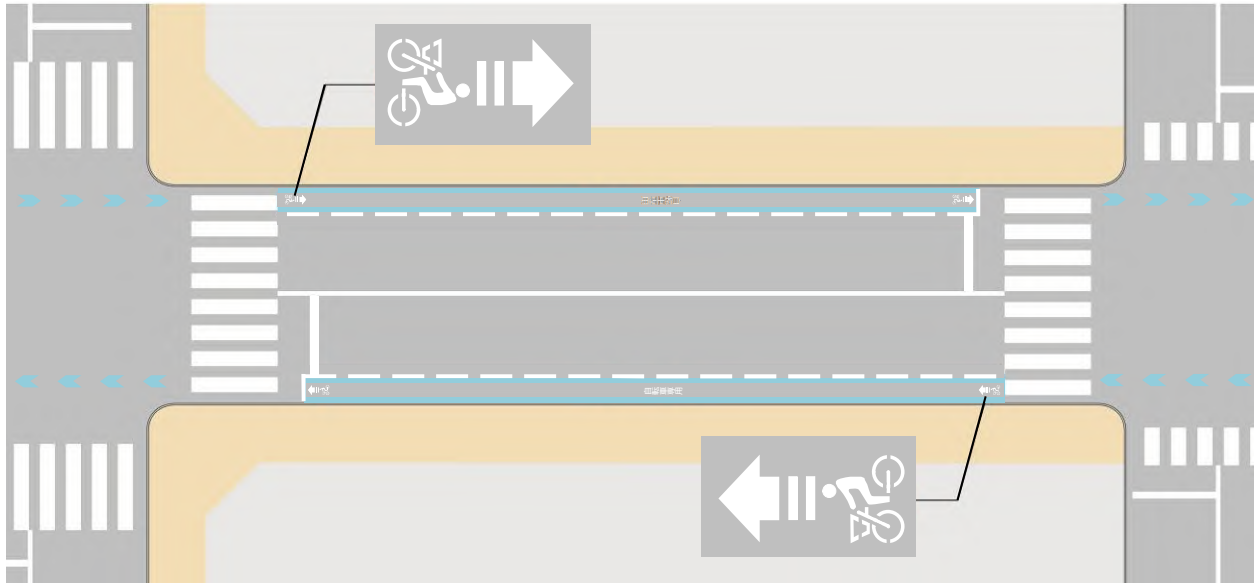


図-18 自転車レーンにおける路面表示の設置例

バスベイ付近における自転車レーンの整備

バスベイ付近の自転車レーンは、バスベイの有無にかかわらず、直線的に通行帯を整備することを基本とします。

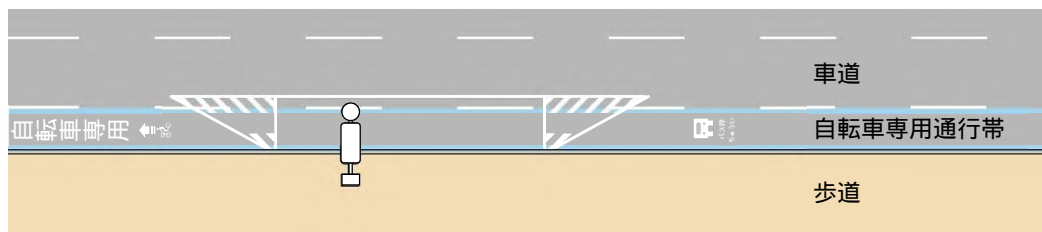


図-19 バスベイがない場合の自転車レーン設置例

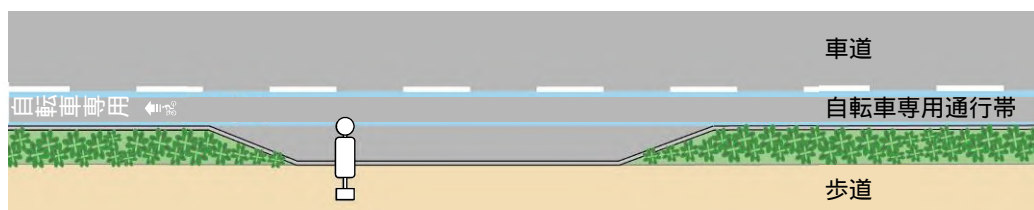


図-20 バスベイがある場合の自転車レーン設置例

交差点における自転車レーンの整備

交差点の自転車レーンの整備については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を参照し、地域住民の意見を聴きながら交通管理者と協議し、安全な通行環境を確保していきます。

交差点において右折レーンや左折レーンの設置により、自転車レーンを確保することに制約がある場合、車道、中央帯及び歩道の幅員について再配分し、自転車走行空間を確保します。

なお、道路空間の再配分ができない場合は、交通量や地域的な特性を考慮した上で、交通管理者と協議し、対策について検討します。

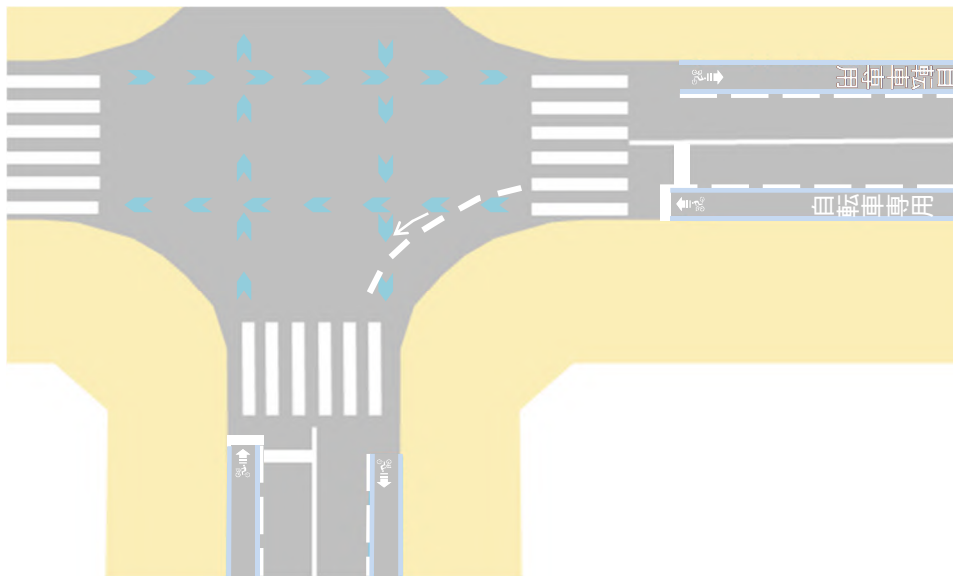


図-21 交差点付近の自転車レーン設置例

駐停車・荷さばき車両への対策

自転車レーン上の駐停車車両・荷さばき車両が見込まれる区間においては、交通管理者や地域住民と協議し、沿道の状況に応じ、交通規制や駐停車空間の確保等の対策を検討します。

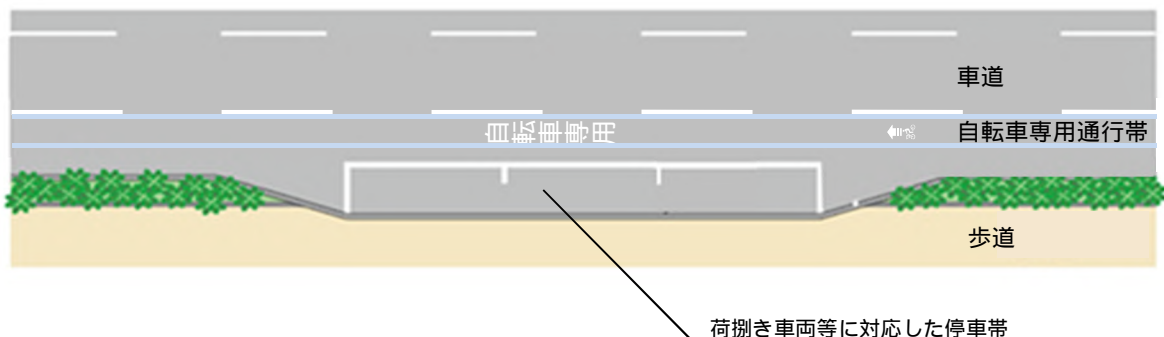


図-22 歩道空間に余裕がある場合の停車帯の設置例

(3) 車道混在

路面表示・法定外表示

車道混在は、道路法及び道路交通法に基づき、道路管理者及び交通管理者が協議の上、必要な箇所に適切な方法により標識の設置・路面表示を行います。

交差点の前後には、逆走を防止するため、自転車交通空間及び進行方向を示すピクトグラム等の法定外表示を設置します。

自転車のピクトグラムは、幅 0.75m、自転車の進行方向に対して左向き、進行方向を示す矢印との組み合わせとし、白色系とします。また起終点、交差点前後に設置し、交差点間が長い場合は、50m間隔で設置することを基本とします。

矢羽根型路面表示は、幅 0.75m以上、長さ 1.50m以上、矢羽根の角度は 1:1.6 を基本とします。また 10m間隔を標準として設置し、付加車線部、交差点内、細街路取付部については、自動車と自転車の交錯の機会が多いため、設置間隔を 2.5mとします。さらに車道外側線と設置位置が重なる場合は、矢羽根が外側線の下になるように設置します。

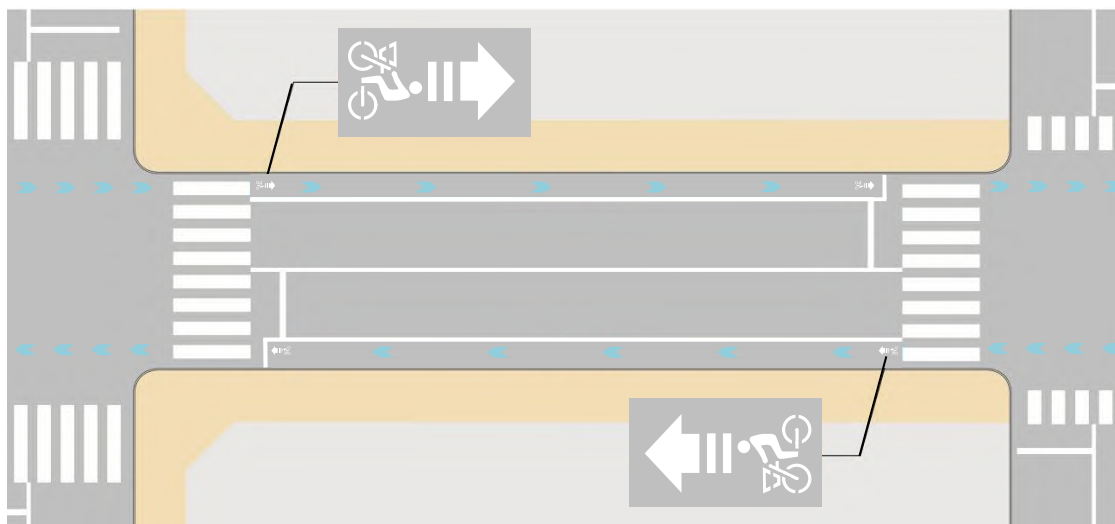


図-23 車道混在(路肩 1.0m 以上 1.5m 未満)における路面表示、法定外表示の設置例

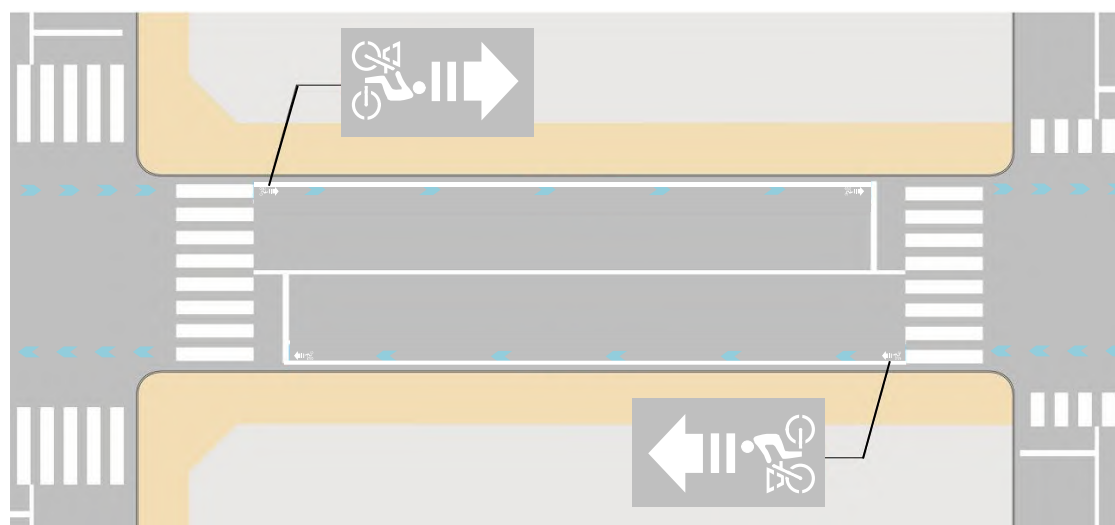


図-24 車道混在(路肩 1.0m 未満)における路面表示、法定外表示の設置例

交差点における車道混在の整備

交差点の自転車レーンの整備については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等を参照し、地域住民の意見を聴きながら交通管理者と協議し、安全な通行環境を確保していきます。

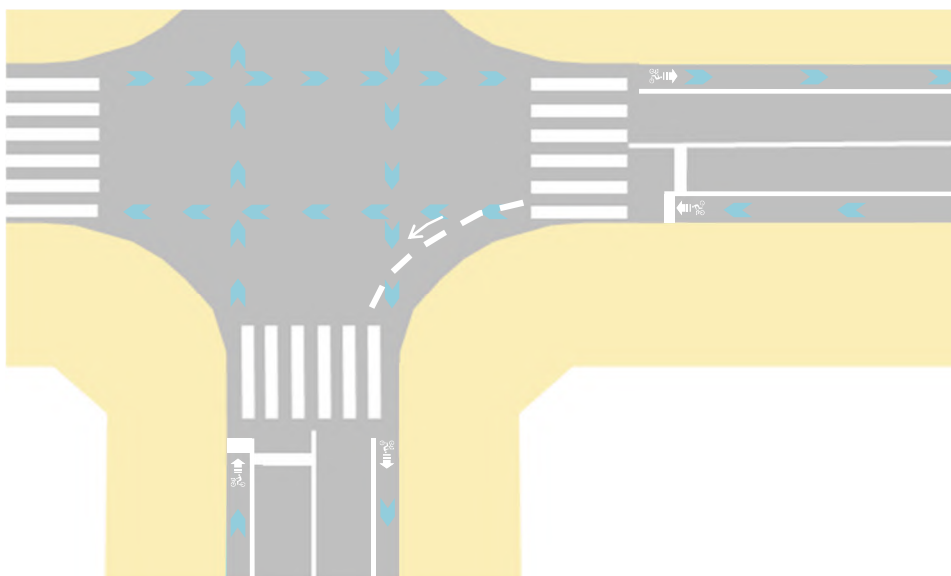


図-25 交差点付近の車道混在(路肩 1.0m 以上 1.5m 未満)設置例

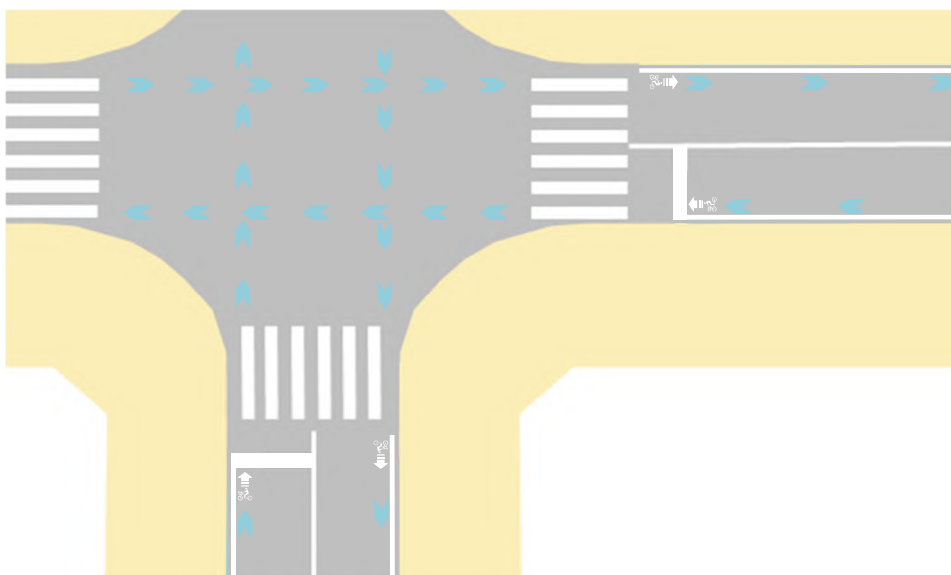


図-26 交差点付近の車道混在(路肩 1.0m 未満)設置例

7. 優先整備箇所の選定

(1) 検討対象区間の設定

整備優先順位を設定するための検討対象区間は、相模原市総合都市交通計画の自転車通行環境ネットワークにおける通行環境確保候補路線を基本とします。なお、整備済み区間及び道路整備により合わせて自転車通行環境整備を行うことが確定している区間、幅員構成等の計画が具体化していない区間、直轄国道については対象から除外します。

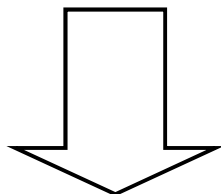
(2) 整備優先順位の設定

限られた財源で、自転車通行環境ネットワークの形成をより効率的かつ効果的に行うため、数多くの検討対象区間について、優先度を判断していく必要があります。そこで、客観的に優先度が判断できるよう、「整備の必要性」により判断しました。

前記「検討対象区間の設定」において定めた検討対象区間について、次のとおり「整備の必要性」を点数化し、優先順位を5段階に設定しました。

STEP 1 整備の必要性の評価

安全性に関する指標
快適性に関する指標
計画の整合性に関する指標



STEP 2 必要性の点数に応じて整備優先順位を設定

必要性 1	必要性 2	必要性 3	必要性 4	必要性 5
優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3	優先順位 4	優先順位 5

(3) 評価項目の設定

優先度を判断する評価項目については、「整備の必要性」の観点から安全性の向上、快適性の向上、計画の整合性の3つの視点で評価項目を設定します。

視点		評価項目
整備の必要性 (自転車走行空間の整備の必要性が高い場合、整備優先度を高く設定する。)	安全性の向上	自転車事故が発生する箇所や交通弱者が通行する箇所等、自転車利用における危険性が高い箇所は、早急に安全性の確保が必要である。 (評価項目) 自転車関連事故密度(件/km) 自転車対歩行者事故発生区間 通学路指定の有無
	快適性の向上	自転車利用が多い箇所等では、自転車利用者が快適に走行できるように、自転車専用の空間整備が必要である。 (評価項目) 自転車・歩行者交通密度(人台/h・m) 自転車交通需要の多い施設へのアクセス経路 ・自転車交通需要の多い駅周辺の区間 ・自転車利用の多い施設の沿道区間
	計画の整合性	上位計画・関連計画で整備が予定されている区間や既整備路線と連携して効率的に事業を進める必要がある。 (評価項目) 整備済み区間等と連続する区間

(4) 優先整備箇所の設定

優先度を判断する評価項目により、評価を行った結果、以下の考えに基づき優先整備区間を設定し整備を推進します。また、道路整備に合わせて自転車通行環境整備を推進していくことが確定している区間や自転車ネットワーク形成に必要な区間も同時に設定し整備を推進します。

優先整備区間

「優先順位1」となった15路線17区間を「優先整備区間」とし、鉄道駅を中心に自転車通行環境ネットワークの形成を図りながら整備を推進します。

「優先整備区間」については、道路空間の再配分等による整備を基本とします。

No	路線名	区間	路線区分	延長(m)
1	県道51号町田厚木	国道16号 大野南こどもセンター入口	主要地方道	1,300
2	県道51号町田厚木	大野南こどもセンター入口 座間市境	主要地方道	1,400
3	県道52号相模原町田	若松3丁目 西大沼4丁目	主要地方道	1,230
4	県道507号相武台相模原	星が丘 相模原公園入口	県道	2,850
5	市道橋本駅西口	国道16号 相模原警察署前	市道	970
6	市道南橋本青葉	税務署入口 弥栄小学校入口	市道	1,800
7	市道橋本石神	橋本五差路 市道東橋本大山	市道	800
8	市道橋本小山	橋本駅入口第二 東橋本1丁目	市道	1,180
9	市道相模淵野辺	西門 榎町	市道	1,300
10	市道相模淵野辺	淵野辺駅南口 共和小前	市道	800
11	市道橋本駅西口	橋本駅南口 橋本駅南口駅前広場	市道	160
12	市道寿橋通	橋本駅入口 町田市境	市道	500
13	市道相模原横山	相模原4丁目 国道16号	市道	550
14	市道南橋本弥栄荘	清新3丁目 市役所前	市道	800
15	市道東林間	国道16号 相南1丁目	市道	2,170
16	市道磯部大野	ロビーシティー前 御園二丁目	市道	1,000
17	市道鶴野森大野	若松小前 神奈川総合産業高入口	市道	600

道路整備に合わせて整備を推進する区間

道路整備に合わせて自転車通行環境整備を行う区間を「道路整備に合わせて整備を推進する区間」として道路整備と整合を図りながら整備を推進します。

No	路線名	区間	路線区分	延長(m)
18	(都)相模原町田線	西大沼4丁目 麻溝小学校入口	主要地方道	4,000
19	(都)宮下横山台線	町田市境-宮下	県道	340
20	(都)宮上横山線	町田市境-東橋本2丁目	市道	670
21	(都)橋本大通り線	相模原警察署前-西橋本5丁目	市道	460
22	座間(都)相模原二ツ塚線	東海大相模-大和市境	市道	440
23	市道市役所前通	国道16号-横山2丁目	市道	930
24	(都)村富相武台線	麻溝台・新磯野第一整備地区内	県道	720
25	(都)町田新磯線	麻溝台・新磯野第一整備地区内	市道	600
26	(都)麻溝台新磯野中通り線	麻溝台・新磯野第一整備地区内	市道	570

ネットワークの形成に必要な区間

優先整備区間の整備が完了した際に、完了した区間と最寄駅を結ぶために必要な区間を「ネットワークの形成に必要な区間」とし、周辺の整備状況からネットワーク形成の必要性が生じた段階で整備を進めていきます。

No	路線名	区間	路線区分	延長 (m)
27	県道52号相模原町田	若松小前－若松3丁目	主要地方道	430
28	県道505号橋本停車場	橋本駅－橋本駅入口	県道	270
29	市道下九沢淵野辺	鹿沼台－榎木町	市道	260
30	県道503号相模原立川	宮下－宮下本町1 - 8地先	県道	320
31	市道宮上横山	東橋本1丁目－東橋本2丁目	市道	460

資料3 成果指標の考え方

第5章の2「成果指標」における「基本方針に対する成果指標」について、各指標項目や目標値の考え方を以下に示します。

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標1】自転車道等の整備延長 自転車ネットワークの形成に向けた自転車道等の整備延長	km	11 (平成30年)	30 (令和8年)
目標設定の考え方	<p>安全で快適な歩行者・自転車の通行環境を構築して移動の利便性を向上させるための取組の効果を計るために、自転車ネットワークの形成に向けた自転車道等の整備延長を成果指標とします。</p> <p>目標値については、自転車道等の優先整備箇所の選定において決定した優先整備区間である15路線17区間の総延長を計画期間で整備することとし、整備済区間を現在の11kmから30kmへ増加させることを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	<p>基本方針1：自転車通行環境ネットワークの形成 基本方針2：歩行者・自転車等 通行環境の改善</p>		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標2】放置自転車等の台数 道路上に停められている放置自転車等の一日当たりの台数	台	332 (平成30年)	90 (令和8年)
目標設定の考え方	<p>放置自転車対策の強化や自転車等の交通ルール・マナーの向上、および多様な駐車需要に対応した駐車スペースの確保に関する取組の効果を計るために、道路上に停められている放置自転車等の一日当たりの台数を成果指標とします。</p> <p>目標値については、これまでの放置自転車台数の推移から計画期間での減少率を推計し、一日当たりの放置自転車台数を現在の332台から90台へ減少させることを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	<p>基本方針3：放置自転車の解消 基本方針4：自転車等 の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進 基本方針5：自転車駐輪場・駐輪スペースの確保</p>		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標3】自転車の交通事故件数 市内における自転車の交通事故件数	件	771 (平成30年)	540 (令和8年)
目標設定の考え方	<p>歩行者や自転車等が安全に通行できる環境を構築すること、及び自転車等の交通ルール・マナーの向上に関する取組の効果を計るために、市内における自転車の交通事故件数を成果指標とします。</p> <p>目標値については、これまでの自転車の交通事故件数の推移から計画期間での減少率を推計し、現在の771件から540件へ減少させることを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	<p>基本方針1：自転車通行環境ネットワークの形成 基本方針2：歩行者・自転車等通行環境の改善 基本方針4：自転車等 の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進</p>		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標4】自転車損害賠償保険等への加入率 市内における自転車損害賠償保険等へ加入している人の割合	%	43% (平成30年)	100% (令和8年)
目標設定の考え方	<p>自転車等の交通ルール・マナーの向上に関する取組の効果を計るために、市内における自転車を所有している人のうち自転車損害賠償保険等へ加入している人の割合を成果指標とします。</p> <p>目標値については、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」において、市内で自転車を利用する人等に対し自転車損害賠償保険等への加入を義務化していることから、現在の加入率43%から100%へ増加させることを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	基本方針4：自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標5】市営自転車駐車場の一日平均利用者数 市内14箇所の市営自転車駐車場の一日平均利用者数	人	33,161 (平成30年)	33,161 (令和8年)
目標設定の考え方	<p>多様な駐車需要に対応した駐車スペースの確保、自転車駐車場の利便性・サービスの向上や防犯・安全性の向上、及び自転車利用の促進に関する取組の効果を計るために、市内14箇所の市営自転車駐車場の一日平均利用者数を成果指標とします。</p> <p>目標値については、本計画の施策による効果に加え、市内人口の減少(将来推計より)に伴う自転車駐車場利用者の減少を考慮し、現在の33,161人を維持させることを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	基本方針5：自転車駐車場・駐輪スペースの確保 基本方針6：自転車駐車場の利便性・サービス向上 基本方針7：自転車駐車場の防犯・安全性向上 基本方針8：自転車利活用の推進・促進		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標6】国際自転車ロードレース大会の誘致数 国際的な自転車ロードレース大会の市内誘致数	大会	0大会 (令和元年)	1大会 (令和9年)
目標設定の考え方	<p>本市の多様な地域資源を活かしたサイクリススポーツの推進に関する取組の効果を計るために、国際的な自転車ロードレース大会の市内誘致数を成果指標とします。</p> <p>現在、国際自転車ロードレース大会の市内開催はありませんが、本計画の取組を進めることにより、国際大会を本市へ誘致することを目標とします。</p>		
評価対象の基本方針	基本方針9：サイクリススポーツの推進		

指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
【指標7】入込観光客数(イベントを除く) 1年間に本市へ訪れた観光客の延べ人数	千人	8,897 千人 (平成30年)	12,000 千人 (令和8年)
目標設定の 考え方	<p>本市の多様な地域資源を活かした各種ツーリズムの推進を図る中で、オリンピックを契機としたサイクルツーリズムについても推進し誘客を図ることから、この取組の効果を計るために、入込観光客数(イベントを除く)を成果指標とします。</p> <p>第3次新相模原市観光振興計画の成果指標である「入込観光客数(イベントを除く)」の目標値に合わせ、現在の8,897千人から12,000千人へ増加させることを目標とします。</p>		
評価対象の 基本方針	基本方針10：サイクルツーリズムの推進		

資料4 自転車活用推進法及び国自転車活用推進計画の概要

自転車活用推進法の概要① (平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行) 国土交通省

基本理念

- ・自転車は、**二酸化炭素等を発生せず**、災害時において**機動的**
- ・自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保

自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- ・国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- ・地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- ・公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携**等に努める
- ・国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

自転車活用推進法の概要② 国土交通省

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

<ul style="list-style-type: none"> ①自転車専用道路等の整備 ③シェアサイクル施設の整備 ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 ⑨国民の健康の保持増進 ⑪公共交通機関との連携の促進 ⑬自転車を活用した国際交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ②路外駐車場の整備等 ④自転車競技施設の整備 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 ⑧交通安全に係る教育及び啓発 ⑩青少年の体力の向上 ⑫災害時の有効活用体制の整備 ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援
--	---

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・**国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- ・**本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚**とする

自転車の日・月間

- ・**5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- ・自転車の運転に関する**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**



1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置づけ

自転車活用推進法 に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020 年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

自転車活用推進法（議員立法）
2016 年 12 月 9 日成立
（衆・参とも全会一致）
2017 年 5 月 1 日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進

【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数

[実績値 0 団体(2017 年度) 目標値 200 団体(2020 年度)]

【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数

[実績値 1 市町村(2016 年度) 目標値 10 市町村(2020 年度)]

2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

3. シェアサイクルの普及促進

【指標】サイクルポートの設置数

[実績値 852 箇所(2016 年度) 目標値 1,700 箇所(2020 年度)]

4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

5. 自転車の I o T 化の促進

6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出

9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

10. 自転車通勤の促進

【指標】通勤目的の自転車分担率

[実績値 15.2%(2015 年度) 目標値 16.4%(2020 年度)]

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数

[実績値 0 ルート(2017 年度) 目標値 40 ルート(2020 年度)]

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進

【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率

[実績値 29.2%(2016 年度) 目標値 40%(2020 年度)]

【指標】自転車乗用中の交通事故死者数

[実績値 480 人(2017 年度) 目標値第 10 次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中 の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020 年度)] (13~17 の関連指標)

14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進

【指標】自転車技士の資格取得者数

[実績値 80,185 人(2017 年度) 目標値 84,500 人(2020 年度)] (13,14 の関連指標)

15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。

【指標】交通安全について指導している学校の割合

[実績値 99.6%(2015 年度) 目標値 100%(2019 年度)]

17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進(再掲)

18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

(2) 計画のフォローアップと見直し

(3) 調査・研究、広報活動等

(4) 財政上の措置等

(5) 附則に対する今後の取扱方針

➤ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討

➤ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

資料5 計画の策定経過

(1) 策定経過

第1回策定委員会(諮問) 平成30年12月25日

- 〔内容〕
1. (仮称)相模原市自転車活用推進計画の趣旨について
 2. 計画骨格(案)について
 3. 計画策定に向けたスケジュールについて

自転車利活用実態調査 平成31年3月6日～3月13日

- 〔内容〕
1. 自転車利活用の実態や要望等を把握するため、アンケート調査を実施
(回収数：500票)
(対象：相模原市内在住者)

第2回策定委員会 令和元年6月7日

- 〔内容〕
1. (仮称)相模原市自転車活用推進計画(素案)について
 2. 計画策定に向けたスケジュールについて

第3回策定委員会(答申) 令和元年9月17日

- 〔内容〕
1. (仮称)相模原市自転車活用推進計画(案)について

計画案に対するパブリックコメントの実施 令和元年12月10日～令和2年1月16日

意見提出者数： 人 意見件数： 人

第4回策定委員会 令和2年3月 日

- 〔内容〕
1. パブリックコメントの意見と市の考え方について

(2) 相模原市自転車活用推進計画策定委員会委員名簿

機 関 ・ 役 職 等	氏 名	備 考
東洋大学 国際地域学部 国際地域学科 教授	岡村 敏之	
東海大学 工学部 土木工学科 特任准教授	鈴木 美緒	
相模原市自治会連合会 理事	嘉松 皓	第1回
相模原市自治会連合会 副会長	森 逸雄	第2回～
相模原商工会議所 1号議員女性会副会長	安元 安紀子	
相模原交通安全協会 会長	井上 政市	
相模原市交通安全母の会連合会 副会長	荻原 ますみ	
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画室副課長	仲手川 仁志	
小田急電鉄株式会社 交通企画部 課長	上田 敬生	
京王電鉄株式会社 計画管理部 計画担当課長	藤井 一郎	
神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画課長	露木 輝久	
神奈川県警察 相模原市警察部 担当補佐官	角田 博之	～第2回
	三浦 諭	第3回～
神奈川県警察 相模原警察署 交通第一課長	出口 しのぶ	第1回
	飯高 千里	第2回～
神奈川県警察 相模原南警察署 交通課長	塩澤 正憲	～第2回
	水川 敏幸	第3回～
神奈川県警察 相模原北警察署 交通課長	守屋 孝仁	
神奈川県警察 津久井警察署 交通課長	中山 信一	～第2回
	伊澤 浩明	第3回～
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 副所長	市川 明広	第1回
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課長	島袋 達	第2回～
神奈川県自転車商協同組合 理事長	矢島 定昭	
Team UKYO	沼澤 祐介	
一般社団法人相模原市観光協会 事務局長	小森 豊	
相模原市健康づくり普及員連絡会 会長	松田 正則	
公募委員	小黑 芳男	
公募委員	荻野 隆介	
公募委員	加藤 功	

(3) 相模原市自転車活用推進計画策定委員会への諮問・答申

諮問

F No. 0・4・8
平成30年12月25日

相模原市自転車活用推進計画策定委員会委員長 殿

相模原市長 加山 俊夫 印

(仮称)相模原市自転車活用推進計画について(諮問)

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
(仮称)相模原市自転車活用推進計画について
- 2 諮問理由
別紙のとおり

以 上

2 諮問理由

本市では、平成24年3月に「相模原市自転車対策基本計画」を策定し、安全で快適な「自転車のまち相模原」を目指して、歩行者・自転車通行環境の改善や自転車等の安全・適正利用の促進、多様な駐車需要への対応など、総合的な自転車対策に取り組んできました。

一方、平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」の第11条では、市町村は、国の自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めることと規定されました。

これを受け、自転車を活用したまちづくりを総合的・計画的に推進すべく、「(仮称)相模原市自転車活用推進計画」を策定するにあたり、相模原市自転車活用推進計画策定委員会からの御意見をいただきたく諮問するものです。

答申

令和元年9月17日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市自転車活用推進計画策定委員会
委員長 岡村 敏之

(仮称)相模原市自転車活用推進計画について(答申)

平成30年12月25日付けF N . 0・4・8をもって諮問のありました標記のことについて、別添のとおり答申します。

以上

資料6 自転車利活用実態調査（市民アンケート）

1. アンケート概要

目的・方法：本市における自転車利活用に関する実態と課題を把握するため、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、市民の意見をスピーディーに把握し、計画を推進する上での迅速・的確な意思決定や政策反映に資するものです。

実施時期：平成31年3月6日～3月13日

対象者：相模原市内在住者の男女15歳以上

回収票数：500票

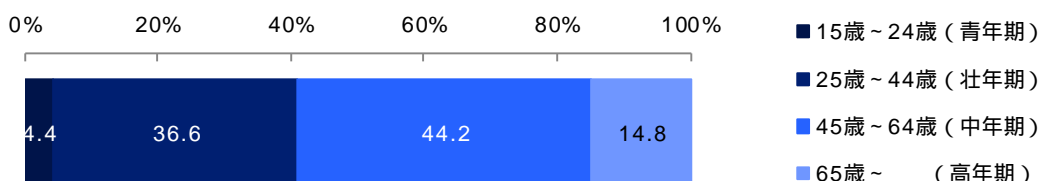
2. 調査結果の概要

（1）回答者の属性

年齢

- ・回答者の年齢構成は、45歳～64歳(中年期)が最も多く44.2%であり、次いで25歳～44歳(壮年期)が36.6%でした。
- ・これに対し、65歳～(高年期)が14.8%、15歳～24歳(青年期)が4.4%と比較的少ない傾向でした。

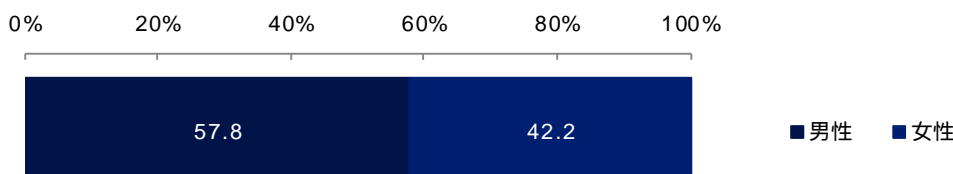
回答者の年齢構成



性別

- ・回答者の性別比は、男性57.8%、女性42.2%となっています。

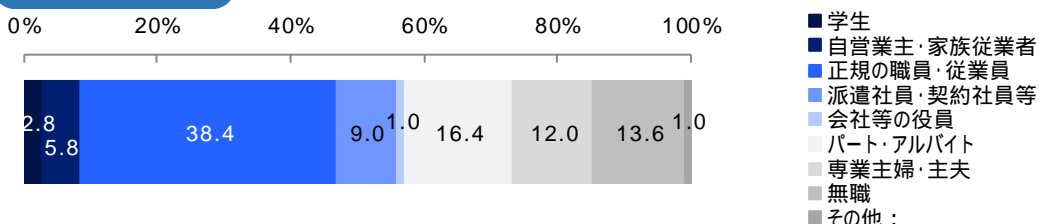
回答者の性別



職業

- ・回答者の職業は、正規の職員・従業員が最も多く、次いでパート・アルバイト、無職、専業主婦・主夫、派遣社員・契約社員等、自営業主・家族従業員者、学生と続いています。

回答者の職業



(2) 自転車の利用状況など

普段どのくらいの頻度で自転車を利用していますか。

- ・全体では、「1週間に5日以上」が34.0%で最も高く、次いで「1週間に1～2日」が20.2%で続いています。
- ・「年齢区分」では、「15歳～24歳(青年期)」で「1週間に5日以上」が全体と比較して高く、「65歳～(高年期)」で「1週間に3～4日」「1週間に1～2日」が全体と比較して高くなっています。

自転車の利用頻度

		1週間に5日以上	1週間に3～4日	1週間に1～2日	1ヶ月に数日	それ以下
全体		34.0	18.2	20.2	19.8	7.8
年齢区分	15歳～24歳 (青年期)	40.9	22.7	4.5	18.2	13.6
	25歳～44歳 (壮年期)	37.7	13.7	24.0	18.6	6.0
	45歳～64歳 (中年期)	33.9	18.1	15.8	24.0	8.1
	65歳～ (高年期)	23.0	28.4	28.4	10.8	9.5
(4)居住地域	中央区	38.5	16.0	21.5	18.5	5.5
	南区	32.0	21.0	18.0	19.0	10.0
	緑区 (旧市地域)	29.1	17.7	24.1	20.3	8.9
	緑区 (旧4町地域)	28.6	14.3	14.3	38.1	4.8

あなたが、最もよく使う自転車の種類は何ですか。

- ・全体では、「シティサイクル」が59.4%で最も高く、次いで「スポーツバイク」が14.0%で続いています。
- ・「年齢区分」では、「15歳～24歳(青年期)」で「シティサイクル」、「25歳～44歳(壮年期)」で「チャイルドシート付自転車」「チャイルドシート付・電動アシスト付自転車」、「65歳～(高年期)」で「シティサイクル」が全体と比較して高くなっています。
- ・「居住地域」では、「緑区(旧4町地域)」で「電動アシスト付き自転車」「スポーツバイク」が全体と比較して高くなっています。

よく使う自転車の種類

		シティサイクル	チャイルドシート付自転車	電動アシスト付自転車	チャイルドシート付・電動アシスト付自転車	折りたたみ自転車	スポーツバイク	その他		
全体		59.4			4.2	10.4	3.6	7.2	14.0	1.2
年齢区分	15歳～24歳(青年期)	72.7					9.1	9.1	9.1	
	25歳～44歳(壮年期)	49.2	9.3		12.6		9.8	4.9	13.7	0.5
	45歳～64歳(中年期)	63.8			1.4	8.1		9.0	17.2	0.5
	65歳～(高年期)	67.6			1.4	12.2		6.8	6.8	5.4
(4)居住地域	中央区	61.5			4.5	9.5	4.5	7.5	12.0	0.5
	南区	60.5			3.5	8.5	2.5	9.0	14.0	2.0
	緑区(旧市地域)	57.0			5.1	13.9	5.1	2.5	15.2	1.3
	緑区(旧4町地域)	38.1	4.8		23.8		4.8		28.6	

スポーツバイク：ロードバイク、クロスバイク等。

自転車を最も多く利用する目的は何ですか。

(自転車を利用して行う事柄のうち、最も自転車に乗る頻度が多い目的をお答えください。)

- ・全体では、「買い物・食事等」が55.2%で最も高く、次いで「通勤(28.0%)」「健康づくり(4.4%)」となっています。
- ・「年齢区分」では、「15歳～24歳(青年期)」で「通学」「観光・レジャー等」、「65歳～(高年期)」で「買い物・食事等」が全体と比較して高くなっています。
- ・「居住地域」では、「緑区(旧4町地域)」で「業務」や「買い物・食事等」が全体と比較して高くなっています。

自転車の利用の多い目的

		通勤	通学	業務	買い物・食事等	通院	観光・レジャー等	スポーツ	健康づくり	その他			
全体		28.0		1.4	1.2		55.2		1.6	1.4	3.2	4.4	3.6
年齢区分	15歳～24歳(青年期)	27.3			31.8			22.7	9.1		4.5	4.5	
	25歳～44歳(壮年期)	32.2		1.6			53.0		0.5	2.7	0.5	1.1	8.2
	45歳～64歳(中年期)	29.9		1.4			56.1		1.4	1.4	4.5		0.5
	65歳～(高年期)	12.2			67.6				5.4	1.4	4.1	6.8	2.7
(4)居住地域	中央区	31.5		0.5	2.5		55.0		0.5	2.0	1.0	2.5	4.5
	南区	28.5		1.5	0.5		54.0		2.0	1.5	5.0	5.0	2.0
	緑区(旧市地域)	21.5	3.0				57.0		3.8	2.5	7.6		5.1
	緑区(旧4町地域)	14.3	9.5				61.9		4.8	4.8	4.8		

業務：打合せ・会議、配達・仕入れ等

「 の設問」での最も多く利用する目的において、自転車から他の交通手段へ最もよく乗り換えるものは何ですか。

- ・全体では、「乗り換えなし」が49.8%で最も高く、次いで「鉄道」が36.6%が続いています。
- ・「利用目的」では、「通勤」で「鉄道」、「通学」で「鉄道」「バイク」、「業務」で「鉄道」、「通院」で「バス」「乗り換えなし」、「観光・レジャー等」及び「スポーツ」で「自動車」「乗り換えなし」、「健康づくり」で「乗り換えなし」が全体と比較して高くなっています。

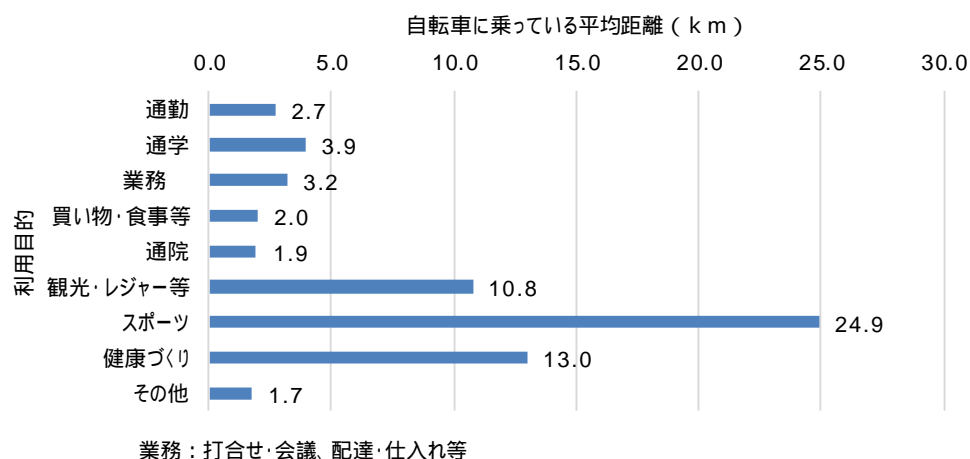
利用目的別の自転車からよく乗り換える交通手段

		鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	その他	乗り換えなし
全体		36.6		2.6	9.6	0.6		49.8
利用目的	通勤	47.9		3.6	0.7	7.9	0.7	38.6
	通学	57.1				14.3		28.6
	業務（打合せ・会議、配達・仕入れなど）	50.0						50.0
	買い物・食事等	34.8		2.5	9.8	0.4		52.5
	通院	12.5	12.5	12.5				62.5
	観光・レジャー等	14.3		28.6				57.1
	スポーツ	25.0		18.8				56.3
	健康づくり	22.7	4.5	4.5				68.2
	その他	11.1	16.7	5.6				66.7

「 の設問」での最も多く利用する目的において、自転車に乗っている距離及び所要時間は片道どのくらいですか。

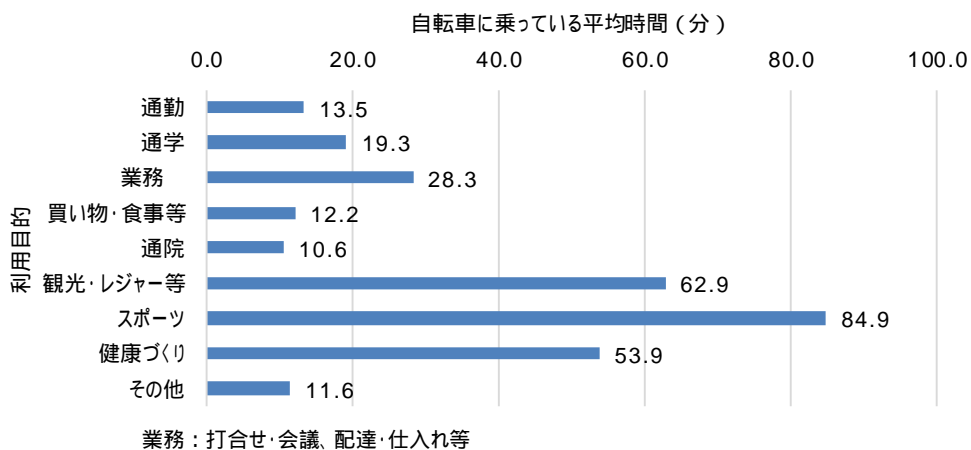
- ・「通勤」「通学」「業務」「買い物・食事等」「通院」が目的の自転車走行距離は、片道2 km ~ 4km 程度となっています。
- ・「観光」「健康づくり」が目的の自転車走行距離は、片道11 km ~ 13 km 程度となっています。
- ・「スポーツ」が目的の自転車走行距離は、片道25 km 程度となっています。

利用目的別の自転車に乗っている片道平均距離



- ・「通勤」「買い物・食事等」「通院」が目的の自転車走行時間は、片道10分 ~ 15分程度となっています。
- ・「通学」「業務」が目的の自転車走行時間は、片道20分 ~ 30分程度となっています。
- ・「観光・レジャー等」「健康づくり」が目的の自転車走行時間は、片道50分 ~ 60分程度となっています。
- ・「スポーツ」が目的の自転車走行時間は、片道85分程度となっています。

利用目的別の自転車に乗っている片道平均時間



相模原市内での日常的な移動で、最も利用回数の多い交通手段は何ですか。

- ・全体では、「自転車」が37.0%で最も高く、次いで「自動車(34.6%)」「鉄道(12.4%)」となっています。
- ・「年齢区分」では、「15歳～24歳(青年期)」で「鉄道」、「65歳～(高年期)」で「徒歩」が全体と比較して高くなっています。
- ・「居住地域」では、「緑区(旧市地域)」で「自動車」、「緑区(旧4町地域)」で「バス」「自転車」が全体と比較して高くなっています。
- ・「職業」では、「学生」で「鉄道」、「自営業主・家族従業者」で「自転車」、「正規の職員・従業員」で「鉄道」「自動車」、「派遣社員・契約社員等」で「自転車」、「パート・アルバイト」で「自転車」、「専業主婦・主夫」で「自転車」「徒歩」、「無職」で「徒歩」が全体と比較して高くなっています。

市内における日常利用の多い交通手段

		鉄道	バス	自動車	タクシー	バイク	自転車	徒歩	その他
全体		12.4	3.8	34.6	2.2		37.0		9.8
年齢区分	15歳～24歳(青年期)		31.8	4.5	13.6	4.5	40.9		4.5
	25歳～44歳(壮年期)	13.7	3.3	36.6		1.6	36.1		8.7
	45歳～64歳(中年期)	11.3	3.6	36.7		0.5	37.6		7.7
	65歳～(高年期)	6.8	5.4	29.7	1.4		36.5		20.3
(4)居住地域	中央区	12.5	3.0	34.0		2.0	39.5		9.0
	南区	13.5	3.5	30.0	0.5	3.0	38.5		11.0
	緑区(旧市地域)	12.7	3.8	43.0		1.3	30.4		8.9
	緑区(旧4町地域)	14.3		52.4			23.8		9.5
職業	学生		35.7	7.1	7.1	7.1	35.7		7.1
	自営業主・家族従業者	10.3	6.9	34.5		3.4	44.8		
	正規の職員・従業員	17.7	2.1	43.2		3.6	25.0		7.8
	派遣社員・契約社員等	13.3	6.7	26.7			46.7		6.7
	会社等の役員		40.0				40.0		20.0
	パート・アルバイト	8.5	6.1	34.1			46.3		4.9
	専業主婦・主夫	1.7		33.3			50.0		15.0
	無職	5.9	5.9	20.6	2.9		41.2		23.5
	その他			60.0			20.0		20.0

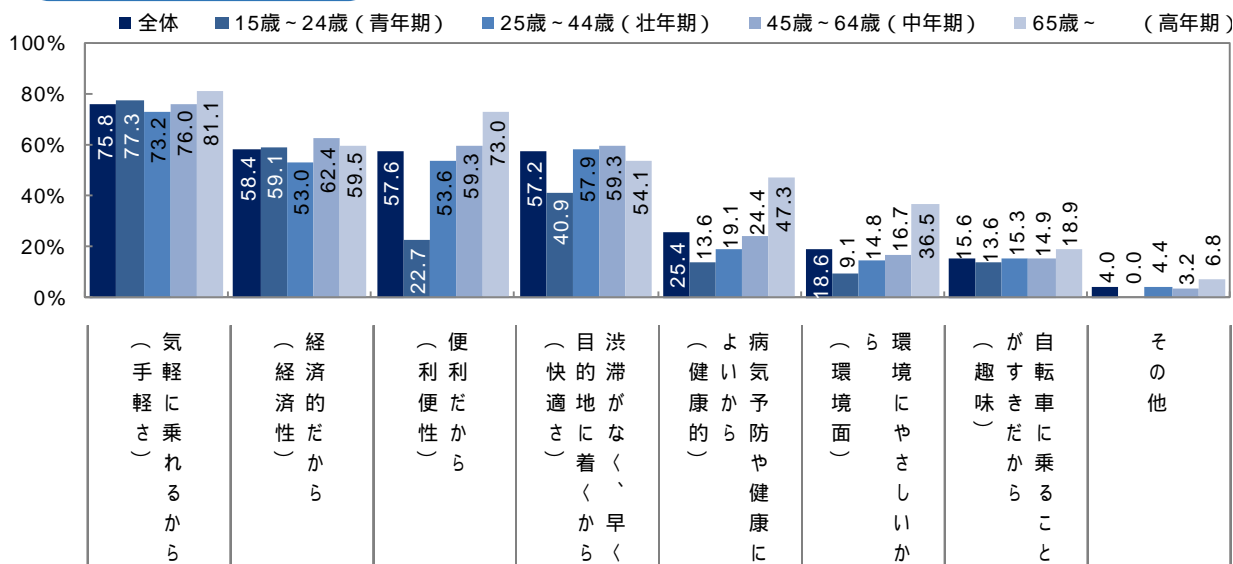
バス：コミュニティバスを含む。

バイク：原付を含む。

自転車を利用する理由を教えてください。

- ・全体では、「気軽に乗れるから(手軽さ)」が75.8%で最も高く、次いで「経済的だから(経済性)(58.4%)」「便利だから(利便性)(57.6%)」となっています。
- ・「年齢区分」では、「65歳～(高年期)」で「気楽に乗れるから(手軽さ)」「便利だから(利便性)」「病気予防や健康によいから(健康的)」「環境にやさしいから(環境面)」が全体と比較して高くなっています。

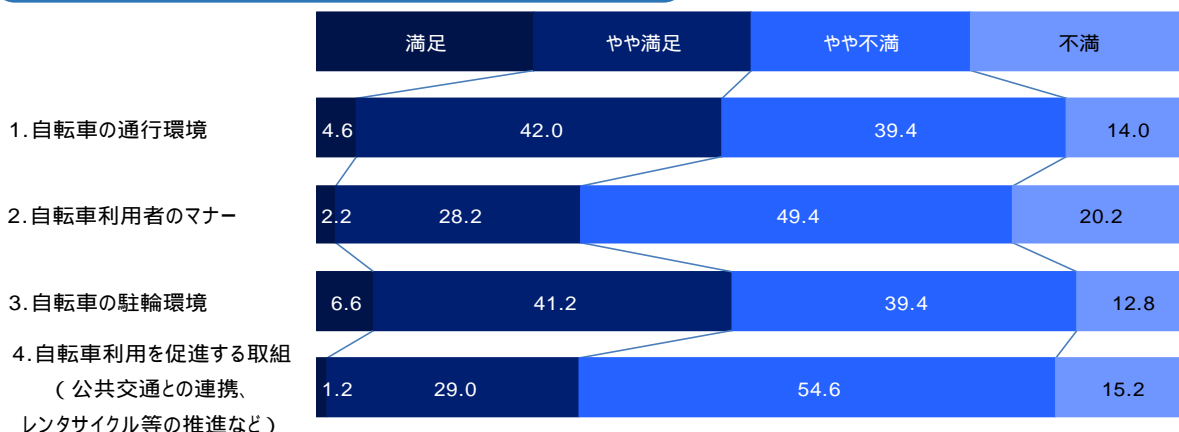
自転車を利用する理由



本市の自転車に関する状況について、現在の満足度を教えてください。

- ・「1. 自転車の通行環境」の全体では、「やや満足」が42.0%で最も高く、次いで「やや不満」が39.4%で続いています。
- ・「2. 自転車利用者のマナー」の全体では、「やや不満」が49.4%で最も高く、次いで「やや満足」が28.2%で続いています。
- ・「3. 自転車の駐輪環境」の全体では、「やや満足」が41.2%で最も高く、次いで「やや不満」が39.4%で続いています。
- ・「4. 自転車利用を促進する取組」の全体では、「やや不満」が54.6%で最も高く、次いで「やや満足」が29.0%で続いています。

本市の自転車に関する状況に対する満足度(全体)



- ・「自転車の通行環境」については、「中央区」で「やや満足」、「南区」で「やや不満」、「緑区(旧4町地域)」で「やや不満」「不満」が全体と比較して高くなっています。
- ・「自転車利用者のマナー」については、「緑区(旧市地域)」で「やや満足」、「緑区(旧4町地域)」で「やや不満」「不満」が全体と比較して高くなっています。
- ・「自転車の駐輪環境」については、「緑区(旧4町地域)」で「不満」が全体と比較して高くなっています。
- ・「自転車利用を促進する取組」については、「中央区」で「やや満足」、「緑区(旧4町地域)」で「不満」が全体と比較して高くなっています。

本市の自転車に関する状況に対する満足度（居住地域別）

		満足	やや満足	やや不満	不満
環境 の 通 行	中央区	6.5	48.5	34.0	11.0
	南区	3.5	37.0	44.5	15.0
	緑区 (旧市地域)	3.8	44.3	35.4	16.5
	緑区 (旧4町地域)	19.0	57.1		23.8
の マ ナ ー	中央区	4.0	27.5	50.0	18.5
	南区	1.5	26.0	51.0	21.5
	緑区 (旧市地域)		39.2	41.8	19.0
	緑区 (旧4町地域)	14.3	57.1		28.6
駐 輪 環 境	中央区	8.0	40.0	40.0	12.0
	南区	7.0	42.5	37.0	13.5
	緑区 (旧市地域)	3.8	41.8	43.0	11.4
	緑区 (旧4町地域)		38.1	42.9	19.0
促 進 す る 利 用 を	中央区	1.5	34.0	50.0	14.5
	南区	1.5	24.5	59.0	15.0
	緑区 (旧市地域)		30.4	55.7	13.9
	緑区 (旧4町地域)	19.0	52.4		28.6

資料7 用語説明

【カ】

カラーニート舗装

路面の着色により視認性を強調するための舗装のこと。

COOL CHOICE

2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減するという国の削減目標達成のため、地球温暖化対策に資する「製品」、「サービス」、「行動」を積極的に選択することを促す国民運動のこと。

交通手段分担率

全体の交通手段に対する利用の割合のこと。

【サ】

生活道路

その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道のこと。

サイクルアンドバスライド

バス停まで自転車で行き、バス停付近に設置してある自転車駐車場に駐車し、バスで駅などの目的地へ向かうシステムのこと。

サイクルアンドライド

自転車で駅に来てバス・電車に乗り換えるシステムのこと。

サイクルスポーツ

自転車を使って行うスポーツ競技の総称のこと。

サイクルツーリズム

自転車での観光振興のこと。

サイクルラック

サドルをかけるタイプの自転車置き場のこと。

サイクリスト

サイクリングをする人。または、自転車競技の選手のこと。

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例

自転車の安全で適正な利用の一層の促進を図るため、自転車を利用する際の交通ルールやマナーの遵守、ヘルメットの着用、点検整備の実施、企業や学校などでの交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入を義務付ける条例のこと。

相模原市通学路交通安全プログラム

市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進するための体制のこと。

シェアサイクル

街中に複数の自転車貸出拠点(ポート)を設置し、利用者が貸出拠点のどこにでも返却することが可能なシステムのこと。

自転車安全利用五則

自転車に乗るときの基本ルールのことであり、「 自転車は、車道が原則、歩道は例外 」、「 車道は左側を通行 」、「 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 」、「 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認) 」、「 子どもはヘルメットを着用 」の5つのこと。

自転車専用通行帯

道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識等により、車両通行帯の設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。

自転車等

自転車及び原動機付自転車のこと。

自転車道

自動車交通から構造的に分離された、自転車専用(一部は歩行者との共用)の通行空間のこと。

自転車歩行者道

道路構造令第 2 条第 3 号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のこと。

自転車レーン

自転車レーンとは、自転車のみが通行できる専用のレーンのことであり、道路交通法で定められた標識標示があり、自転車(幼児、高齢を除く。)は、専用通行帯を通行しなければならないとされている。

自発光式道路鋳

交差点、カーブ等で車両のドライバーに注意を喚起するために、交差点の中心又は縁石等に設ける太陽電池を利用した発光鋳のこと。

smart move

公共交通機関の利用やエコカーへの乗り換え、徒歩や自転車利用の推奨など、日常の様々な行動を工夫して、CO2 排出量を削減しようという取組のこと。

「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの推進

国の第 2 期スポーツ基本計画において定義されている、スポーツへの参画の考え方のこと。

【タ】

電動アシスト付自転車

電動機により人力を補助する自転車のこと。

【ハ】

ピクトグラム

何らかの情報や注意を、わかりやすく伝えるために表示される絵文字のこと。

【ラ】

レガシー

オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。

レンタサイクル

駅や交通ターミナル等で通勤・通学・買い物などの目的のために自転車を貸し出す事業で、1台の自転車を複数の利用者が利用できるシステムのこと。

相模原市自転車活用推進計画

発行 令和2年3月

編集 相模原市 都市建設局 まちづくり事業部 都市整備課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15

TEL : 042-769-8258

FAX : 042-754-8490

Eメール : toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 第3次相模原市住生活基本計画の策定について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

若年層や子育て世帯の定住促進については、市内での定住促進と市外から移住促進の両面が考えられる。相模原市に住むことのメリットを打ち出すとともに、対外的なPR方策など、シティプロモーションの観点からも検討してもらいたい。

承知した。

- 基本方針5にある「地域活動拠点のための空き家の活用」とは具体的にどのようなものが想定されるのか。

例えば、福祉活動をしている団体等が「事務所を設けたい」というニーズを持っていた場合には空き家を活用してもらい、ということなどが想定される。

- 基本方針6にある「マンション管理組合登録制度の創設」とは、どのような制度か。

市内のマンション管理組合を登録し、市の施策に関する情報を、一方通行ではなく双方向で周知、提供する制度である。

人権施策推進指針の理念はどのような形で反映されているか。

本計画46ページのとおり、住宅確保要配慮者の範囲として、住宅セーフティネット法や国土交通省令、賃貸住宅供給促進計画で定める者とし、例えば、DV被害者やLGBTの方を記載している。

- 本計画における他都市にはない、本市独自の新たな取組はあるか。

高齢の方が自宅の空き部屋を学生等に低廉な家賃で提供し、同居・交流する住まい方である「異世代ホームシェア」を研究しており、近隣大学にもヒアリングを実施し、制度の検討を計画に記載している。

- 「農地付き空き家の活用促進」については、都市部と中山間地域が共存する本市ならではのものと思われるので、是非PRし、利用促進を図ってもらいたい。

- 空家等対策計画との関連も深いと思われるので、次回の改定の際には統合も検討してもらいたい。

承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

2 (仮称)相模原市自転車活用推進計画の策定について

(説明者：都市整備課長)

(1) 主な意見等

- 今後、オリンピックレガシーとしてロードバイクに乗る方が増加すると思われるが、新たな交通ルール・マナーについて課題が出てくるのでは。これまでとは異なる視点を持ち、スポーツ団体を通じた普及啓発も必要になると思われる。

都市部での交通ルール・マナーと、観光・スポーツでの交通ルール・マナーは異なってくるものと認識しており、関連団体と調整を図りながら進めていきたいと考えている。

- 成果指標「放置自転車等の台数」は、どのようにカウントしているのか。
1年間で放置自転車が最も多い5月の平日2時から3時までの間で調査し、一日当たりの放置自転車台数としてカウントしている。

成果指標「自転車損害賠償保険等加入率」の把握はどのように行うのか。
世論調査によって把握する。

- 本計画期間で保険加入率100%達成とするのは難しいのではないかと。
「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」によって自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられていることを踏まえ、100%加入を目指すものである。

- 保険加入率の目標を100%に設定するに当たり、どのような社会を目指し、そのために何をすべきなのかを考え、取り組むことが重要ではないかと。

基本方針5「自転車駐車場・駐輪スペースの確保」として「自転車駐車場の充実」を掲げているが、例えば、相模大野駅から北里大学の間など、自動車交通量の多い箇所に、サイクルアンドバスライドの考え方に基づいて自転車駐車場を充実させる考えはあるのか。

施策17「まちづくりと連携した自転車施策の推進」や施策18「公共交通機関と自転車の相互利用の促進」において、バスターミナル、バス停留所付近等に自転車駐車場を引き続き整備していくことを計画に位置付けている。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

以 上